

小便。一書訓注に屩此云三愈磨理和名抄に。尿小便也。由波利とあるは轉れる言なるへし記傳云。由は湯。麻理は尿麻理の麻理に同くて。其出るを云と云はれき。さて此時麻理給へる湯。即水なり。其は此に従て生坐る神の御名にて柄焉し。湯は水の火氣を厚くうけ含みて媛なるを云稱なればなり。後に伊弉諾尊の御名に。巨川の化れるを合せ考へて。此の御屩即水なること。知られたり。○大便。和名抄糞屎也。和名久曾。さて小便はユマリシタマフトキ。大便はクソマリタマフトキと訓へし。小便大便の化して水と成り埴となりしにあらず。○姫字。本に媛と作るを。纂疏本活字本に依て改む。記傳云。書紀に凡て比古に彦字。比賣に姫又媛字を用られたり。其は大抵皇胤の女には姫字。他姓の女には。媛字を書れたりと云るに依れり。此紀神の御上をば。すべて皇統と同じさまに。作られたれば○記傳云。上件迦具土金山波邇夜須と云名。皆天香山に由縁あり。先彼山の名迦具土と同く又此神の所殺坐る身體に。諸の山津見神の成坐るも山に由あり。武郷云。火神の御體の。天上に上りて。天香山と成れるを。かく山津見神の成れると云傳へしにや。いつれにても。香山と迦具土とは。もてはなれたる事にはあらし。さて火神は。此國土にて生れ玉ひし神なるを。年中行事秘抄に引る舊記。又奈氏本系頼に。天神と云るは。天香山に坐に依てなり。又石屋戸段に。取天金山之鐵とあるを。書紀には天香山とあれば。香山と金山とも由あり。武郷云。金神金山産神は。火を防かむ料坐す香山に共に住玉へるものなるへし。借此神を金山産と申しより移りて。香山とも金山とも稱けらし。又波邇夜須と云地名の。天の香山にあるも由あり。武郷云土神地山姫も。火神を鎮めん料の神なれば。是神また金山産神と同しく。香山に住坐りしなるべし。此國に降り付たる香山に。埴安といふ名の。此由なるべし。此に依て按に。香山を埴山と云しを知るべからず。さるは此山より埴土を出せること。古書にまた見えて。いと深きよしあり。これらたま〜に然る事とは聞えず。いかさまにも。所以ありけなる故に。驚しおくなり。とあるはさる言なり。

一書曰。伊弉册尊生エフ火神ヒノカミ時トキ被灼レ而神退去矣マシ。故葬カクレマツル於紀伊國キイノクニ熊野クマノ之有馬村アヤマノムラ焉。

紀伊國。記に木國とあり。其字の意なり。記傳云。紀伊と書は。必二字に定むへしとの御制に因て。紀音の韻の伊を添たるなり。此例多しと云へり。此國の木に由あることとは。下に見えたり。○熊野有馬村。熊野は牟婁郡なり。此地郡の半に過て。數十里に亘れる大名なり。されど和名抄には。郷名にも載らず。古は人民いと少かりつと見ゆ。名義隈野なり。隈とは下卷に八十隈。將隱去とある。八十隈に同じく。幽冥カミの隈カマあるよしの名なり。隈はもと物に隔のありて。裏の見えかたきを云。野とは山にも原にも。甚ひろき地を云。此地は現界に在なから。神の住坐處ありて。人のえ料知かたき隈々あるを云なり。さるは伊弉册尊の神退ままし時に。殞斂セウケン之處に。伊弉諾尊の行まじまか。如平生ニ出迎へて相見まし。其後遂に現身なから黄泉國に到坐しは此地なり。又記屋尾古神坐す御所より。大穴牟遲命の黄泉國に入坐るも紀國なり。此は熊野にはあらねども同國なれば由あるなり。又式に熊野坐神社。今本宮と云熊野三所の内なり。其祭神は熊野夫須美神伊弉册ハヤマノフスミ速玉之男神ハヤタマノノボリ家津御子神ケツミコノカミ素戔スサノ尊ノミコなるか。何れも黄泉國の大神に坐を以ても。此地に八十隈ある事知られたり。故神武天皇の御世の頃までも。荒神ども此山に甚多かるは。其所謂に依てなりけり。さてまた出雲國にも熊野と云地ある。是又隈野にて。彼國にも八十隈あることは。彼國に黄泉平坂ありて。黄泉國に行通ふ域トコロのあるなどよりはしめて。神代より人の世に至るまで。神々志きこと他國とは

甚異なり。紀國と出雲國と。通てきこゆることあるも此由なり。熊野の隈野なる事は。或人も既に云るをききたり。 借玉勝間云。新宮に上熊野中熊野下熊野とて三村あり。有馬村は新宮より北の方へ。伊勢の方へ五里はかり行て。木の本といふ所の。二十町ばかり南にあり。そこに産田神社。また花の窟あり。里人あやまりて。大般若の窟といふ。此窟の山高さ二十四五間。周三町ばかりあり。この窟は伊邪那美命を葬奉れる所といふを。又或説には伊邪那美命を葬奉れる所は。産田神社にて。花窟は火神なりとも云りとあり。南紀名勝志に。此窟は有馬庄有馬村の東北に在り。岩高さ二十六丈。石表あり高一丈三尺。岩窟より四北一町。山上に燈籠峯と名くるあり。毎年正五九月僧讀經而祭焉云々とあり。又通證に引る那智二卷書と云ものに。有馬村有産田宮。今按聞之新宮神人。合乃伊弉册尊神退之地。而其東有隱窟。亦曰産立窟。亦曰花窟。花窟見増基熊野紀 所葬伊弉册尊岩窟也。今按。去宮三里許。海濱突出大巖也。 每歲暮春以繩作花及幡旗。今按。撰撰賢木葉爲圍繞於窟歌舞祭之。蓋往古遺俗也。とあり。さて記には。葬出雲國與伯伎國一堺比婆之山上也。とあり。記傳云。此山今詳に知れず。國人などによく尋ねしとあり。或説に。内山眞龍の考に。出雲風土記に。仁多郡御坂山とあるそ是なるべき。と云る。此は備後國にて尊山と稱へる此山也。此山頂より中分して。北方は出雲國仁多郡馬木村。東南は備後國奴可郡大屋村。西方は同國惠蘇郡日和組の内道原谷なり。日和は。ヒハの音便なるへし。扱は出雲伯伎塚とあるに合されと。此山より伯伎まで。相距こと五六里なれば。國堺の移れるなるべし。山頂なる鳥帽子岩を。古來土人これを神跡と申傳ふ。又七本持とも云と云り。なほよく國人に尋問ふ。異なる一の傳なり。出雲と紀伊國とは。遙に隔りながら。神代には近く通ひて聞ゆること多し。と記傳に云れたるをも思へし。委しき事は。記傳に見て知べし。 ○葬。本にカクシマツルとよめり。萬葉に磐隱坐と云ことあれは。迦久須と云も古き稱なるへし。石隠と云も。石構の内に葬り奉るに就て云稱なり。又波夫流も古言なり。言義は神を祭る者を説と云に同じ。船留在の義にて。御前に船留拜み仕奉るよりの名なるへし。 されと波夫流は。記傳に死人を送遣事を云稱にて。

日代宮段に天皇之大御葬などある。葬字は然訓へけれど。此は葬奉りたる處に就て云なれば。波夫流とは事違り。似たることながら。差あるものそと云り。さて此に葬とはあれども。まことに御體を埋め奉るにはあらずて。假に姑く御屍を收置たりし處にて。即第九一書に殯斂之處とある即是也。此事は其一書に委云。其をかく後世の御陵墓のさまに。語り傳へたるにて。其處は産立窟亦花窟をさして云るなるべし。

土俗祭此神之魂者。花時以花祭。又用鼓吹幡旗歌舞而祭矣。

此神之魂。魂を美拖磨と訓るは恩頼の意なり。神武紀に。我皇祖之靈自天降。鑿助朕躬。垂仁紀に。頼聖帝之神靈。と見えたる靈。又神靈と同意なり。和名抄に。靈日本紀云美太萬。一云美加介。又用魂魄二字とあるは。右等の靈字の訓なるへし。然れば美加宜とも訓へくこそ。萬葉五。阿我農斯能。美多麻多麻比氏又十八皇御祖乃御靈多須氣豆などあり。此等を合せて。此神の御蔭を令蒙玉ふ。その美拖磨なることを知へし。○祭は。君の國を治め賜ふ御事を政と云。其麻都理と言の意は同じきなり。記傳云。天下の臣連八十伴緒の。天皇の天命を奉りて各其職を奉仕る。是天下の政なり。さて奉仕るを麻都理と云由は。麻豆流を延て麻都呂布とも云は。即君に服従て其事を承り行ふをいふなり。されは都留は事。服従なり。又服従は奉仕にて。皆本は一意より出たり。 又神を祭ると云も。其神に奉仕るにて。本同言なりと云れたるにて知べし。

さて祭ニ此神之魂^ニは産立窟に就て祭る事也。然るは此大神を。假に歛め奉し始など。八百萬神等共に奉仕りし時の。神事の遺り傳はれるなるべし。○花時以花祭。諸本いつれも。花時亦以花祭とあるを。今は舊事紀に據て亦字を削り去りつ。元々集の古本に引たるにもなし。此字ありては。通文ぬ文となれり。儲花は何の花ともなければ。此は萬木花ならむかと思へど。猶思ふに。昔も今もたに花と云るは。主と櫻花を云へれば。下卷木華開邪姫も。櫻花なること其處に云るを見へし。又萬葉の歌ともは更也古今集序に。難波津に咲この花とある歌。王仁の作は。と云へるはおほつかなければ。古くも櫻を花とのみ云へりし證はすへし。此花を梅なりと云る説は據なし。さて後の世にはたう花と云て全ら櫻のことと爲。この花も櫻なるへし。さて此文は。常に祭る中にも。殊更に花時には花を以て祭ると云事なり。○鼓吹幡旗。鼓は倭名抄音樂部鼓和名都々美箋注に云。豆菟彌見ニ神功紀ニ武内宿禰爲太子ニ答歌。神代紀鼓字同訓。本居氏引ニ或記ニ都々美都曇字音。唐天竺伎有ニ都曇鼓。以ニ阿都美用ニ阿曇字例レ之。是説可レ從。愚謂都々美以ニ其音得レ名。都曇鼓亦以レ音得レ名。其名適合耳。非^レ依^ニ都曇鼓^ニ名^中都々美^上也。猶^下雞鴉以^ニ鳴聲^ニ得^レ名。加介加良須亦以^ニ鳴聲^ニ得^レ名。然皆自國之名。非^向依^ニ雞鴉^ニ字^音得^レ此名^也とあり。萬葉二に。齊流^{トハ、フル}鼓^{ツ、ミ、ノ、コト}之^{ハ、イ、カ、ウ、チ、ノ、コト}音^{ハ、ミ、ノ、コト}。雷^{ノ、イ、カ、ウ、チ、ノ、コト}之^{ハ、イ、カ、ウ、チ、ノ、コト}聲^{ハ、ミ、ノ、コト}登^{ル、コト}聞^{ル、コト}麻^{ノ、イ、カ、ウ、チ、ノ、コト}低^{ル、コト}とあり。笛は上代本記に。凡神樂之起猿女君祖天鈿女命採^ニ天香山竹^ニ。其節間^ニ風穴^ニ通^ニ和氣^ニ。今世號^トと見え。本朝事始に。齋部私記曰。天磐笛事代主命製^レ之奉^ニ天孫瓊々杵尊^ニ。以^レ磐名也^ニ。以^レ祝^ニ天孫^ニ也とあれば。共に神代よりの物なること云も更なり。幡旗は通證に常陸風土記。黒坂命云云。葬具儀。赤旗青幡交雜飄颺。喪葬令。親王諸臣有^ニ鼓大角小角幡等^ニ。又考^ニ舒明紀^ニ。迎^ニ唐國使人^ニ。有^ニ鼓吹旗幟^ニ。則古昔送迎之大禮皆用^レ之也。蓋葬祭亦猶^ニ送迎^ニ然。

とあり。又萬葉の歌にも見ゆ○歌舞而祭。神事に歌舞を用のみならず。葬儀にも其事を行ふは轉れるなるか。其も神代よりの事なることなど。委くは下卷の注に云へり。扱御祭。今も二月二日。十月二日。時の花以て祭るなりと。國人云り。南紀名勝志には。正五九月とあり。那智三卷書には。毎歲春云々とあり。此らみな聊かかはれり。いつれか信ならん。なほ其國人に聞てよく正すべし。

附録追加

熊野有馬村伊諾冊尊御陵考證紀伊國熊野人著云

熊野有馬村。紀伊國南牟婁郡有井村大字有馬は。往古は單に有馬村と稱し。中世池邊村と改め。近世又舊名に復し。明治二十二年町村制度實施の後より有井村大字有馬と稱す。其中口有馬奥有馬と小分せり。○有馬村。後山木本境まで二十二町五十間。志原境まで三十八町五十間。金山境まで一里半。久生屋境まで十八町五十間。但し口有馬奥有馬山崎と分れたり。○有馬莊。總て十三箇村。有馬は此邊の總名にして。此村慶長の頃は池邊村と云。慶安の頃今の名となり。近世又口奥山崎の三箇村に別つ。諸舊記に由るに。應永の頃有馬和泉守忠永。此地及附近の諸村を領す。子孫永く世襲たり。有馬氏の邸宅の遺跡。今尙此地に存在す。

花窟。有馬の海岸に。花窟と稱する巨巖あり。其形狀略古來之を伊弉冊尊の山陵なりと唱へ。崇敬奉祀すること久し。又其傍に王子窟と云あり。軻遇突智神を祀る。○花窟。又隱カクレの窟とも號し。又産立ウツタテの窟とも號す。口有馬村に在り。岩の高二十八間。山の尾崎地より十間上に。五尺四方程の石の洞あり。此洞は御からごとと申傳ふ。人の通ふこと成らざる處なり。瑞籬十間に二間なり。一丈三尺の鳥居あり。卯辰の方は海なり。此岩より浪際まで三十間あり。戌亥の方山嶺一町上に。燈籠の峯と云岩あり。此岩に七尺四方の洞あり。毎年正五九月理趣分を讀む。俗此所を大般若と云。此祭昔は二月二

日十月二日。内裏より注連繩錦幡金銀にて花を造り祭る。今は其眞似にて藁繩にて祭るなり。○花窟の名。増基法師が記行主に始めて見たり。花を以祭るより起れる名なり。下より十間計上に。方五尺許の洞あり。土人御からごとと云。此窟の側七八間計を隔て、對する岩あり。高四間半。是を王子の窟と云。軻遇突智神の神靈を祭る。此神伊弉冊尊の御子なれば。王子の窟との名あり。一名を聖の窟とも云。此窟にも拜所ありて玉垣を周らす。紀伊續風土記○花窟祭典。毎歲二月二日十月二日に祭典を行ふ。今尙古典中に載する處の儀式を存せり。村民注連繩を掛け。繩を以て幡の形志たるもの三流を造り之を垂る。又種々の花を奉供す。○寛文記に。昔は祭日には。紅の繩錦の幡。金銀にて花を作り散し。火の祭と云ひしとあり。土人云錦の幡は。毎年朝廷より獻し給へるに。何の年にか熊野川洪水にて。其幡を積みたる御船破しかは。土人祭日に至り。俄にせんすへなく。繩にて幡の形を作りしとそ。其後錦の旗の事絶えて。繩を用。今花井莊熊野川相須村の邊に。絹巻石と云あり。破船の流れて其石に掛りし故に此名ありと云。今土人の用る所は。繩を編みて幡三流の形を造り。幡の下に各種の花を括り。又扇を結びつけて。長き繩を以。窟の上より前なる松の樹に高く掛け。三流の旗。窟の前に翻る。歌舞は無れとも。以花祭又用三鼓吹幡旗祭と云。故實を存すること。珍らしき祭事と云へし。夫木集光俊朝臣花祭の詠。神まつる花の時にやなりぬらむ。ありまのむらにかかる白ゆふ。及久安百首の歌に。大炊御門右大臣。紀のくにやありまのむらにます神に。たむくる花はちらしとらおもふ。よみ人しらす。春風に掃ささゆくきのくにや。ありまのむらにかままつりせよ。以下五首あり略く。錦の旗などの事は見ぬされとも。花祭の名古くより世に聞えたること知へし。又祭日ならずとも。土人等時々花を奉りて

祈念すと云へり。以上紀伊
續風土記

産田神社。花窟の西數町にして。小字奥有馬の地に産田神社あり。舊記の載する處左の如し。○産田大明神二社。南向社領五石奥有馬村にあり。社内東西三十間南瑞籬内は二十間。三方に高さ八尺五寸の瑞籬あり。前に七間に二間の拜殿あり。十間程置て一丈三尺五寸の花表あり。社内は杉雜木の森なり。祭神西御前伊弉册尊。東御前伊弉諾尊。軻遇突智神。祭禮正月十日○土人傳へて云。伊弉册尊此地にて軻遇突智神を生み給ふ故に。産田と名くと云ふ。神功皇后の應神天皇を産み玉へる地を宇彌と云が如し。後此地を標するが爲に。此地に社を建て。伊弉册尊と軻遇突智神とを祭れるならん。伊弉諾尊は夫神なれば。後に並べて祭れるなり。永正年中の棟札にも。産田二所とあれば。古くより二所として祭れるなるへし。上古は榎本氏代々神官にて。

社領の地を掌りしに。中世以來別に神主を置きて神事を掌らしむ。天正の頃。榎本氏斷絶し。宮社も盡く兵火に罹り。古記等傳はらざる事惜むべし。社領は堀内氏の時まで。猶田地五町ありしに。淺野氏の時收公せらる。其頃淺野右近に愁訴して。高五石を免さる。寛文年中花窟と共に。殺生禁札を給へり。祭日は毎年正月十日。隣郷の貴賤群集して參詣す。以上紀伊
續風土記

祭典。本社祭典は。毎年例日本社に之を執行するのみならず。當國熊野新宮神社に在ても。古來遙拜の式あり。新宮神社年中行事に。左の一項あり。正月元日午刻。産田神社遙拜所。献供奉幣祝詞。神樂社僧勤之。十一月十五日夜子尅。於産田宮遙拜所云々社僧勤之。以上紀伊續風土記
及神官上申書伊弉册尊の神靈

當國熊野本宮へ遷座。本宮の神社即ち熊野坐大神は。御垂跡縁起等に載するか如く。往古新宮の東。阿須賀社の北なる。石淵ヤブの谷より。本宮に遷坐ありき。又妣ハハ尊伊弉册尊を有馬村より奉迎し。家津御子大神。熊野夫須美大神。熊野速玉男大神に合配し。本宮に在ては古來之を上四社と奉稱し。特に崇敬奉祀せり。伊弉册尊有馬村より遷幸の事。本宮神社の舊記中に明記するもの多かりしも。明治二十二年の水災の爲め。舊記悉く流亡し。今一も徴すへきものなしと雖も。遷幸の事蹟。今尙口碑に遺傳するもの多し。亦他の地方の舊記中。僅に記録するものあり。彼此併考るに。遷幸の事明確疑ふべからざるなり。下略

右は花窟産田神社の御事。いとつまひらかなれば。考證の大略を抄出せるものなり。なほ委しくは本書を見るへし。

武 郷

日本書紀通釋卷之五

飯田武郷謹撰

第六一書

一書曰。伊弉諾尊與伊弉冊尊共生大八洲國。然後伊弉諾尊曰。我所生之國。唯有朝霧而薰滿之哉。乃吹撥之氣化爲神號曰級長戶邊命。亦曰級長津彥命。是風神也。

我所生國。重胤云。此は大八洲國を已に生給ひ竟たる後なるにて。引續ける節には非るなり。其は大八洲國を生坐て。共に住給へる程に。朝霧の深く薰り滿て在しかは。吹撥はでは。得あるましく成れるにて。是風神の成坐る所以也。凡て二神の御上のみならず。神代の趣を考るに。御親如此もあらんとおもほし立せる方ほ少く。時の勢の。已に必然せずは。叶ふましく。ことの迫れるに就て止事を得ずして。其行ひ玉へる事共の。終に甚しき御功と成れるは。全く皇。と云り。○朝霧云々。平田翁云。朝は佐と訓へし。祖天神の。預鑄造らせる理に因れる者にて。人事の上にも然り。○朝霧云々。平田翁云。朝は佐と訓へし。朝字をしも書るは。霧は多く朝に立つ物なれば。其意を以て書るなるへけれど。字のまゝに阿佐と訓は非なり。薰滿とは。霧の立こめ棚引たるを云。俗に迦須美のたつ。また毎夜。冠字考に。萬葉に朝霞鹿火屋。の降たるなど云ふ即是なり。冠字考に。萬葉に朝霞鹿火屋之下に云々。この冠字は。朝霞の加乎留と云語あるを略きて。加の一言に言かけし成へしと云れき。此の有朝霧而薰滿之哉。とあるも同じく。又萬葉に鹽氣能味香乎禮留國にも云ひ。古は雲霞烟霧

などの曇るを。加乎留と云へればなり。今昔物語にすら烟の霧り合ひたる中より。かきまされて云々と云つ。と云れ。神樂歌に伊勢之末乃也。云々多久保乃計。以曾良加佐支仁。加保利安不なと見ゆ。この加保利は。乎と保と假字は違へれと思ふ。其は上の鹽許宮許宮呂爾播麻とある。許宮呂は水と同言なればなり。推て知るへし。さて此に蕭字を書るは。加蓋理てふ言の。かく弘て。正借此時は。國土は產生し給ひて。未いくほく此言にあてつへき字のなき故に。姑く香の方に就て。此字を當たるならむ。借此時は。國土は產生し給ひて。未いくほともあらざる世なれば。晴ることなく。唯狭霧のみ立くもれりしなりと云り。或人云。今も北越奥羽の間に。は霧氣深し。松前蝦夷地に至ては青天を見ること等也と云り。う。○吹撥之氣。重胤云。瑞珠盟約章に。吹棄氣噴之狹霧とあり。吹撥と吹棄との差異を如何にと云に。吹棄は緩にて。吹撥は急なり。故其吹棄玉ふ方には。氣噴之狹霧を生玉へるを。此の吹撥はせるには。薰滿たる朝霧を掃はせ玉へり。今も此を試るに。口中より長く息を出せば。緩にして氣をなし。急に息を吹けば。冷にして。唯風耳出るを以て考ふへき也。○級長戸邊命。亦曰云々。山蔭云。級長戸邊命は。女神の名なるに。亦曰級長津彦命とはいか。此は一云を。後に亦曰とは誤れるなるへしと云り。舊事紀に級長津彦命次級長戸邊命とあれば。げに云れたる説の如くなれと。其は中々に誤にて。此は共に男神の御名とすへし。記にも志那都比古神のみ坐はなり。名義。息のことを。古く志とも云るにつきて。纂疏に息長と云むか如しとあり。長を那と云るは古書に例あり。其は此二柱神は。伊邪那岐命の。薰滿る雲霧を撥給ふとして。御息を長く吹給ふへく。其御氣より生給へる故に。息長とは申すなるへし。さて息は氣なり。重胤云。常には氣と云を。志と云は如何にと云に。は空氣の迫りて。動搖くを風と云て。名義氣迫なるべし。其神名に。志那と坐するを始めて。願は屯氣。嵐は荒氣。虹は丹氣なる例也。又風を許佐とも。伊邪佐とも云るを。知に轉して。東風暴風なども云ひ。又其をハヤテと云り。縣居翁説に。萬葉の歌に志長鳥と云るは。鷗鷗のことにて。息長鳥と云むか如し。また二十卷に。にはそりの於

吉奈我河波と連け詠るを以知るへし。此鳥水底に入て。浮出ては長く息つく故に。然云かけしならんと云れたり。借戸は處にて。風氣の常に在處を云なるへく。亦御名の津も同じ。邊は大戸之邊と同じく。女を尊む稱の如くなれと。此邊は然らず。美と通ひて。山津見綿津見などの見に同じく。何れも男神の御名也。風神はかく男神にまませせとも。又其分身は比古比賣二柱にも坐々すこと。祝詞に見わたり。此は速秋津日命は一柱にまませせとも。其分身の女男二柱とも坐々て。河海に依て持別て。御子をさへに生坐ると同じ。されは祝詞によりて。必本より比古比賣並坐りとも定めかたし。記紀に一神を脱したるへし。と云れたる縣居翁説はわろし。さて科戸之風と云ことは。記傳に此神の御名より云て。凡ての風のことなりと云り。重胤云り。級長戸と續く時は。風氣の常在に吹處の謂にて。即此大虚空の事也。大波詞之如久。とあり。又堤中納言物語。無由言卷に。出立つ所は。科戸の原の上の方に。天。吹放事之如久。朝之御霧夕之御霧乎。朝風夕風乃吹掃事河原の邊近く。云々とあるを見るに。科戸と云は。大空の事と見えたり。と云り。○風神。風神の未生さりし以前にも。大虚は素より。氣の充塞れる所也。然るに風神は。其氣を動かす爲に成坐るなり。されは氣を體にして其用は風神なる事。なほ日を體にして其用は火神なるが如し。さて平田翁云。風は伊邪那岐大神の御息より。起れるに就て思ふに。人の氣息も即風にて。音聲を爲し。語言を爲すも。皆此神の御靈を蒙り奉ることなるは云も更にて。此氣息を身に持てる間を。生と云ふは。息と同言にして。命と云も息内といふ言なるへく。死は息去なるへし。死ることを。息絶と云にても。此意の言とは聞えたり。風をも息をもシと云ふことは既に上に云り。と云り。式に大和國平群郡龍田坐天御柱國御柱神社二坐。並名神大龍田比古龍田比賣神社二坐。此社は今も立野村の本宮の玉垣の内に。右方に二社並立せ

玉へり云り。如此く同神なるを異神の如くして。別社に祀奉る事は彼此例あり。とある即是神なり。

又飢時生兒號倉稻魂命

飢時云々。本に飢をヤハシカツシと訓るは謬なり。元々集訓にウヤシカリシとあるを正しとすへし。飢しかりしなり。北野本にはウエタマフと訓れど。かくては伊弉諾尊の御上にのみ。かゝりてせまし。其よし次に云。重胤云。此は二神の天降坐る其始は。彼別天神の如く。隱身に御在し坐しを。磯取盧島に天柱を化豎て。八尋殿を化作玉へる頃よりは。漸々に顯身の大神と成玉ひて。其生坐る御子神等をも。顯身にて生出玉へるなれば。此に於て。顯身を容へき住處あるへく。装ふへき衣服有へく。養ふへき食物有へく。此三物を以て保たせ玉ふへき御命也。然れば此時始て。顯身には食て活へき物の。あらまほしく思ほし成つるなり。次なる黄泉の所に。伊弉册尊の吾已喰泉之竈矣と有を以て。既く火食の事有しを曉るへし。と云れたるか如し。但此飢時を。伊弉諾尊の御事とのみ。見るは委しからず。此時其生坐る御子等。みな顯身にして。生出玉へれば。其御身の上に食て活へきものなくしてはあらず。自ら飢坐るなり。其時をひろくさして云るなり。元々集に引る太田命傳。また神祇書傳圖記と云ものなほに。此を天下飢饉云々と書り。これ其時をひろく云る謬なり。さて記

にも伊弉那岐命伊弉那美命の御子に。大宜津比賣神生坐り。倉稻魂命即ち大宜津比賣神と同神なれば。此こと ことに伊弉諾尊の生兒とあるに熟符へり。さるを此傳をは探らで。平田翁の辨へられたる其説次に云

に。まづ此神の御名の種々に傳はりて。混亂れたることを辨へ置て。後に云へし。さるは大宜都比賣神。倉稻魂命。同神なる由をなほいはす。倭姫命世記に。調御倉神。宇賀能美多麻神坐。亦號大宜都比賣神。亦保食神。神祇官内坐御膳神是也とあるを以て。其の同神に坐すことを知へし。さて此世記の傳に。亦號大宜都比賣神。亦保食神とある。これ又正しき傳なり。そは記に須佐之男命の食物を。大宜津比賣神に乞て。殺し給へることを。紀には月讀尊の。保食神の許到りて。殺し玉へるとあり。大宜津比賣神保食神と同神なること。世記の傳と。彼此思合せて曉るへし。さて又此大宜津比賣神。倉稻魂命。保食神と云は。外宮の度會に坐す豊宇氣毘賣神と同神に坐なり。其はまづ大殿祭詞に。屋船豊宇氣姫命。とある所の本注に。俗謂宇賀能美多麻命とみえ。世記に。豊受大神一坐。亦名倉稻魂命是也と見え。また御傳に

も豊受大神一坐とある下に。和久産。また酒殿神の下にも。和久産巢日神子。豊宇賀能賣神坐也。五穀種所フナシマセ化神。保食神分身とあり。御鎮坐本記また廣瀬社縁起に。倉稻魂命。此大忌廣瀬社也。又曰若宇加之賣命。伊勢外宮分身也。神名式。又祝詞式にも廣瀬など見えたるを思ひ集めて。豊宇氣毘賣神。大宜都比賣神。倉稻魂命。保食神。豊宇賀能賣神。若宇加乃賣神など申すは。同神の別稱なることを曉るへし。

と見え。古事記に。邇々藝命御天降に登由宇氣神と見え。神樂歌に豊遠加比賣など申せ。偕此神の生坐る傳は。上に見えたるも同神の別稱なり。武卿云神名秘書裏書。大神宮古書云。大御氣都比賣神とも有り。因生此子。美蕃登所炙而云る記紀二の傳の外に。また古事記に。伊弉册尊火神を生坐る事ありて。因生此子。美蕃登所炙而云々。於尿成神名彌都波能賣神。次和久産巢日神。此神之子謂豊宇氣毘賣神とある。かく三の傳の有

門に坐々て祓を掌給ふ神也。大祓詞に。荒鹽乃鹽乃八百道乃。八鹽道乃鹽乃八百會爾坐須。速開都比咩止云神。持可香氏牟。とあり。名義。住吉神代記に。此神の御事を。六月御解除開口水門姫神社（在和泉國）と書り。案に開く事をアクと云へば。水の門口の塞らす開たるよしの御名なるへし。さらば大祓詞に速開都比咩と書たるは正字也。此神の祓を掌給ふこと。水門の鹽道に坐々て。罪穢を。塞滯なくさすらひ失玉ふに依て。祓神とはなり坐るなり。かくて此神は。こゝに一柱に坐し。大祓詞にも速秋津比咩と云て。一柱にませり。然るにまた記には。詳に比古比賣二柱にも坐々て。河海に因て持別て。御子をさへに生坐るは。例の分身に坐ますか故也と云り。偕水門神等とは。彦と姫とを包たるなるへし。式に伊勢國度會都部原宮大月次新嘗とあるを。倭姫世記に此産神とし。並宮を姫神と記されたれども。式及儀式帳に。大神の遙宮と有れば後人の加筆なるべし。 ○土神。永享本に神下等字あり。 ○埴安神。御名の義。上の一書に云へり。偕神武紀に。天皇以前年秋九月。潜取天香山之埴土。以造八十平瓮。躬自齋戒祭諸神。遂得安定區宇。故號取土之處。曰埴安。とあれは。此時始て祭給ふか如くなれと。前年九月下に。夢有天神訓之曰。宜取天香山社中土。とあれは。神代より鎮坐りしを。更に此社の土を取て。天下を安定し玉ひし。其祥によりて。其地をも埴安と負せたりしよし也。此は式十市郡祓尾坐健土安神社とある御社の地にて。此説によらば。埴安と申す御名は。この香山なる地名より出たる御名なるへし。さらば此神は。上の一書に埴山姫とあるが。本の御名にて。埴安とあるは。此地に鎮坐てより後の御名なるへし。金神金山姫と申すに對へても。此神の埴山姫と申すか木の御名なるへくおもはるゝなり。 偕埴山姫の住ませるより起りて。

香山を又埴山とも云けんとれほしき事あり。其は金山姫の住ませるより起りて。この山を。天金山とも云へりしにて。しか思はるゝなり。○悉生萬物とは。人草はさらなり。總て活とし活る物の。始祖を生給へるを云。さるは鎮火祭詞に。神伊佐奈伎伊佐奈美乃命。云々國能八十國。島能八十島乎生給比。八百萬神等乎生給比氏。麻奈弟子爾火結。神生給。云々とある。八百萬神は。こゝなる萬物にあたり。物と云ふ名は。萬に泛く亘る中に。神をも人をも指て云ること常なれば。この事なほ大物主神祝詞に神と云るを。猶泛く物と云るなり。さて其に次て。火結神を生給とあるも。こゝにいとよく符へり。山彦云。みな其神を生とあれは。これも萬物の神なるへは。神字あらまほしと。あれと。なき方よろし。

至於火神軻遇突智之生也。其母伊弉册尊。見焦而化去。于時伊弉諾尊恨之曰。唯以一兒替我愛之妹者乎。則匍匐頭邊。匍匐脚邊。而哭泣流涕焉。

一兒。記に子之一木とあり。記傳に。古能比登都氣と訓へし。私記曰。一兒古事記及日本新抄。並云謂下易子之一木乎。古者謂木爲介。故今云神今食者。古謂之神今木一矣。云々と云り。此訓古き傳ときこゆたり。なほ古に木を氣とも云し例は。書紀景行卷に。御木。木此云開。萬葉集に麻氣波之良。

又麻都能氣。又近江の佐々木を。和名抄に篠筥とありと云り。私記に。必以木爲喩者。古以貴人喩於木。故謂三神及貴人爲一柱一木矣。今此云三子之一木猶如云三子之一柱一矣。以賤人喩於草。故謂天下人民爲青人草也。とある如く。貴人を木に。小人を草に。古は喩たりけん重胤云。神と云へば艱しく聞ゆれども然に非ず。天之益人とも云る如く。人民の蕃息これる状を。○愛之妹。記に愛我那邇妹命乎とあり。愛之。本にウルハシキと訓り。此下にも愛也吾妹。とあるをも然よめり。例は。應神天皇皇太子御歌。記輕太子御歌。萬葉十五十七にもあり。言義麗愛か。また私記によりて。宇都玖志伎とも訓へし。萬葉をはしめ。古歌に多くありて。睦ましみ親しむとち云言也。妹は記傳に。履中卷に烏往來羽田之汝妹者。云々汝妹此云三體邇毛とあり。邇は伊と同韻を通はして云か。白橋原宮段に。那泥汝命ともあり。又萬葉十○頭邊。脚邊。記に御枕方御足方とあり。枕は目座。阿登は足所なり。雄略記に頭重胤云。此頭邊脚邊は。二神の違合し給ふ違所にて。二神共に御手を纏て。寢給ひし敷妙の御枕方御足方の事也。其床上を後に成し先に成して歎かせ給へるなり。と云れたる然る言なり。萬葉の歌などにも。さるさまによめるか數多あり。崩御玉へる御體の。御枕方御足方を云と思ふ可らず。○匍匐。萬葉十九に。赤駒之腹婆布田爲。新撰字鏡に匍匐波良波比由久。靈異記に匍匐波良波布。などあり

其淚墮而爲神。是即畝丘樹下所居之神。號啼澤女命矣。

淚墮一々。此も御淚即て神に化爲る如くなれど。記に於御淚所成神。とあるに據て心得へし。○畝尾樹下。記に坐香山之畝尾木本とあり。香山は大和國十市郡なり。此山の事は石窟段に云ふ畝丘は。記傳に師云。此山の畝尾は。西へも引き。ことに東へは長く曳わたりけん。今は其畝尾の形聊殘れり。樹下は。式に十市郡畝尾坐健土安神神社。畝尾都多本神社。此を香山といはて。たゞに畝丘樹下所居之神とあると。右の式を合せて思へは。畝丘も樹本も。地名に爲れるなり。姓氏錄に。畝尾連と云姓もあり。此處倍都多本とも。いひしにやとあり。○啼澤女命。記傳云萬葉二に。哭澤之。神社爾三輪須惠雖禱祈。我王者高日所知奴。昔かく人の命を。此神に祈けむ由は。伊邪那美神。是は此神社と通えたり。かの都多本社は同じきや崩坐るを。哀み給へる御淚より成坐る神なれば也あらすや。よく尋ぬへしとあり。大和志に都多本社則在名義。或説に泣眞雨なるへし。記八千矛神御歌に。木本村。啼澤社是也とあり汝か泣さまく朝雨の狹霧にたぐむそ。とあるに合せて知らる。と云へり。記傳云さらしなの日記に。さめく。とさばめさばめなるへしと云へり。

遂拔所帶十握劍。斬軻遇突智爲三段。此各化成神也。

所帶。記傳云。明宮段に波加勢流多知と歌へり。立るをたぐせると云類にて。波加流を延たる語なるか。自尊む辭ときこゆ。さてかく用言にも。御と云こと。古は記中に御寢坐。萬葉に御立すなど猶多しとあり。○十握劍。記に十拳劍とあり。記傳云八拳鬚七拳脛などの例なり。拳は搏にて四指を並たる

長を云。下に掬字をも書き。書紀には握字を書り。上代に手して搏て。幾搏と物の長を量れるなり。然爲ること今も遺れり。東るも手して物を搏集るを云也。さて十拳は。劔身の長を云なり。一書には九握劔八握劔と云もあり。とあり。偕此御刀の名を。記に所斬之刀名謂三天之尾羽張。亦名伊都之尾羽張とあり。此紀の下巻には伊都之尾羽張と云ふ。重胤云。劔と云ひ刀と云る名義を云はく。萬葉十一劔刀諸及利足踏。又劔刀諸及之於荷去觸而などあるは。劔は諸及なる證也。故思ふに。名義は貫斬にて。突と伐とを兼たる謂なるへし。名義抄に劔を多知とも。和伎婆佐牟とも訓て。下に兩及刀都流岐と讀分られたり。大刀と云は斷の意にて。片及なるを云へり。遷却崇神詞に打斷物止大刀とあるそ。目易くてよくきこえたる。武備云。右の説の如くなれど。轉して劔の太刀など云和名抄に。似劔一及日刀。大刀和名小刀加太とある。共に片及なるを云時は。劔をも太刀と云けらし。片及は。片薙の義なるを知るへしとあり。偕平田翁云。此紀には御刀の名を傳へ洩したる。こは御刀と云へとも。神に坐て。ここに成坐る神等の御祖なれは。ここに御名なくては。得あるましきわさなりと云り。さて右の十握劔。此にては劔名なれとも。下に至ては稜威雄走神と申て劔に非ず。顯身の神に坐す事更なれと。常は劔に御身を藏めて。隱身に御在し坐しけり。○爲三段。伎陀は平田翁云。師説に寸を伎と云ふは刻の意也。萬葉一に玉刻春とも書て。伎に刻の字を借り。十三卷に刻春と有るも此意にて。伎と云そ。伎陀伎邪牟などの本語なる分を。伎陀と訓ゆゑは。景行紀に碩田と云國名見えて。此云於保岐陀と有は。和名抄に。豊後國大分於保伊多とある地なり。伎を伊と云は後伎の音便なり。是伎陀に分字を用たりと有

り。分を岐陀と訓るは。分字もと分別の義なる故に。段字を伎陀と訓むと同じ意に用しなりと云り。さらは伎陀の陀は。邪と通音にて伎邪牟と同言なるへし。偕次の一書によるに。此三段は雷神山神高麗神等に坐せり。記にはこの事見えす。一書には五段に斬て。五の山祇に成れりとあり。此事なは下に云ふ

復劔及垂血。是爲天安河邊所在五百箇磐石也。即此經津主神之祖矣。

劔及。及は齒と通ふ。又夜以婆と云るは。燒及の義也。○血。是時火神を斬給へる血の。天に激り上りて。五百箇磐石となれる。其血即ち火なる事は。一書に是時斬血激灑染三石礫樹草。此草木沙石自含レ火之縁也。とある處に委く云へし。○天安河。記傳云。天上にある河なり。名義。古語拾遺に。天入湍河原とあれば。彌瀨の河にやとあり。次一書には。八十河中とあるも同河と訓ゆ。須と世と皆通ふ音なり。平田翁曰。此名下の段々にも見えて。皆同河なり。師は神代の天上の故事を云る。皆此河名を見えされは。是は一の河名にはあらで。たゞ流のいくすちも有て。大きな河をいふなるへし。と云れつれと然には非ず。其は天上にて。山としいへるは香山と云ふか如く。河は此河。山は彼山に限るへき。と云り○五百箇磐石。五百は數多きを云。記に湯津石村とあり。記傳云。師説に五百を約て由と云へり。今云伊富を切れは與なれど。與と由とは殊に近く通ふ音也。自を古言に由とも與とも云類なり。湯津桂湯津爪櫛なども。枝の多く齒の繁を云。村は群の意なりとあり。伊波と伊志との差別は重胤云。和名抄に磐大石也。和名以波。石凝土也。和名以之と見え。名義を凝土と云るも然る事にて石凝の切れるなり。抄にも磐に大石と云訓も有を以て音義を思ふに。伊波は石凝にて。巖は石凝大なる事灼然し。又石は此は伊波半羅とよむそ。當れる訓なりけるに云り。○經津主神。名義。かの師靈の御劔に依れり。其は神武紀に。師

經津主神武甕槌神は。世に名高き神に坐す故に。此に其祖の成坐る因に。まつ其出自を知しめたるなり。

復劔鐔 垂血激越爲神。號曰武甕速日神。次煖速日神。其武甕速日神是武甕槌神之祖也。亦曰武甕速日命。次武甕槌神。

劔鐔。鐔は留乃の意なる由。貝原篤信云り。さもあるへし。切羽と云物あり。鐔和名抄唐韻曰。劔鼻也都美

波。とあり。今都婆と云ふものなり。記には御刀本とあり。鐔即ち本にあれば同事なり。○激越爲神。

記に走就とあり。さて此は初に化れる磐石に。激越てなることは。次の一書に。其血激越。染三天八十

河中所在五百箇磐石。而云々とあるにて明らけし。記にては。此事を此國。然れば激越其磐石と書るへき

に。たゞ激越爲神とのみ記れたるは。上文に既に劔乃垂血。是爲三天安河邊所在五百箇磐石と記れし

故に。自ら其磐石なること通ゆる故に。略きたる物なり。山岳に河邊突智を新給へるは。此國にての事なるに。其血の

此等は神の御懸の上の事なれば。尋常の理以ては料るべからず。こを又彼天地相去未遠と云る文によりて説も非なり。○武甕速日神。

記傳云。甕は借字にて。美迦は伊迦に通ふ言なり。其伊迦は嚴矛。舒明。重日。皇極。伊賀志御世詞又伊

迦米志伊迦志。源氏にたけいかに云。などの伊迦なり。其美迦と通ふ例は。遷却崇神祝詞に。建御雷神を

健雷命とあり。又嚴きを美迦と云る例は。紀に謂ゆる甕星も嚴きを云。甕栗も嚴栗なり。神及人名に

甕と云は。皆此意と知へしとあり。此説甕の義に就て注るなれと。猶按にしからし。此神は劔鐔の血。

磐石に激越て。成坐る神とありて。其磐石は經津主神之祖とあれば。此神の爲には。其磐石は母の如

く。劔は父の如し。されは御名も劔に因て解くへし。さらは美迦は身炫なり。劔の身の炫光れるを

以。負玉へる御名なるへし。速は烈く猛き意。日は産靈の靈に同じ。○煖速日神。比波夜備と訓へし。

煖は借字にて。此も身なり。劔の身を美とも比とも云る事は。寶劔出現章に韓劔之劔とある。劔は眞

身なり。神武紀に劔持神とあるも。劔を持るよしにて。此も同じ。崇神紀歌に。佐微那辭珥阿波禮と

あるは。眞身無に可憐なり。推古紀御歌句禮能摩差比も同じ。されは此御名も。身速日にて。劔乃の鋭

利なる狀にて。物を截つ事の。迅速きを云る御名とすへし。○其武甕速日神。煖速日神をさしおきて。

武甕速日神を。武甕槌神之祖也。と云へきよしなし。永享本に此五字无は然るへし○武甕槌神。甕は上

に同じ。槌は野槌の槌の如し。記には。建御雷之男神。亦名建布都神豊布都神とあり。記傳に。記に

經津主神と云神なきを。書紀に經津主と。武甕槌とを別神としたるは。甚く異なる傳なりと云れたれ

と。異なる傳にはあらて。此紀の方正しく。記は石筒之男神の下に。次石筒之女神。次布都主神。と

あるへきを。脱らしゝにて。それそまことに異なる傳也ける。さるは此神等の御祖武甕速日神は。主と

御刀の神靈に因り。磐裂根裂神は。磐石の神靈に因て成坐し。其成坐る所由も詳に別りて。皇孫命の

御天降の段にも。二柱並坐し。今も鹿島櫛取と。二所に別りて鎮坐れは。もとより一柱ならぬ事は

灼然きを。記の誤れる傳に據て。正しき方を異なる説の如くに云れたるは。非事なり。○亦曰武甕速日

神云々。山蔭云。此は異説なれば。一云とこそ有へけれ。亦曰はいかゝなりと云り。此次第は記に同し。

復劔鋒垂血激越爲神。號曰磐裂神。次根裂神。次磐筒男命。一曰磐筒男命及磐筒女命。

劔鋒。記に御刀前とあり。鋒は斬先なり。○磐裂神根裂神。磐は上に見えたる五百箇磐石の磐なり。裂は字の如し。此は今手走る血即火にて。其激發く燃上る勢氣に。五百箇とそこらある磐石の。分裂散るに至れりけん。其時に當りて成坐る神なるか故に。即其を御名に負せ奉りしなるへし。火を以て磐石を分裂く事のもと。此に根せりとやいはまし。また重胤云。裂は彼劔鋒より。成坐る神なる故に。又磐根本根をも。刺割へき稜威坐すよし也。式の祝詞に。磐根本根履佐久彌氏とある。佐久彌は裂所見にて。足にて踏凹めたる所の。破裂たる状に見ゆるにて。其佐久も此の例なるなり。記傳に引れたる萬葉二に。六に五百重山伊去刺見。二十に奈美乃間を。伊由伎佐久美など。又或説に。人面の凹凸あるを。凹面と云ひ。能面にさくみと云有り。又馬さくりなど同じと云ひ。源氏少女巻に。さくしり老すけたる人立交りて。とあるは。兒童の小さかしきを云るにて。平穩ならぬ意なるなり。但此神名の裂は。割裂の義と云り。さて記傳に。此神名は石根拆と云言を。二つに分て。二柱に名けたるものなれば。根も磐根の根也とあり。○磐筒男命。筒は借字にて。武甕槌の槌に同じ。都々都借此神主と磐石の神靈に因て成坐れば。御名に負給へるなり。さて此神等の。御祖の成坐の本は。磐石

に血の激越けるにて。なほ彼甕速日神の成坐と同じけれと。彼神等は御刀を以出自とし。此神等は磐石を以出自と爲給ふ事。深き所由ある事なるへけれと知かたし。たゞ古傳に附て。しか知らるゝのみなり。○一日秘閣本活字本永享本熱田本に。曰字云に作るそよろしき

復劔頭垂血激越爲神。號曰閻籠。次閻山祇。次閻罔象。

劔頭。記に手上とあり。記傳云今云柄なり。神武卷に撫劔此云都廣者能多伽彌屠利辭魔屢とも見え。又劔柄と書て。多加比と訓る處もあり。其は美を後に比と云成せるなりとあり。萬葉九に焼太刀乃手額云々。名義握みなり。手にて束む處なればなり。今も束ぬる事を。たかぬると云なり。○閻籠。記云次集御刀之手上血。自手候漏出所成神名閻加美神とあり。借上に斬軻遇突智爲三段。此各化成神也とあるを。第七一書に。一段是爲高麗と見えて。已に高麗神は成坐るを。今又此神の生坐るは。其御功を輔相て雨を降せ玉ふ神なるへし。名義。記傳云。久良は谷のことなり。閻と書る萬葉十七鸞の奈久々良多爾とよめるも。たゞ谷のことと。又諸國に某倉倉某と云地名の多かるも。谷よりそ出つらむとあり。さて名義添加の意は未思得ず。美は龍蛇の類の稱なりと。記傳に云れつれと。籠は字書にも龍也とも注せれば。寔に龍神に坐へし。豊後風土記に。球珠郡球覃郷。此村有泉。昔景行天皇行幸之時。云々令汲泉水。即有蛇籠。於茲天皇勅云。必將有屍莫令汲用云々。萬葉二に吾罔之於可美爾

言而合落^{フラスケル}雪之摧^{ユキノクサシ}之云々。是等を思ふに。此神は龍にて雨を物する神也。一書に高麗と云もあり。其は山上なる龍神。この閻羅は谷なる龍神なり。とあるはさることなり。と云り。神名帳に意加美神社處々に見ゆ。○閻山祇。閻の意上に同じ。谷なる山神なり。偕右の閻羅神を。私記に是山神也とあるを。釋に兼方案之。閻羅非^ニ山神。可^レ謂^ニ龍蛇之類^ニ歟。私記之說不審也。とあれども。詞林采葉にも。日本紀云閻羅云云山神也と云事も見えたれば。古より傳はれる説也。思ふにこの閻山祇と力を合せて坐給ふ事を。かくも云傳へしにや。○閻岡象。記傳云此は谷の水神なりとあり。式に山城國愛宕郡貴布禰神社^{名神}とある社を。諸書に岡象女命とも。高麗命とも。閻羅命ともありて。何れか其とも定め難きか如くなれども。よく按ふに。高麗神と閻羅神とは。同體とも申すべく。亦岡象女命と云るは。この閻岡象神を。しか語傳へしにもあるへし。偕記には此處。閻淤加美神。閻御津羽神二柱にて。閻山祇はなし。さて次に所殺迦具土神之於^レ陰成神名閻山津見神とあり。此紀と異なり。されど上に云るか如く。閻山祇神を閻羅神同體也。とせるによれば。此傳の方を宜しかるへき。○平田翁云。此段の傳に依て悟り得つる事なむある。其は火神を斬給へる御刀の刃より垂落れる血の。天上に激上りて。まつ五百箇磐石と化り。又其鋒と鐔とより。垂落る血も。悉に其磐石に激越て。神等の生坐るを想に。火はかく生出し初より。上に昇る^{イキホヒ}勢ある物にて。今現も其如く。燃立つ勢の昇りあかるは。深き謂ある事なるへし。偕然天上に寄憑る火氣の。虚空にみち満て。至らぬ隈なく。産靈の神靈を佐けつ。地に

照入り。土氣鹽氣火氣相和して。千に變り萬に化りて。彼硫黃鹽硝など云類を始め。くさくさかゝる物の多かるは。皆これに因て成れる也。物類を生成して青人草の要を爲し。其産し成せる草木を以て。火を集むれば。大きくも小さくも凝集り。それ燃盡れは灰と化て残り。また此を分れば。土と鹽とに分る。火氣は元の虚空に歸る。これそ火産靈神の徳のあらましには有ける。實に火はかり奇異なる物はあらしと思ふ。又云。此一書の傳は。次なる一書に。伊弉諾尊拔^レ劔斬^ニ軻遇突智^ニ爲^ニ三段^ニ。其一段爲^ニ雷神^ニ。一段是爲^ニ大山祇神^ニ。一段是爲^ニ高麗^ニとある傳と。元は混一の傳なるを。かく二に別れたるものと所思たり。そは此一書に爲^ニ三段^ニ。此各爲^ニ神也と云るのみにて。其神名を擧す。後の一書には。三段に成れる神のみ有て。磐石と御劔に成れる神の事無を以て考知へ。又云。此一書の傳と。古事記なる傳と合せ考るに。磐裂神より以下の神等の成坐る順次も。其成坐る血の著所も熱符へれと。其勝劣をいはく。古事記は神代紀の委しきに及さりけり。そは一には。神代紀には劔^{ヨリ}及^リ垂^ル血。是爲^ニ天安河邊所在五百箇磐石^ニ也とありて。御劔の刃の血。まつ天に激越上りて。天安河なる五百箇磐石と化り。かくて鋒また鐔に著たる血も。悉く激越上りて。其磐石に著き。其に因て神等の成坐る趣なるに。古事記の趣にては。始に刃の血の。まつ天安河邊なる石村と化れる事のなき故に。其斬給へる地の近邊に。本より有ける石村に。血の走就て。神等の成坐るときこゆ。此は神代紀の傳と異にして。各々の傳とも云へけれと。古事記に初發^{ハツ}の血の。石村と化れる事のなきは。傳の洩たるにて。此は殊に神代紀の傳の尊く所思るなり。二には古事記には。石拆神次根拆神次石箇之男神柱とありて。三神共に當時に成坐る由に記されたるは。異なる一の傳なるへけれと。神代紀の傳の勝

たること多ければ。それに従ふへし。二には。神代紀は經津主神と。武甕槌神と。二柱にて。其祖神も正しく二方に別りたるを。古事記に經津主神を落したり。師は古事記によりて。經津主神武甕槌神を一神とせられたれど。成坐る初に。御祖も二方に別たれば。しか一偏に決かたき事なるをや。と云れしは。みな然るへき論ともなり。○記云。自石拆神以下。間御津羽神以前。并八神者。因御刀所生之神也。此紀にも。神事御名に異りはあれど。所生る數は八柱に坐り。さて平田翁も云れたる如く。磐筒男磐筒女僕速日神等は。經津主武甕槌神の出自を語るとして。此處に出たるなり。此時生坐る神には非ず。此者經津主神之祖。此者武甕槌神之祖。とある文に心を付て辨ふべし。とあるに據て考ふれば。八神すへては御刀に因て所生といへども。分ていはく。磐裂根裂の二柱は。主と磐石により。其は始め御刀の刃より。垂落れる血の化たる磐石の。磐といふ語を名に負まし。其子を磐筒男磐筒女神と申すを思ふへし。さて又火神の火にもよれり。石より火の出るはこのよしなり。甕速日は。主と御刀により。下に綾威雄走神之子。甕速日神之子。僕日速神之子。武甕槌神とあること思ふ。開關山祇間御津羽の二柱は。主と血によれり。血の成れる故に。雨と水との神なり。上の間象女の御尿になれるに同じ。また火にもよれる事は。龍蛇の火炎を含めるにて知へし。借上の神等は。磐石に由あり。此三神は然らず。故記にも開關加美着石村と云はす。借劍は火に焼又石に水そくきつ。礪て其用をなす物なれば。火と石とによる由縁なとこゝに思合すべし。さて又平田翁云。石に因れる神は二柱成坐し。其子も石筒之男石筒之女神二柱あり。御刀に因れる神は。一柱成坐り。其子も僕速日神一柱あり。此は幽き謂ある事なるへけれと。凡人の測知るべきことに非ず。但し磐裂根裂神神磐筒之女神と二柱には坐せと。一柱にして二柱と坐し。二柱にして。一柱に坐ならむと思ゆ。其は神代下卷に。磐裂根裂神之子。磐筒男磐筒女神之子。經津主神とある趣の。しか通ゆるを思合せて曉べし。○經津主神武甕槌神を天神と申す事は。右に云る如く。軻遇突智神を斬給へる血。天上に上りて。五百箇磐石となり。また劍鐔劍鋒の血も。天上に上りて。其磐石に激越き。其物に因て此二神の御祖は成坐れば。もとより

天神なるへき理なり。さて又開關山祇間間象の神等は。いかにと云に。重胤説に。記に次集御刀之手上血。自手候漏出とあれば。鋒よりも鐔よりも。垂れる殘血の傳り下りて。其劍柄を握らせ玉へる御手の指股より。落たる血に依て。成れる神等に坐せは。上件の神等に比へては。支神にて。國神に坐るなり。上なる鋒血鐔の血は。天に上れりし也。然るを自手候漏出と有は。上に昇れるならず。下に漏落たる事著明ければ。此三柱を國神也とは云るなり。斯れば此に復劍頭垂血激越も。彼五百箇磐石に激越の義なるにて。上の例なるへき事は。其復字に依て知らるれども。猶記の正しきには如さる也。故著御刀前之血。走就湯津石村。所成神名云々。次著御刀本血。亦走就湯津石村。所成神名云々とある。二には湯津石村の事見えられたれども。此には其事を記さざるに。心を付て考ふへくなんと云れたる此説然るへし。

然後伊弉諾尊追伊弉册尊。入於黃泉而及之共語時。伊弉册尊曰。吾夫君尊何來之晚也。

黃泉は。本訓にヨモツクニとあり。例は記に豫母都志許賣。此紀に余母都比羅佐可などあり。されとたゞに豫美とのみも讀へし。重胤云。言義はしも。伊美にて忌諱くる意なり。鎮火祭詞に下津國。本書に根國。記に根之堅洲國とも云事。已に注るか如し。然るに外に黃泉國とも云名あるは。忌諱國と

云事なり。然るは下に伊弉諾尊既還。乃追悔之曰。吾前到於不須也凶目汚穢之處。故當滌去吾身之濁穢。と見え。第十一書に。親見三泉國。此既不祥。欲濯除其穢惡。とありて。記なるも右と同じ趣にて。其濁穢を滌去むと爲給へるは。深く忌避け給へるか故なり。又此に今世人夜忌。一片之火。又夜忌。擲櫛。此其縁也とありて。此時に在つる事には。彼迄も忌避て爲ましく。行ふまじき事共の多きは云も更なり。下に素戔嗚尊の。吾欲從母於根國。と申給へは。伊弉諾尊惡之曰。云々と答へさせ玉へるなど。皆其國を忌惡ませ給ふか故なり。忌を伊美と云を。淡路國などにては由美と云るも。月讀尊を月弓尊と申す例を引かは。更に強言には非るものをや。と云り。偕伊弉冊尊現身隨に。黄泉國へ往ませりし由縁は。上にも既に云りしか如く。男神を恥おもほしてのことなるを。今また伊弉諾尊の女神を戀ひ悲しみて。其國に入坐るは。現身ながら往坐たるにて。其は何處より物し給へると云に。紀伊國なる熊野にての事なるへし。されは前に神退坐ける時に。暫御骸を藏し奉れる殞歟の處。即其地なれば。今又黄泉に入坐るも。其邊の地方とはおもはるゝなり。かの隈野と云るも。さるよしの地名なるへく。また後に大己貴命の黄泉國に入坐しも。木國なるなどを思ふに。必この國なるへく。推量らるゝなり。○共語時。第九一書に。欲見其妹。乃至殞歟之處。是時伊弉冊尊猶如生平。出迎共語とあるは。前に神退給ひし時の事にして。此とは異れり。此は其より後の事なり。よくせずはまかひぬへし。さて今共語ひ給へる御言は。記に伊邪那岐命語詔云。愛我那邇妹命。吾與汝所作之國。未作竟。故可還とあり。必此に在

へき語なり。其は第十一書に。伊弉冊尊の御言に。吾與汝已生國矣。奈何更求生乎。と申玉へるは。其結の文なり。相照して知へし。○吾夫君尊。記傳云。男神の我那邇妹命と詔へるに對て。女神の男神を申し給ふ稱なり。那は汝。勢は兄にて。凡ては夫婦兄弟の間のみならず。女を妹と云。如く。凡て男を尊み親みて呼稱なりとあり。偕夫君字は此の一義に就て書る文字なり。那勢の凡ての意にはあらずともあり

吾已食泉之竈矣。雖然吾當寢息。請勿視之。

食泉之竈。記に黄泉戸喫とあり。記傳云。閉は即竈のことなり。偕黄泉戸喫とは。黄泉國の竈にて。煮炊たるものを食をいへり。是なん火を忌清むる事の本なりける云々。此黄泉戸喫の穢によりて。還坐こと不能るよしは。火の穢によりて。此國に災あらん事を憚おもほしての御事なり。其は如何なる理によりてと云こと。料知へからずとあり。按に此説よからず。食は其境界に因て異なるものにて。顯界の食物と幽界の食物とは。自ら別あり。已に堺を異にすれば。自ら食物の替るものにしあれば。食物を云へは。已に境界の替れる者となりたる事は。其内にこもれり。今伊弉冊尊も。既に男神と境界の異なる神となりぬれば。恣に顯國には還りかたし。故まつ黄泉神と。其よしを相論むと詔へるなり。さて吾當寢息とは。一夜立ては其食氣の薄らくに附て。また本の御身に立歸らるへきよしこそありけらし。火の穢は。本より嚴そかにすへき事にはあれど。こゝはさる事に依ての御言にはあらず。其證

は靈異記上第七條に。彼菩薩化ニ葦原國一已。將生ニ此宮。今垂ニ來時。故待候也。慎黃龍大物莫食。(大は火の誤なり)今者忽還。與使俱向東還來云々。と云事あり。此は所謂佛界の事なれども。黃龍火物を食ては。境界を異にするものと成定りて。再顯界に還らるましき由あるにて。かゝる言をしも云るなりけり。これ火穢の事に非るたしかなる證なり。武郷右の説を記しおけるに。この頃下總人鈴木雅之か撞賢木と云書を見しかは。己に云る言あれば。序にこゝに載す。其説云。爲黃泉戸喫をたゝ泉の穢たる火もて。煮炊たるもの食る故。かへりましかたきなりと。記傳。靈の御柱なとに云れたるは委しからざるに似たり。ざるは火の穢にて。かへりかたきならは。妖神とこそ謀り玉ふへきことなるに。黃泉神と論むとのたまへるは。外にかへりかたき事ある故也。そは泉國の神になり玉へる故に。御自の自由にもなりかねて。黃泉神と相論はむとのたまへるなるへし。戸喫とは黃泉神になり玉へるを然いふとこそきこえたれ。火の穢の故ならは。大名持神須世理毘賣は。火の穢なからしやは。さてもなほよく黃泉國より來坐るを見て知るへし。すへて火の穢は重き事にはあれと。目をふればうすらくものゆゑに。火の穢のみにてかへりましかたき理はあらしをや。と云れたるは。聊の言さまこそかはれ。大凡おのか説に合へれば。すてかたくて此にしるしつ。○雖然。平田翁云。豫母都戸喫して。還坐かたき御身上となりませり。然ともと云むか如し。○吾當寢息。この文今の本のまゝにて。聊か通えかたきか如し。記に然愛我那勢命。入來坐之事。恐故欲還。且與黃泉神相論とあり。こゝも右に當る語の

ありけむを。脱しつるものなるへく。記傳にも既。おもはるれと。暫時息はせ玉ひて。食氣の薄らくを待給へる御言として見る時は。文のまゝにても通ゆへし。ざるは諸の穢は。月日を経れば。うすらき清まる物なれば。寢息まして。一夜を過れば。黃泉戸喫も。やゝ薄らき行くへし。然して還なむ。其迄は勿視ましそと。請し給へるなり。○請勿視之。平田翁云。夜見國の御有狀の。見苦さを男神に見せ給はしとてなり。其は記に宇士多加禮云。云とあるをおもふべし。然在は。此出迎坐ませる時は。夜見の實の御貌を製て。元の御貌にて相見坐るなり。其は下文に。其實の御有狀を御覽して。男神の始て畏坐しを思へし。と云り。

伊弉諾尊不聽陰取湯津爪櫛。牽折其雄柱。以爲秉炬而見之者。則
 濃沸虫流。今世人夜忌一片之火。又夜忌擲櫛此其緣也。

不聽。第十一書に。伊弉諾尊不從猶看之。海宮遊行章に。火々出見尊不聽。猶以櫛燃火視之。記に莫視我。如此白而。還入其殿内之間。甚久難待。故云々とあり。○湯津爪櫛。湯津は五百津にて。櫛齒の多きを云。爪は借字。平田翁云。都麻理の省りたるにて。櫛の齒のしけく。間の迫れるを云なるへし。櫛は師云。本串と同名なり。火を燭し給ふを思へは。上代の櫛の齒は。やゝ長かりしかは。串と同類がかしとあり。○雄柱本にホトリバと訓たれど。記に男柱とあり。記傳云。共に袁婆斯羅と訓へし。新撰字鏡に。幢柄は橋梁之左右之柱乎止古柱とあり。大神宮年中行事に。東男柱西明。云云これは。是に准ふれば。櫛も左右の端の大なる齒を。男柱とそ云御殿の高欄の男柱にて。字鏡に云ると同じ。

けむとあり。○秉炬。萬葉集に手火とあり。手して秉る火のよしなり。中古に續松と云物是也。續松は手火松と云事にて。松の肥たる所を拆て火を燭すを云なり。○見之者。永享本に者字なし。○膿沸虫流。膿は熱なり。虫は記に宇士多加禮。許呂々岐豆云々。記傳云宇士は。蛆字を訓來れり。本草に蛆蠅之子也。凡物敗臭則生之とあり。和名抄に。蛆を波閉乃古とありて。宇士といふ訓はなし。蛆は蛆と通ふ。字鏡には蜡を宇自とあり。蛆の宇士なるへき由。今も腐爛たる物に生る小虫を。宇士とそいふ。武郡云。重胤云。宇士は名義抄に蛆字を。ムシともウシとも。ワタカマルと多加禮は。今世の語に。すへて鳥虫などの。物に多く集るを。多加留といふ。人多加里と人にも云り。即宇虫流の訓は記によれり。膿沸二字は。即許呂々岐豆に當れり。さて虫には少し似つかはしからぬ。流字を書れたるは。から。流といふにはあらし。今俗言にも。物の甚々多くて。餘る許なるを。流と云ことあるなり。と云り。下の二書には。脹滿大高とあり。平田翁云。夜見國の實の有状は。かく穢く畏き状なる故に。其をまた男神の御覽さむことを。やさしみ給ひて。前に姑く待て見給ふなど。約り給へるなりけり。とあり。なほ下二書に。汝已見我情。云々の下に云る言をも考合せて喰へし。○今世人云々。此十八字下二書に。一片之火とある下にあるし。か。混れて此に入りしものなるへし。或説に古本には。次の亦自來追の下に出たり。其處にあるへきなりと云り。さるにても一片之火と云こと。此一書に見えぬは猶いかなり。又丹鶴本には。本のまゝにて。世人夜忌擲櫛。此其縁也とありて。一片之火と云ことはなけれども。猶擲櫛のこと上に見えぬは是もいかなり。されど此文は下の敷了則更追の下のあれは通ゆるなり。 偕一片之火。記には一火とあり。此事第九一書の下云。○擲櫛。本にナケクシと訓る。其は本は櫛を擲るよしなれと。既

に其事の稱になれる語なり。私記に何故更忌擲櫛一哉。答。是蓋取三次男柱一已畢之後。即投三弄其櫛一歟。故人忌擲櫛一耳。又下文。伊弉諾尊投湯津爪櫛。此即化成笥云々。因レ此亦忌擲櫛一歟とあり。偕擲櫛を忌む事はしも。此事に依て。二大神の放離玉ふはしめと成れは。其相類たる事を。忌避る習俗と成れるなり。夜は此時彼國の夜なりし事。上に云るか如し○縁は。記中卷に。此者神宇禮豆玖之言本者也とある。記傳に言本は字の如くにもあるへく。又事本にてもあるへし。神代卷に。今世人云々縁也。武郡云。此の文也また此用レ桃避鬼之縁也。また世人慎レ收己爪一此者其縁也。これらの縁に。許登能母登と訓るは。事に就くなれば事本なり。又仁徳卷に。故諺曰有海人耶因己物以泣其是之縁也とあるは。言に就てなれば此と同一。此は神宇禮豆久と云ならはしたる言に就て云なり。ちもうも言に就ては言本とせむは論なし。又天若日子の段に。故於レ今諺曰二雉之頼使一本是也とある本も同じ。と云り。さて本とは。其起本と云ことなり。さて谷川士清説に。我邦勸懲皆仍舊貫。是故記二禁忌者多矣。實皇嗣無窮之盛風也。と云るは甚々愛しき語なり。

時伊弉諾尊大驚之曰。吾不意到於不須也凶目汚穢之國矣。乃急走廻歸。

不須也凶目云々。記に伊那志許米上志許米岐穢國とあり。記傳云伊那は辭否なとく同言にて。此は惡み厭ふ御言なり。書紀に。不須也と字を添られたる信に。志許は萬葉に鬼乃益卜雄鬼乃志許草志許霍公鳥九と

云る。皆其物を惡み嘗て。志許とは云なり。米は憂こと辛ことに逢ふを。憂目を見る辛目を見る。なと云目なり。此も黄泉國の穢きありさまを見給ひつるを醜目と詔ふなり。目は見給ひつる言と云り。さてこの注下。本に此云三伊能之居梅枳多儺枳とあるに就て。記傳に此は記と照して思ふに。梅下に今一之居梅の三字ありしか脱たるなり。其故は目字を梅枳と。枳を添て用語に云へき理なきをや。又枳字一行文かとも思はるれと。猶此記と引合せて思ひ定むへしと云れつれと。北野社本第一に枳字なき本ありと云り。さらは記とは異にて。凶目汚穢四字をシコメキタナキと訓べし。又天忍穂耳尊の。天降ます處に。不須也頗傾凶目杵之國とあり。此は頗傾と云か。爰の凶目にあたれり。さらは凶目杵とあるか。汚穢字にあたる語勢なり。○急走廻歸。慮の外なる御有狀に。大驚坐て。其國の汚穢きことをも。始て所知看て。急に逃歸給ふなり。逃といふ言は。雄略紀の大御歌に見えたり。

于時伊弉册尊恨日。何不用要言。令吾恥辱。乃遣泉津醜女八人。一云泉津日狹女。追留之。故伊弉諾尊拔劍背揮以逃矣。

令吾恥辱。記に令見辱とあるに依て訓へし。本に令を今字に誤れり。古本平田翁云。恥を與るを。恥見すと云は古語なり。さてかく白し給ふは。彼汚穢き御有狀を。男神の見給はむことを恥給ひて。莫視給ひそと禁め給へるを。用給はて御覽しし事を。甚く恨怒坐る御言なり。其は豫母都戸喫し玉ひて。歸

坐かたき御身をから。男神の入來坐るに。さすかに歸坐むの御心ありて。豫母都神と相論て。其道あらは歸らむ。と議し給ふ間を。待あへ給はて。恥見せ給へりしかは。其慇懃なる御心の餘りに。かへりて御怒を發し給へるなり。穴かしたことあり。○泉津醜女。記傳云。私記に或說黄泉之鬼也と云り。但し鬼とは。儒佛の書に多く鬼の意には非ず。だも尋常の人の類ならて。おろろしき物を。世に鬼といふ是なり。欽明卷に魃鬼とあるも。其意なり。和名抄には其醜女を。鬼魅の部に載たり。さて名義は。形のおそろしく見惡きを云とあり。平田翁云。八人は。本にヤフヒトと也多理と訓へし。重胤云思ふに體りたることには。幾比登と云ひ。其は計ふとは非ねども。其用に就て云時には。幾多理と云とも云なり。又仁徳紀歌に。赴駄利又夜儺利など。凡て人を數ふるより。器物を計ふるに。一具など云如く具り足へる義なり。倍此八人の志許賣は。八色之雷神とある即是也と云り。此事は。下の書に委く云。○一云泉津日狹女。山蔭云。上田百樹云。すへて一書の中に。細注ある例なきに。たゞこれ一のみあるはあやしと云り。こは寫し誤なるへしと云り。然る言なり。日狹女は或說に幽冥の惡鬼なる故に。潛女と云義か。隠れて仇する由なりと云り。如何あらん。○追留之。重胤云。此は八雷公等の呻吟して待居たりけるなど。氣疎き消息を。見奉られ給へるに依て。返し奉りかたしと。其國に引留め奉る御心になりしなり。第九一書に雷等起追來。又紀に遣云云令追あることとは少異るへし。海宮遊行章。豐玉姬大恨之曰不用我言。令我屈辱。故自今以往。妾奴婢至君處者。勿復放還。君奴婢至妾處。勿復放還云々。此海陸不相通之縁也。とあるか如く。其國の眞の狀を被レ見る事を甚く恥て。容易く其人を復しかたき事とみえたりと云り。○拔劍云々。重胤云。此は次々の次第をまつ委しく定めて

後に説に及ふへし。まつ記を見るに。此を取_ニ黒御鬘_一投棄。云々次に湯津々間櫛引欠_テ而投棄云々ありて。拔劍背揮の事は。其次に在り。且後者於_ニ其八雷神_一副_ニ千五百之黄泉軍_一令_レ追とある是也。若ても猶得勝奉らざりし故に。最後其妹伊邪那美命身自追來焉とある。此彼記の趣にて。其順次甚宜しきを。此に投_ニ黒御鬘_一又投_ニ湯津爪櫛_一と云次第こそ。彼記に異らざりけれ。千五百之黄泉軍の事無して。後則伊弉册尊亦自來追。とあるなむ心行ぬなりける。故情思ふに。此に右の如く追留之とあるは。其男神を引留めて。交こらせ奉らんと。爲し計の事なりければ。伊弉諾尊の御方に取ても。然迄には所思看さりけらし。故逃出給ふ時に。黒鬘を投出して。其跡れに走去給ふへければ。此にては拔_レ劍背揮と云事は。未_キには及はざりし程の事なり。然れども。千五百之黄泉軍の傳。此には無りし故に。其文此には入れるものと所見たり。と云れたる。然る言なり。○背揮。記に於_ニ後手_一布伎都々とあり。記傳云。後手とは手を後ろさまへ回らして。ものするなり。布伎は振なり。古言に振を布久とも云し例。萬葉に。草の山吹を山振とも書たり。風の吹と云も。振と通ふ。中卷に振_レ風比禮といふあり。又皇極紀に。揮_レ劍とも有り。此處は泉津醜女の追て追來るを防ぎ坐御所爲なり。されと相向て防く時は。得逃給はぬに依て。逃ながら防ぎ坐故に。後手に物し給ふなりとあり。

因_テ投_ニ黒鬘_一此即化_ニ成蒲陶_一醜女見_テ而探_レ噉_之噉_了則更追_ニ伊弉諾尊_一

又投_ニ湯津爪櫛_一此即化_ニ成笄_一醜女亦以拔_レ噉_之噉_了則更追_ニ伊弉諾尊_一

黒鬘は。御頭の飾なる鬘をいふ。古書に鬘とも書り。鬘は字書に見えず。綬は見えたるも。鬘の意なしと記傳に云り。上代には女男ともに懸て飾とせしなり。名義は髮連にて。髮に聯ね結び。或は挿しなどするさまなるより。名つけそめたるなるへし。さて其を活用せして。カヅラキカヅラクなども云るは。もと連ぬる義なるか故なるへし。また花鬘。菖蒲鬘。柳鬘。木綿鬘。玉鬘などもあり。これらも。鬘に連ぬたる状同じきを以。名けたるものなること右に同じ。さて又倭名抄に。髮和名加都良。釋名云。髮少者所_ニ以被助_ニ其髮_一也。とあるは。俗に云加毛自と云物なれども。髮に連ぬむすひて。其頭を飾れるさまは。全鬘に同じければ名けたるなり。さてまた名は同じくして。其義異なるは。草の加豆良なり。名の義は未思得ず。試にいはいは掛つらか。物に掛りて蔓生ものなればなり。豆良は都留なり。かの葛かつら。五味。忍冬などの類は。名は一つなれども。右の加豆良の加を省きては。豆良とのみも云り。紀また萬葉に。磨左乘逗羅。記に登許呂豆良。都々良和名抄に千歲藥。百都。字鏡に。忍冬をスヒヅラ。などある。みな省き云りしものなり。されとこれらは紋をもとにして。とも云。云るにて。ツラキツラクなどは活用せず。彼髮の飾の加豆良とは。自ら異なるものなれば。互にあひ關らざりしものとなれるなり。草のかづらは。今都留と云へど。鬘の飾なるをば都留とはいはず。さて記傳云。こゝに黒とあるは。色もて云なるへけれど。何物にていかにつくれるのとも知かたし。蒲子のなれるに就て思へは。此鬘のさま。蒲萄葛に似

て。玉を垂たるか。彼實のなれる形にや似たりけむ。色の黒かりけんも。かの實によしあるにやとあり。○蒲陶。和名抄紫葛衣比加豆良。蒲萄衣比加豆良乃美とあり。記傳に。或人云此物鬚ありて。蝦に似たる蔓草なる故に。然名くと云りとあり。蒲萄の實の成れる形。玉垂の黒玉の垂たるに似たりと。或人云り。○探噉。すへて賤しきものは。食物にほたさるゝ物なれば。かくは物し給へりしなるへし。○筍。記傳云。字鏡に筍太加牟奈。後の物に。多加字奈とも云り。和名抄にも。筍亦作レ筍太加無奈とあり。名意は竹芽菜なり。菜は食に添て噉物の凡の名なり。かかむなといひ。たまには竹子と云故に。歌には竹子とのみよゆり。此は拔食とあれば菜也。 櫛の齒の狀。竹子の並立るに似たり。書紀に鹽土老翁か。玄櫛を投しかは。五百箇竹林になれりしとあるも。此類なりと云り。古の櫛は竹もて造けん故に。筍とは化れるならんぞ或人云へりき。○投湯津爪櫛。重胤云。記には先なるは刺左之御美豆良。湯津々間櫛之男柱。一箇取缺而燭一火云々とありて。此なるを。亦刺其右之御美豆良之。湯津々間櫛引欠而投棄とあり。此に依て右方なる事知らる。又此の投も。右の引缺而投棄とあるにて心得へし。櫛齒を碎き折て。投散し給へるなるへき事。此物の筍と成れるを以想ふへし。記傳に。前には男柱を取欠とあるを。此には唯引欠とあれば。凡ての齒の中を引欠給ふ也とあるかことしと云り。

後則伊弉册尊亦自來追。是時伊弉諾尊已到泉津平坂。一云伊弉諾尊乃向大樹放屍。此即化成巨川。泉津日狹女將渡其水之間。伊弉

諾尊已至 泉津平坂

後則云々。記又一書によるに。此に副千五百之黃泉軍令追たる事。また桃實を取て擲給へる事。其御杖を投給へる事あるへし。借最後に伊弉册尊の躬自追來坐る事あるへきなり。○自は。記に身自とあり。重胤云。美豆加良は躬附有也。於能豆加良は已附有なり。氏豆加良は手附有なり。久知豆加良は口附有なり。身にも已にも手にも。口にも。附て離れざる謂なるへし。自字允當れり。與理と訓も寄にて。附に近き言なりとあり。○泉津平坂。記云黃泉比良坂者。今謂出雲國之伊賦夜坂也とあり。式意 栴夜神社。風土記にも。意宇郡に在て。伊布夜社とかけり。抄に在筑陽郡餘戶里栴夜村と云ひ。續考に今湯屋村と云にありて。玉作湯土地と遙に隔り。湯屋明神と申すと云り。記傳云。此伊賦夜坂の黃泉平坂なることは。當時伊邪那岐神の。黃泉より還り給ふ時。此地にそ出給ひけん。又出雲風土記。出雲郡宇賀郷下云。北海濱有磯。西方有窟戶。高廣各六尺許。窟內在穴。人不レ得レ入。不レ知深淺也。夢至此磯窟之邊者必死。故俗人自古至今。號黃泉之坂黃泉之穴也とあり。此は伊賦夜坂とは遙に隔りて別なれと。是も黃泉に通ふ一の道なるへしとあり。○一云云々。此を上文に引つゝけて。亦以拔噉之。噉了更追。伊弉諾尊乃向大樹放屍云々。と列ね見るへきなり。然れば後則伊弉册尊亦自來追の上にて心得へし。○向大樹云々。纂疏に向大樹謂庇底其身也とあり。借今も大樹のある處は。下に眞水を貯ふること。此縁によりてなりけむ。屍即て水なれば也。

故便以千人所引磐石塞其坂路。與伊弉册尊相向而立。遂建絕要之誓。時伊弉册尊曰愛也吾夫君言如此者吾則當縊殺汝所治國民日將千頭。

千人所引磐石。いと大なる石を云。千人所引は。稱の意を顯せるなり。今も幾人持倭名抄に。日本紀私記云。千人所引磐石。知比木乃以之。かくあれども。今本訓に。萬葉集に千引乃石。名義抄訓同し。引石見ゆ。借記傳に。千引石は知比伊波と訓へし。知比伊波と訓ぬそ古言の格。○塞は。記云其石置中各對立云々。如此爲て追なるとあれども。名義抄和名抄共に。乃とあれは容易く改めかたかり。○坐る女神を。御留奉給ふなり。○建絶要之誓。本に絶妻とあるを。今は丹鶴本に依て要字に改む。○由は次。借此を記には度事戸とあるに據て。此の建をも古くはしかよめり。私記曰問何故讀レ建爲レ度哉。答案古事記云度事戸一矣。故今尋彼文而讀レ之。度者猶如言度。但し此説の如くならは。建はワタスと訓へし。又字のまゝにタツルとも訓へし。私記に古本云。古止止多知支と訓て。絶斷夫妻之交也と云るは非なり。許等度と云言義は未詳ならず。字に就て。大意を思ふに。夫婦の交を絶つ證の御言と通えたり。そを建と云は。今世にも建誓言と云意もて置るものか。借妻を要に改めしは。まつ絶妻といふこと。何とかわ聞つかぬ心ちのするを。漢文のみかたにとりて。要字は。上にも不用要言。令吾恥辱とあるか上に。孝徳紀の詔に。要他女。など有てことにはいとよく叶へればなり。○言如此とは。如

何なるさまに。男神の詔ひけん。知るへからねと。かねて要し中を。絶給ふへく言ひけん。とは知られたり。記傳に一書に盟之曰族離。又曰不負於族云々。此事戸の御辭にやと云れたる然る言なり。然れば此に右文必あるべきを然らぬは。建絶要之誓と云字に見はして。其事は下なる一書に讀られたるもの也。と云へり。されど此は記に。愛吾那勢命爲如此者。とある方然るへし。爲如此とは。上に千引磐石を引塞坐るより。要を絶給ふまてのことに亘りて。よく通えられたはなり。○汝所治國。記には汝國とあり。此顯國をさすなり。抑御親生成給へる國をしも。かく他けに詔ふは。知看境の異になり給ふなり。○吾則。本に則字なし。永享本秘閣本に依て補へり。次の文と同じければ也。○縊殺云々。記傳云。字鏡に縊殺也經也久比留とあり。頸をしめて殺すを云。さていま只殺とあらて。縊殺とあるは。いと上代に人を殺すには。もはら絞りにしにやあらむ。又殺にさまくある何も身に傷を只絞のみ傷す。故。と云れたれども。按ふに人の死するは。顯世の人の目には。何となく氣絶て死する如く見ゆれと。幽には神の絞りに殺し給ふにやあらむ。其は身に傷かす。自ら氣絶るさまも。全顯世人の縊れ死するさまに似たればなり。千頭は千人と云に同じ。

伊弉諾尊乃報之曰愛也吾妹言如此者吾則當産生日將千五百頭。因曰自此莫過即投其杖是謂岐神也。

記に千頭とあるは縊殺と云につきてのことなり。さる故に。産かたには頭といはず。立千五百産屋とあり。然るに産かたにも。千五百頭と書れたるは。漢文によれるなり。古者謂一人爲一頭と云り。又人皇九頭なども云へり。故訓をば記によりつ。また明應本鎌倉本に。チウブヤアマリ。イホウブヤタテムとあるはよろし。○當產生。舊事紀に生字あり補へし。記傳云。かく交に詔ふは。たゞ多からむことを云にて。必しも千と五百の數に限らむとは非ずとあり。傳記に吾一日立千五百産屋。是以一日必千人死。一日必千五百人生也とあるを。此には其ことなく言たらはず。若後に脱たるにやあらむ。下文へもつゝかされはなり。と葦牙に云り。さもあるへし。重胤云。偕千人五百人は。本より限れる數には非る物から。但人草を縊殺さむにては。其程の辨へ難き事なる故に。先標を定め。千頭と宣へる。其に言勝て。彌千彌百と云返し給へるなどを。後世に其信違はさるに依て。日々に千人死して。千五百人生るとなり。所以に大祓詞に。國中爾成出武天之益人等と見え。天照大神大詔に。顯見蒼生と詔へるとなどを合せて。伊弉諾大神の不負於族と宣給ひて。誓言を報し給へる御言の幸し云へは不得。云に絶たる御事なりかすと云り。○因曰云々。山蔭云。此事下の一書に投其杖曰。自レ此以還雷不敢來とあるは。さるへきことなるを。こゝは上より意つゝかず。又上に以千人所引磐石塞其坂路とあると。同じ心はへなれば。事重りてくたくし。自レ此莫過といふは。彼處にあるへき御言なるをやとあり。偕此自此莫過四字。一書に還來字ある方。來名戸神の名に叶ひて聞ゆ。但し

雷に投給へるとあれと。彼にては桃實を撃給へれば。御杖はなほ。伊弉冊尊に投給へると云る方然るへし。○投其杖。和名抄行旅具に。杖和名都惠とあり。さて此杖は。伊弉諾尊の取持給ふ所の御矛なり。上古はみな矛を杖に衝て。道をは行きしなり。此事神武紀なる。細戈千足國の下に。委く云るを見るへし。○是謂岐神。重胤云。是謂と書れたるは。第九一書も然り。其杖を指て是と云るなり。記に於ニ投棄御杖所成神名云々。とあるは其物に因て神の成坐るにて。御紀の例化爲神と書さるへきを。此は其物を指て神と謂せるは。彼稜威雄走神は。十握劍を御體として。御在し坐しか如く。岐神も杖を御體として靈威を幸給ふ神に坐り。其證は天孫降臨章に。大己貴神乃以平國時所杖之廣矛。授二神曰。吾以二此矛。卒有治功。天孫若用二此矛。治國者必當平安とあると。其第二一書に。大己貴神乃薦岐神於二神曰。是當二代我而奉從也云々。故經津主神以岐神爲鄉導。周流削平。と有とを。誰しも別々の事に心得めれとも。委しからざるなり。寶劍出現章同神の興言に。夫葦原中國本自荒芒云々。然吾已摧伏。莫不和順と有は。右の以二此矛。卒有治功と有る其にて。岐神の御助を得て。妖鬼を平けて。國土を治玉つる。其事を天神に申上玉へる。是道饗祭の起なるか。正書には形實を以傳へ。一書には神名を以傳たるものなり。素より現御身の神には坐せとも。常には御杖の形實に御靈を藏めて。隱身に御在し坐なるへし。さてまた。記には黃泉國の事を結めて。更には伊邪那岐大神詔。云々。故於投棄御杖所成神名。衝立船戸神云々とあるを。此にては此後に祓除の事有て。其時に

斯る神等の成出る事見えす。第十一書にても。御禊の時に成坐る神等の中には。右等の神等はなし。今何れを正しと爲むと情考るに。此紀の方正しかるなり。記の文は錯亂たる物から。投棄と云ひ。因_レ脱_二着_レ身之物_一とあるが。御禊に甚似つかはしき事なる故に。古人も所を置違へて。傳たりし者なりけり。と云り。借此神。記には衝立船戸神。下の二書には。是謂_二岐神_一。此本號曰_二來名戸之祖神_一。あり。信友云。道饗祭祝詞に。大八衢爾。湯津磐村之如久塞_一。皇神等乃前爾申久。八衢比古。八衢比賣。久那斗止御名者申互。と云るにて。來名戸之祖神はこの八衢比古八衢比賣。男女二柱を並へて。申す御名なること知られ。また大八衢爾磐村之如久塞坐。と云へるによりて。祖神と申す義も明に知られたり。と云り。然るに祝詞なる。八衢比古八衢比賣を。次なる泉門塞大神。亦名道返大神なり。平田翁の謂れしはたかふれば。如久とは云へからず。此は岐神に申す詞なれば。譬なりといへども道返大神にはかなはず。祝詞に磐村乃如久塞坐と云るにかなはず。まことの磐石なれば。譬なりといへども道返大神にはかなはず。御名義。記傳に布は經久は來なり。さて中卷美夜受比賣の歌に。阿良多麻能。登斯賀伎布禮婆者也。云々。都紀波伎閉由久行也。かく來と經と重ねても云て。同意になるなり。師説に布那斗は。物を衝立て。是より莫來と。留る意の御名なりとあり。布と久と合せて云へは。此處を経て莫來と云意也。戸は處也。此より來莫と障留る處に坐神と云意なるへし。と云り。借平田翁云。岐字を書くことは。此神の岐に在て守り給ふ意を以。作るなるへし。此事の彼祖神といふものこと似たるをもて。混_レに莫思ひそよ。師云。口訣纂疏などに船戸神を道祖神なりと云ひ。和名抄にも道祖佐倍乃加美とあり。さて道祖と云文字は。漢國にて行神を祖と云また其神を旅たち祭ることを祖と云故に。此佐倍神に當て書のみなり。神名の意はいたく異なり。字に惑ふこと勿れ。又和名抄に道神は多無介乃加美とあるも同く。彼道祖。下卷に布都主神の。此神を郷導と爲て周流給ふこと見を云なるへし。こは旅行人の手向する神なれば名くるならん。

えたるは。深き由ある事なり。借道饗祭祝詞に。此三柱神等の根國底國與里。危備疎備來物爾。相率_一。相口會事無互。下行者下乎守理。上往者上乎守。云々とありて。彼國より荒ひ來る物を。防き守り給ふ謂より。其御靈を移して。京を始め。諸國にも四隅の衢にて。祭り給ふを道饗祭といふ。其は神祇令に。季夏道饗祭_{同之}とある所の本注に。卜部等於_二京城四隅道上_一而祭_レ之とありて。其義解に。言欲_レ令_レ鬼魅之自_レ外來者不_レ敢入_二京師_一。故豫迎_二於路_一而饗遇也。と見えて。鬼魅とは豫母都國より荒ひ來る物を始め。總て世に禍事をなし。疫病を流行する類の妖物を弘く指言せり。豫迎_二於路_一饗遇也とは。鬼魅の入來て。禍を行はさる豫_一に。此神等を四隅の路に迎へて。饗を献り祈願て。鬼魅の外より來るを防き遏めしむる由なり。其は其祝詞全塞_一神等を祭る詞なるを以て知へし。さて餘の神等は。某某の社前に。或は神祇官にて祭らるるを。此神等は其時々。かく衢に御饗を進りて祭る故に。此祭の名を道饗祭といふなり。斯て又臨時にも祭る事あり。其は縣居翁説に。國に疫病など起れば。國堺にて祭り。京に疫病の起る時は。宮城の四隅にて祭る。後に四角四隅の祭と云ふ。と云はれたるか如し。又臨時祭式に。障神祭とあるも此神等の祭なり。其は外國人の參來れる時と。罷歸れる時とに行はるる祭なるか。此祭式のあるを以て。古外國を根國底國に準へて穢き物とし。其神をも厭ひ給へる古義を思ふへし。其は武甕槌神經津主神の荒ふる神を言向け周り給へる時に。大國主神の薦によりて。岐神を郷導として。惡神妖鬼を逐ひ給へること。此に思合せて。其深き由緒を尋ぬへし。其は惡神妖鬼は。みな世見國の穢よ

り成たるものなるか故に。岐神さき立て逐ひたまへるなり。信しか神世に逐ひ給へる妖怪とも。多くと云る然る言ともなり。借は外國へ逃往たるを。蕃客に屬て又歸り來らむ事を憚りて。いと上代より御祭のありしなるへし。と云る然る言ともなり。借式に河内國大縣郡石神社。常世岐姫神社並玉へる。常世岐姫神は。八衢比賣神の御靈を。故ありて祭玉へるなるへし。石神社の事は次に云。

又投^{ナケミフ}其帶^{ノオビ}。是謂^{レバ}長道磐神^{チハノノ}。又投^{モフ}其衣^{ノヨソフ}。是謂^{レバ}煩神^{ワザシ}。又投^{モフ}其禪^{ハカマツ}。是謂^{レバ}開^{アキ}嚙神^{クヒノト}。又投^{モフ}其履^{カウツ}。是謂^{レバ}道敷神^{チシキノホト}。

帶。記傳に淡備は淡夫と云用語を。體語にしたる名也。萬葉に帶にせると云こと。を於後世留ともあり。 ○長道磐神。記に道之長

乳齒神とあり。名義。萬葉に遠き道の事を道の長手と多く詠める。長手は即長道にて。同言なり。二十に道乃長道ともあり。道を手と云るは。繩手又物に輪之手などの手なり。道の行手なども云り。親く通ふ言なれば。道は手と云るは。八十限道を。八十限手と云。宇麻志麻遲命を。宇麻志麻手命ともあるを思へし。磐は或説に

間に通ふと云り。長道は何れを云そと云に。黄泉坂の往來の長道にあたりて。守給ふ神なるへし。信友道に迷へる時に紐以て占ふ法も有しにや。六帖。紐の題の歌に。奥山のしけりに立て迷ふとも。妹か結びし紐をさかめや。とあるを。契沖説に。此は紐は二つある物なれば。道に迷へる時に解て。何れの方に行むと占ふるなるへしと云り。但し紐は二あるものなればと云るは偏なり。紐も帯も大かた同じ物なれば。一條の紐ならんには。二の末を握分て。行へき方の道を占ひたるへし。此の道之長乳齒神は物質の御帯によりて。道の長手に由ありて。彼岐神と似たる趣なり。夫木集に爲相卿。めくりあはむ契の末は長乳齒の。神のしるへを頼むはかりそ。とあるも。彼紐占の事を裏に含めて。詠れしと聞えたり。然れば此紐占は。○衣。美會は或説に。御襲の中略也。道之長乳齒神に卜問ふ法なり。此は記傳に云れたるに。驚かされて聘考をうへて云へり。○衣。美會は或説に。御襲の中略也と云り。また美那斯とも訓へし。紀の八千矛神の御歌に見えたり。記傳云。太刀は佩物なる故に。御

佩と云は執物なる故に御執と云如く。衣は著物なる故に御著と云なり。著を古言に祁流と云り。又

中卷倭建命御歌に。祁世流と見ゆとあり。古訓にコロモとも訓り。着物の義なるへし。 ○煩神。記には和豆良比能宇斯神とあり。記傳云。和豆良布は物に障り滞る意なり。萬葉五に。可爾可久爾思和豆良比爾能尾志奈可由。又病と云も。病にさへられて。清々しからぬ意也。武部云。名義抄に厄をワツラヒと訓り。借此神の御名。御衣に由ありと。もさこえす。記傳に強ていはと云々と云れし説あれと。叶へりともおぼす。

○揮。重胤云。波加麻は履裳と云事なるへし。記傳云。和名抄袴八加萬とある是也。雄略卷歌に多倍能婆伽摩鳴。那々陸鳴絶とあり。さて字鏡に揮裾口大袴。志太乃波加萬。和名抄に揮須萬之毛能。一云知比佐岐毛乃。などあり。如此分て呼は後のことにて。本は袴も揮も波加麻なるへし。字には拘るへからす。

此に揮字を書たれども。必しも履裳などの事とも定むへからす。かの雄略。とあるが如し。倭名抄注曰。按謂履裳之物。宜常卷歌に七重をしとよめるを以て。表の裝束なるをも波加麻と云ること知へし。淋瀝之也。志太乃波加萬。蓋當時既有。今袴之之内衣上。故呼。揮爲。下袴。然。履裳ならむと云故は。瑞珠盟約章に。縛裳爲袴と有は。天照大御神の。猶未。失。謂。履爲。波加萬。之。稱。也。 履裳ならむと云故は。瑞珠盟約章に。縛裳爲袴と有は。天照大御神の男の御装を成し給ふ所の文也。女神にわたらせ給へは。常は連幅なる御裳を。御させたまへりしを。其を縛り上て。兩股なる御袴に成したまひて。履く物に成し玉へる故に。波加麻とは云にて。裳の引纏ふ物を踏入て。履くよしの名なり。和名抄に。野王案在上曰衣。在下曰裳。總謂之服也。と見え。記には。伊邪那岐大神にも。御裳と云事の見え。賀茂舊紀に。夜夢天神御子云。各將逢吾。造

天羽衣天羽裳。炬火撃鉢云々待之と有も。男神の料に。天羽裳と有なれば。男の袴をも母と云しを。總ては男は履く方。女は纏ふ方なる故に。唯母と云時は女の事に成れとも。右に出せる和名抄の揮の下に松小揮也。漢語抄云松毛乃之太乃太布佐伎と有は。表袴を母と云て。裳下之揮と云るなり。名義抄に

も。揮字を字鏡と同しく。志太乃波加萬と有を。志多母と云訓の有は。下裳と云事なり。又志太乃波加萬と云も。犢鼻褌は履くか如くして結る物なれば。波加麻と云るにて。何れも裳と云言の離れざるを思ふへし。又裳は女の裝束なる故に。打任せて云事なるか。記傳に。後宮名目抄に御志多母下裳と書く。此は御湯具の事にて。末々にては御湯母自など申侍る云々あり。女は表に着る裳ある故に。其と別たむ爲に。下と云るなるへし。とあるか如くなれども。右に云如く。男にも袴を裳と云ひ。其 ○開囁神。記には御揮に道侯神成坐し。御冠に飽咋之宇斯能神に分たむ爲に。下裳と云名目も有にそ有ける。 ○履。和名抄に唐韻云草曰屣。麻曰屣。革曰屣。呼名成坐りとあり。此と異なり。名義未詳ならず。○屣。和名抄に唐韻云草曰屣。麻曰屣。革曰屣。呼名並久豆用ニ鞮字とあり。後世には履にも種々の名あり。細貫毛沓。もみたび。亂緒の沓。○道敷神。本に道を干に作る。藪沓等なり。又其藪沓にも。金剛草履乳わらじなどの名あり。 ○道敷神。本に道を干に作るは誤なり。諸古寫本に道とあり改むへし。記傳云。道字常には美知とのみ訓めども。本言はたゞ知にて。美知は御を添たる言なり。敷は借字にて。及の意也。道を追及ふを斯久と古言に云り。俗に追付と云意也。 そは後方より。續て重なる意なれば。萬葉歌などに重浪。又浪のしくくなど。多く云ると本同言なるへし。此は伊邪那美命の。黄泉比良坂にして。男神に追及坐るを云なり。とあり。されは此神は。記に伊邪那美命を黄泉大神と申すと云處に。亦云以ニ其追斯伎斯ニ而號ニ道敷大神とある傳の混れたるもの也。記に此神のなきそ正しき。借記には此のつゝきに。右の神等の外に。於ニ投棄ニ御裳所成神名時置師神坐し。左右の御手の手纏に。奥疎神奥津那藝佐昆古神。奥津甲斐辨羅神。邊疎神。邊津那藝佐昆古神。邊津甲斐辨羅神。六柱ましくて。船戸の神より以下。總て十二神坐せり。此紀には此神等の御事は漏されたり。借此神等の御名の解などは。記傳につきて見るへし。平田翁云。上件道之長乳齒神より邊津甲斐辨羅神まで。合て九柱の神等の成れる本因を考

るに。皆御身に着る穢物を脱棄て。それに成れるなれば。此神等そ實に夜見國の汚穢に依て。成れるにはありける。然れば此は何れも決めて。善神なるまじき謂なり。さて前の三神は陸に屬き。彼の六神は海河に屬て。穢事をなす神なるへし。と云はれたるは。證もなきみたりことなり。

其於泉津平坂。所塞磐石是謂泉門塞大神。亦名道返大神矣。

本に於泉津平坂の下に。或所謂泉津平坂者。不復別有ニ處所。但臨死氣絶之際是之謂歟の二十五字あり。此は山陰にも云れたるか如く。後人の賢らに加へたるものにて。決く本よりの語にはあらぬこと。今辯するまでもあらず。永享本に此文を。其黄泉津平坂。言死出山。或所謂泉津平坂者不復別有ニ處所。祖師云。臨死氣絶之際是謂歟。とあるか却りて古かりけるを。其文を引直して。今の如く書改めつる也。祖師云と云ひ。言死出山と云は。僧徒の書入なる證なりけり。○所塞磐石。是謂泉門塞大神。所塞を本にフサガルとよめれど。記傳の説に依て。佐夜禮留と訓む方勝るへし。又泉門塞は。泉門爾佐夜理坐と訓へし。佐夜禮留は所障なり。佐夜理坐は所障坐なり。佐波理を佐夜理と云る事。記又萬葉に例あり。泉門は即かの平坂を云て。字の如く黄泉國に入門なり。記には塞坐黄泉戸大神とあり。○道返大神。女神を塞て。道より返し奉りし故の御名なり。記に亦所塞其泉坂之石者。號道返大神。亦謂塞坐黄泉戸大神とあり。此大神は。右の坂路に塞玉へる千引石の。大神と成玉へるにて。彼火神を斬玉へりし劍を。綾威雄走神と申奉るに同じ。借此に大神と申し。亦名にも然申添たるは。

殊に黄泉國より疎ひ龜ひ來る鬼神をも。物とも所思さす。追却け玉ふへき。神威を藏めて坐るか故也。並々の神には。大神と稱られざる例也。さて上にも引る式河内國大縣郡石神社。常世岐姫神社並玉へるを思ふに。石神社は必此大神の靈を祭れるなるへし。祖神を道路に祭るには。必石を立て祀る事は。かく並給へる所謂による事なるへし。

伊弉諾尊既還。乃追悔之曰。吾前到於不須也。凶目汚穢之處。故當滌去。吾身之濁穢。則往至筑紫日向小戸橋之櫛原。而被除焉。

既還。顯國に還り坐るなり。顯國はもとの磯取島なる八尋殿ならむと重胤云り。さること也。○追悔。女神を深く慕ひ給ふあまりに。穢き國なることをおほしかけすて。黄泉まで追行ましむことを。追て悔給ふ也。○筑紫日向。筑紫は筑前筑後の域を云は本よりなれど。こゝは九國を都ても云へるなり。日向は。記傳云。推古紀の大御歌に。辟武伽とあれば。古は字の如く如此唱へしなり。和名抄に。比字加さるは。後。かく名けたる由は。景行紀に見ゆとあり。景行紀十七年三月。幸子湯縣。遊丹雲小野。時東宮之謂。左右曰。是國也。向。於日出方。故號其國曰日向也。此。下卷の注に。辨へ云へり。○小戸橋。一書又記に橋小門とあり。小戸にある橋と云地名なり。故其小門の名を。橋小門と云り。借かく名付たりしは。神代に此處橋樹の生たりし地なるからに。小門の名となれる也。橋といふ樹かく神代にありしかと。田中頼庸氏云。今も筑紫地方の山には。自然なる橋生茂りて。實なども多く結ひて。其味ひこそ。彼の柑子などにはおどりにけれ。みな人のとりて食ふはさらにて。今も橋と云り云

り。これらまことの神代の橋なること明らかき。他國にはのこらて。そのかみの日向。城中頃絶たりしを。垂仁天皇御世に。にしも。今もあるところかへすくめてたけれ。なほ其餘の國人にもひろく問試むへし。また海外よりわたして。今世にあるは。即其種なり。凡て草木には上代にありしか。中頃絶て又今世にある類もあれば。此を後世より着たる地名そなど云は。神代のいと久しかりし間なる事をも思はぬ非説なり。借小門は地名にはあらて。小き水門にて。川の落口なりけん。記傳に云り。大海にあるを大門とへし。萬葉二に。留火之明大門云々とあり。○櫛原。和名抄に説文云。櫛梓之屬也。日本紀私記云阿波木。今按又櫛木一名也。見。爾雅一とあり。箋注曰。廣本櫛梓下有注字。按爾雅不載櫛。有注字。爲是。郭注爾雅櫛。一名土櫛。按西山經英山多櫛。櫛。郭注云々。又爲。以。櫛。櫛。不。同。與。此。所。言。異。所。引。蓋。善。注。抑。源。君。所。見。郭。注。脫。土。字。又。按。一。名。土。櫛。者。訓。切。之。櫛。非。梓。屬。之。櫛。記傳云。是も地名にはあらて。松原檜原柳原柞原などの類にて。たゞ此木の多く生たる地を云るなるへしと有り。重胤云櫛は名義抄に訓るも。同しアハキなり。言義は和名抄に。櫛木一名也。とあるに依て考るに。青葉木と云事也。然るは此樹は常盤木なれば。葉の狀に付て。青葉木と號け。堅き幹木に依て。堅とは名付たりけん。又和名抄に唐韻云櫛萬年木也。和名加之。爾雅集注云一名柎一名櫛。同し。とあれば。同物なること灼然。武都云。右に引る。櫛木一名也。とある文も。符各氏の説に。よれば。聊疑はしきよしなきにあらねと姑く其説によれるなり。借小戸橋之櫛原といふ地名。今聞ゆることなしと。記傳に云れたれど。神名帳考に云。式日向國宮崎郡江田神社を。巡拜帳と云ものに。式内櫛原江田神社。産母二柱大神宮。櫛原一葉大明神。大宮司川越江田村にあり。今は那珂那に屬りとあり。和名抄江田。宮崎町近邊に。大宮司社家なども。ありて。一宮都農よりは大社なりと帳考に云り。さらはこの江田郷あたりを古櫛原と云しと見ゆ。さらは橋小門日向國なりとすへきかとあり。集解云。寬延中有。僧靈。持。日。向。小。戸。橋。櫛。原。圖。過。余。日。曾。行。脚。而。

至_二于日向國_一而所_レ得也。其圖曰日向小戸橋。楳原屬宮崎那賀兩郡。地形如扇。三方三里。延岡路。飲肥紀行と云ものあり。此は
 與_二薩摩道_一中間。有_二橋_一。南有_二小戸川_一。東距_二橋_一。有_二平沙_一。南北三里。號曰_二楳原_一とあり。 飲肥紀行と云ものあり。此は
 天正年間。日向國領れる伊東三位入道義祐が著るものなり。義祐通稱六郎五郎。幼名虎熊丸。伊東
 尹祐の二男なり。天正十三年八月五日卒年七十二。義祐此時同國佐土原の城にあり。そこより同國
 飲肥に至る時の紀行なり。今其文を略して左に擧ぐ。 本文に或人の考按をも加へたりこれ
 は同じ飲肥人の書しものなりと云。 或時飲肥の院に。陣
 所の番とて。八聲の鳥の鳴ぬまに急き立ける。云々霧甚く降りて。そことも知らず。急きける。早や
 楳原の波間より露れ出し住吉の神。住吉の里も近く見わたり。潮地の松の秋風冷々として。袖吹送
 る玉梓の道の行方に見渡せば。 義祐佐土原を發し。楳原潮地宮崎小戸渡と。順路を以今考るに。楳原は今の廣瀬町なるへし。
 潮地の住吉とて。今も紫原尊信の社あり。式内江田神社より北十四五丁にあり。但し村社な
 り。古老の口碑には伊非諾命瀧し玉
 ひし地なりと云り。いかゞあらん。 人王の始宮崎京神武天王の御前近所にて。辱さに泪落けりと言し古言ま
 て。思合されて。通りけるに。其里人にことゝへは云々 神武天皇の社。宮崎郡
 下北村。今官幣大社。 程なく小戸の渡りに至りぬ。
 神道秘密數々に思出されて。神世より其名は今も橋や。小戸のわたりの船の行末。と詠侍りぬ。 小戸
 波。
 これ橋の小戸なりと云傳たり。一名大淀川。また宮崎川とも云。川の水源霧島山に發す。下流三十六里。宮崎なる
 上野町中村町の中間を貫流す。如橋橋橋と云。長二百四十間。小戸神社上野町村社なり。川の東北五町許にあり。赤井の里に船漕
 寄せて。稻荷の山を過ぎ行けは。云々 赤井の里今赤江と書く。恒久村なり。古老傳に。伊非諾尊身瀧し玉ひて。垢を洗ひ
 玉ひたるに依て稱すとも。また天照大神出生の地なれば明江の意なりとも云り。
 猶行路は遙けきに。木花の寺も見わけければ。木花開耶姫の御神靈も。眼のあたりに覺えつゝ急きける
 に。漸々入目となりて。折生迫と云所に着にけり云々。 木花は今木崎と云ふ村の内なり。寺は既に廢絶せり。開耶姫
 命の神社あり。古老傳云。神社より近き山に。室谷と云あり。
 之無戸室を遣られし處
 なりと。いかゞあらん。 宮浦に草枕を借にけり。里の主の翁さひたる者の物語をききて。里人にとはすはい

かてしら波の。玉依姫の宮の浦とは。云もあへず夜も明かたに成しかは。また水尾の時に趣き侍りぬ。
 玉依姫神社は。今も宮浦にあり。此神社より五六町許南に古墳あり。形瓢の如く。周圍百間餘もあるへし。これ玉依姫の山陵なり
 と云り。近き年頃までは。頂に古松豊株ありたりと云へとも。今は枯て雜木のみ繁れり。玉依姫神社は今も宮浦神社と稱せり。 右は甚
 く文をはぶきて。用あることのみを記せり。天正の頃に書きたるものなれば。今にしては證すべし。さ
 れは。神名帳考を引て出せる文。また集解に云る僧雲蝶かもてる楳原圖と云るものにも。大方合へり。
 さらは記傳に小戸橋之楳原といふ地名。今聞ゆることなしと云れたるは。たまく思ひ洩されたるを
 りけり。○祓除。記傳云。美曾岐は身_ニ瀧_一也。下文に迦豆伎而瀧とあるを始て。書紀に瀧去。また盪瀧。
 また瀧除など見え。萬葉に潔身身祓などもあるを以知へし。今も除服などに。海川邊に出て清まはり。
 又許理とて水浴ることするは。みな禊の意はへなりとあり。波羅間は拂に同じ。即下に拂瀧とも書きた
 り。右に引る文の瀧去の去字。こゝの除字なども其義なり。又洗とも言通へり。 されと拂又洗は。ほひふへと
 四段に活けとも。祓は古く
 より四段に活きし例なし。此卷に祓具此云_二波羅間部母能_一と見え。萬葉十七に波良倍とあり。こゝで中
 昔の書とも。みなはらへはらふるとのみありて。二段の活なり。波羅間を令_レ祓なりと云は非なり。守部云。御身につける物を。
 投棄給ふは祓除なり。御身の汚穢を瀧き玉ふは禊なり。禊と祓とは別なり。祓は惣名にて。禊は其中
 の一種なれば。禊は祓と云へく。祓は禊とはいはず。禊は水邊にて行ふに限れる名なりと云り。此説
 にてあきらけし。 平田翁説に。祓字は字書どもに。除_レ惡祭也。除_レ災求_レ福也など注し。禊字除_レ惡祭名。三月上
 巳_レ水祓_レ除_レ不祥_一也と注せり。然ればはらへみそきに。此二字を當たるは熱當たりと云へり。

遂將_二盪_一瀧身之所汚_一乃興言曰_二上瀧是太疾_一下瀧是太弱_一便_二濯_一

之中瀨也。因以生神號曰八十枉津日神。

遂將澁滌云々。山蔭云。此八字なくてよけん云れたれとも。義に害なし。○上瀨下瀨は。上に云る如く。橋小門は川落口なるへければ。其處の瀨々なりと。記傳に云り。○太疾太弱。記には瀨速瀨弱とあり。記傳云。瀨速とは流の急きを云なり。弱に對て云へれば。はけしき意をも兼たり。瀨弱とは。流の緩なるを云也。借弱きを取給はぬは。あまり流の緩處は深からぬ故なるへし。とあり。○興言。興言は何にても。心に一感くる所有。其を取立て。言に云揚るを云なり。重胤云。上瀨は瀨速く。下瀨は瀨弱して。猶足すおもほすを。其中瀨はしも。疾がらず。弱からず。其宜しき程を得て有しかは。此處に降立てこそと思ほし成ぬる任に。興言し玉へるなり。○八十枉津日神。記には八十禍津日神。次大禍津日神二柱とせり。一書は。大綾津日神とあり。阿夜と麻賀と同じ。信友曰。次大枉津日神六字。今本に所載の古本にありし由。神詞六人部某の筆記に見えたりと云り。名義八十も大も稱辭。次なる神直日大直日の神大にされ凡有九神の數に合はされは。本のまゝにてあるへし。平田翁云。麻賀とは。萬の凶惡ことを云て。即禍字の意なり。祝詞式に。惡事古語麻我許登と見え。景行紀に。禍害などあるを以てその津は助辭。日は清て訓むへし例を見され。産靈の靈に同じ。禍に奇靈なる由なり。記傳云。さて世間にあらゆる凶惡事邪曲事などは。みな元は此禍津日神の御靈より起れるなり。と云れたるか如し。此事はさて世中の諸の禍害は。みを汚

穢より成れる事は。此神の成坐る事を。記の次の文に。此二神者所到其穢繁國之時。因汚垢而所成之神者也。とあるにて著明し。

次將矯其枉而生神號曰神直日神。次大直日神。

將矯其枉。平田翁云。禍津日神の爲給ふ禍を。直さむと。所念しての意なり。那富頭は。とあり。重胤云。此又枉事を矯さむと。おもほし入て。又興言し玉へるを。上に在る事を。再云に及はされは。興言とは書されさるもの也。第十一書に。出水吹生大直日神とある如く。將矯其枉と。興言し玉ひて。氣吹放たせ御在し坐し事。灼然きもの也と云り。○神直日神。大直日神。記傳云。直とは直からさるを直す意の御名なり。既に直れる意にはあらず。上に爲直とあるを以曉るへしと云り。大と云。神と云は稱辭なり。偕此神は。枉津日神の甚く國土の禍害となる神に坐す故に。其を矯さむと所思坐して。生給へるなり。故此神は世に有る禍を直して。吉善に和し還し給ふ神に坐すなり。記云次爲直其枉而。所成神名神直日神。次大直日神とあり。○偕世間の諸の凶惡事は。枉津日神の御靈より。起れるものなる事。また其凶惡事を。吉善に直し給ふ事の。慥かなる證は。御門祭祀詞に。四方四角與利。踈備荒備來武。天能麻我都比登云神乃。言武惡事爾相麻自許利。相口會賜事無久。云々咎過在乎波。神直日大直日爾。見直開直坐氏云々。又大殿祭祀詞に。漏落事乎波。神直日命大直日命。開直志見直

志氏云々。とあるにて。諸の吉凶みな。此神等の御心なること明らかし。さて吉事こそはあれ。世間の爲に。あしかる事を爲玉ふ枉津日神をしも。産靈大神の成出玉ふは。いかなる御意そと云に。此に妙なる道理あり。此世間は吉事凶事互に行はるへく。立玉へるものにて。偏善偏惡の域にあらず。其は本居翁歌に。善事に凶事い續き。凶事に善事い續く。世間の道と詠れしは。實に千古未發の卓言なり。凶事のはるれはこそ。其に就て吉事の出来るなれ。ひたふるに凶事なくは。世に人の死すると云事もなく。災害に遇ふものもなく。道理に背ける事もなく。いと宜しきに似たれとも。さては後世に功績を立むと志すものもなく、勵み勉むる業もなく。善事を行はむとするものもあらぬそかし。此處おもほしめして。産靈大神の。かく枉津日神直日神をしも。伊弉諾神の御禊に當りて。幽に成し出玉ふものそかし。此道理をよくおもひて。善惡互に行はるる。世間のさまを知るへきなり。また記傳に。諸世人の凶惡を直して。吉善を爲へき道は。彼御禊の理によれることなれとも。彼大神此御禊を以て。世人に凶惡を忌去て。吉善を行へと。教諭玉ふにはあらず。其故は。彼御禊も其時に故に。神の教によりて爲玉ふには非ず。元來産巢日神の御靈によりて。自ら黄泉の穢惡を。穢惡しとおもはず。己命の御心から爲玉へれば。世人も亦其如くにて。産巢日神の御靈によりて。凶惡をきらひて。吉善を爲へき物と。生れたれば。誰か教ふと無とも。自ら其差別はあるものなり。と云れたる。實に然る説ともなり。○記に右の大直日神の次に。伊豆能賣神成坐り。さて并三神也とあるは。右の直毘神二柱

を合て。三柱なるなり。然れば次爲レ直ニ其禍とある。同列の神なれば。其直日神と。同義を以て説へし。伊豆は清く明き意也。この言の意は。次の所祭 神の下に委く云へし。されは直日神は枉を直さむと思ほし坐て。生給へる神に坐し。伊豆能賣神は。其枉事の起りは専ら穢にあるを。其穢惡を除き去たる上は。改めて清く明きに立返らさるへからず。其清く明きに立返らむとおもほし坐して。生給へる神に坐は。かく御名には負給へるにそありけらし。是そ所謂世に清祓と云ことこの起れる本なりける。

又沈^{シヅメ}濯^{スソク}於^ニ海底^{ソコ}。因^テ以^テ生^ル神^ノ號^ト曰^ク底^{ソコ}津^ツ少^{ワカ}童^{ツミ}命^ト。次^ニ底^{ソコ}筒^{ツツ}男^ヲ命^ト。又^{カク}潜^ス濯^ス於^ニ潮^{ウシ}中^ノ。因^テ以^テ生^ル神^ノ號^ト曰^ク中^{ナカ}津^ツ少^{ワカ}童^{ツミ}命^ト。次^ニ中^{ナカ}筒^{ツツ}男^ヲ命^ト。又^{ウキ}浮^ス濯^ス於^ニ潮^{ウシ}上^ノ。因^テ以^テ生^ル神^ノ號^ト曰^ク表^{ウラ}津^ツ少^{ワカ}童^{ツミ}命^ト。次^ニ表^{ウラ}筒^{ツツ}男^ヲ命^ト。凡^{ソレ}有^ル九^{コノ}神^ノ矣^ト。其^ノ底^{ソコ}筒^{ツツ}男^ヲ命^ト中^ノ筒^{ツツ}男^ヲ命^ト表^{ウラ}筒^{ツツ}男^ヲ命^ト是^レ即^チ住^ス吉^キ大^{オホ}神^ノ矣^ト。

又とは。上なる事を一段と爲て。更に復物爲玉ふ由なり。祓除は上件にて。神の成出玉へるに。一度終りたるを。猶反復て海底に入玉ひ。其にても御心に足はず所思して。潮中潮上にて物し玉へるなり。上には次と云。此には又と云るを見へし。第十一書に。此差異を立てるは。委しからざる書状なり。記も同じ。○沈濯於云々。重胤云。名義抄に沈字にシツクとも。ト、ムとも云訓あるを以て。志豆久は下若く。志豆久牟は下留の義なる事。愈以て明らかなる者也。○潜は。

水を頭に着て其中に入るなり。○底筒男命。筒は借字にて。都知と同じ。亦底土命とも云せり。都知之男と連く例は。建御雷之男などの如し。さて次一書に。磐土命とあるは。此の表筒。底土命とあるは。底筒。赤土命とあるは。中筒にあたり。阿多那と通ふ例多し。○表津少童命。記には表津を上津と作り。さて注に訓上云三宇閉とあり。記傳云。宇閉は上某とつゞく言あるときは。凡て宇波と云例にて。書紀に上國此云三羽播豆矩備とある類なり。然るを宇閉と注したるは。言の居たる方を注したる物なり。さる例ありと云り。○住吉大神。記云其底筒之男命。中筒之男命。上筒之男命。三柱神者。墨江之三前大神也。あり。和名抄攝津國住吉須三郡。式同郡住吉坐神社四座。並名神大。月次相嘗新嘗。續紀延暦三年六月叙正三位住吉神。勳三等。より。日本紀略大同元年四月奉授從一位とあり。記傳云住吉を須美與之と唱ふるは。後世の事にて。那真の頃までは。須美能延とのみ云り。記紀又萬葉に須美與之と云ることは。一もなしと云り。四座は。私記に稱四座者。神功皇后坐別殿一歟とあり。此地に此大神等の鎮坐することは。神功紀に見えたり。然るを二十二社注式に。住吉社四座。第一筒男爲一座。第四神功皇后也と有は。また攝津國風土記に。所以稱住吉者。昔息長足比賣天皇世。住吉大神現出而。巡行天下。竟可住國一時。到於沼名掠長岡之前。乃謂斯實可住之國。遂讚稱之云。眞住吉住吉國。乃是定神社。今俗略之直稱須美乃叙とあり。此地のことは委く神功紀に云へし。さて又式に長門國豐浦郡住吉坐荒御魂神社三坐並名神大とあるをはしめ。なほ諸國に住吉御社は多かり。

底津少童命。中津少童命。表津少童命。是阿曇連等所祭神矣。

阿曇連。阿曇は氏。連は尸なり。氏尸の解は。記傳云。宇遲と云物は。常に人の心得たるか如し。源平藤原などの類是也。加婆禰と云は。宇遲を尊みたる號にして。即宇遲をも云り。源平藤原の類は氏なるを其をも加婆禰とも云ふ也。宇遲ももと賛て負たる物なればなり。是はた言は賛たる言には非るも。負たる意はほめたるもの也。○武郷云。氏は概又朝臣宿禰など。宇遲の下に著て呼ぶ物をも云り。此は固賛尊みたる號なり。武郷云。加婆禰は其家の尊卑の。自らわかるるものなれば。賛尊みたること本よりなり。又宇遲と朝臣宿禰の類とを連ねても加婆禰と云り。藤原朝臣大伴宿禰などの如し。されは宇遲と云は。源平藤原の類に局り。朝臣宿禰の類を。宇遲と云ること無し。○武郷云。かく云れど。天武紀に。倭直粟限首云々三十八氏。また姓氏錄左京皇別。一。起。自。左。京。皇。別。人。一。盡。攝。津。國。爲。奈。真。人。四。十。四。氏。また起。源。朝。臣。一。盡。新。田。部。宿。禰。一。四。十。四。氏。また日本書紀に。役優婆塞者加婆役公氏など。加婆禰と云は。宇遲にも朝臣宿禰の類にも。連て呼ぶにも互る號なり。宇遲と加婆禰との差別大かた如此し。借字に氏字を書くはよく當れり。加婆禰に姓字は當る處と。當らぬ處とあり。然るを世人。宇遲原の類は。姓と云ても氏と云ても宜しく。凡て宇遲加婆禰と云に。氏姓と書くも當れることなれども。加婆禰と云中に。姓字の當らぬ處ある故は。いかに云に。朝臣宿禰の類は。漢國には無き物なれば。是に當る字は無き也。姓字は源藤原などを云時の加婆禰に當れども。朝臣宿禰の類を云時の加婆禰には當らざるを。強て漢文よ書むとする時は。止事を得ず此字を用て。書紀などに。賜姓曰朝臣。なと書れたるから。紛れて朝臣宿禰の類を姓。藤原大伴の類を氏と。心得たる人もあれど非なり。若然云時は。源も平も藤原も共に朝臣なれば。皆同姓と爲むか。されは朝臣宿禰の類を姓と心得ては。源藤原の類と混ひて分別なし。故後世の書どもには。朝臣宿禰の類には戸と書て分つなり。此はた借字なれば。姓字を書むよりは紛れなくて勝れり。○武郷云。己か此紀の注に。加婆禰一戸字を用ひたるは。此説に依ると云れたるにて。其差別は明らかきを。なほ其據て起る本。また名義を探ぬるに。宇遲は内にて。同家一族を云ひて。他家に對する稱なり。然れば其本義は。我同族を親しみ崇むる意あり。さて其氏は概ね職名にて。其家世々相承て。同族の號とすれば。他家に對ひて。自賛る義あるなり。其一二をいはく。上世に名高き大伴といひ。物部と云る。是職なり。大伴といひ物部と云に。賛たる義はなけ

れとも吾家のものと負て。他家に對するより。賛る義となり。親しむ義となるなり。これ則内と云る所謂なり。加婆禰は株名なり。株は頸字をも書く。樹に根株あるか如く。人に頭頸あるか如く。其枝葉に對ひ四肢に對ひて其根本たる所の稱なり。即氏の加婆禰と云るは。其氏中の長にて。譬へは物部といひ。大伴と云る。部屬の長となりて。其人等を率ゐるより。大伴宿禰物部連と云る。即其宿禰連を加婆禰と稱するなり。株名の名はこれも美稱なり。續紀の宣命には。此を根加婆禰とも云り。根頸名にて。これも根は本根の意也。これにて宇遲加婆禰の本義を知へし。偕此阿曇氏は。記に。安曇連等者。其綿津見神子。宇都志日金拆命之子孫也とあり。姓氏錄右京神別に安曇宿禰。海神綿積豐玉彦神子。穗高見命之後也。又河内に。安曇連綿積神命兒穗高見命之後也。命と一神なるへし。未定雜姓に。安曇連。于都斯奈賀命之後也。記傳云。記に依れば。奈。などあり。さて阿豆美といふ由は。記傳云。阿曇と書く疊字は。未詳ならず。應神紀三年。處々海人訕噓之不從命。則遣阿曇連大濱宿禰。平其訕噓。因爲海人。宰。又履中紀に。對曰淡路野島之海人也。阿曇。とあるを考るに。此氏は海神の子孫なるから。固り海人のことを執し故に。其訕噓を平けしめ玉ひ。さて其宰ともなれるを思へは。海人の事によりたる名にはあるへし。故記傳に。海人津持と買せしか約たるなるへしと云へり。いかゞあらむ。武郡。按に。阿豆美は網釣部にて。網を投げ釣を垂て。魚を取る部を云なるへし。記傳云。姓氏錄に海犬養。命之後也。凡海連。同神男穂高。なども海人によれる姓なるへし。さて高橋朝臣と此姓と。世々御膳のことに與れり。高橋の然る由緒は。景行天皇の御代の故事。書紀にも姓氏錄にも見えたるを。此姓のことは。如何なる由と

も物に見えず。是も海人を掌るより事起しなるへし。海人は御饗物を。取物なればなり。和名抄に筑前國糟屋郡に阿曇郷あり。此は此氏人の住し故の地名なるへし。武郡云。また和名抄信濃國安曇郡ありて。其郡に穂高神社見えたり。此倍此氏は。連の加波泥にてありしを。書紀卷々に出たる。天武卷十三年十二月。阿曇連賜姓曰宿禰。又姓氏錄に。阿曇犬養海神大和多罪神三世孫穗已都久命之後也とも見たり。舊事記に。天造日。連は群主の意か。主を自。主の如し。母月主の。其群の中の主と云意なり。連字を書故は詳ならず。禮記王制に十國以爲連。々有帥云々。注に。自も此なるへし。群主の意即かの連帥に似たり。○武郡云。合十國爲連比以統之也とあり。是を取れるなりと谷川氏は云き。さも有へさか。群主の意即かの連帥に似たり。○武郡云。官志にも連群也。群帥。其文不用群而用連。取其可連率之義とあり。又萬葉二十に。多々美氣米。牟良自加已蘇乃と。續たるは疊薦を編と云かけたり。阿とある師説をもて思ふに。たゞ語の上のみの續けにも非て。牟良自と云に。編連る意ある故にてもあるへし。と云れたり。氏は應神紀に阿曇連大濱。履仲紀に阿曇連濱子。皇極紀天智紀に阿曇山背連比羅夫。類史に桓武帝時内膳奉膳安曇宿禰繼成。清和紀阿波人安曇部粟麿自言。安曇百足宿禰之後云々。朝野群載に阿曇貞信。小右記に安曇元高等見えたり。○所祭神。記に以伊都久神とあり。伊都久は記傳に齋なり。萬葉に住吉爾伊都久祝之云々。書紀に爲三天孫所祭ともあり。又記中に伊都伎奉とあると。拜祭とあると。同義に聞ゆれば。拜祭をも伊都伎祭と訓へしと云り。さて其言本は。伊の一言にて。齋清淨むる意なり。又通して由とも云り。齋忌齋庭。また其を伊豆とも云り。即記の伊豆能賣神。神武紀に。嚴貧嚴媛。嚴香來雷。嚴罔象女。嚴稻魂女。嚴山雷。嚴野椎。又垂仁紀に嚴樞本。出雲國造神賀詞に。伊都幣。又伊豆能眞屋。又伊豆席などある

伊豆。みな是なり。記傳云。紀に殿字をしも書れたるは殿く重く忌清むる意にや。 倍伊都久といひ。又伊波布伊牟など活かし云も。本は穢惡を除き去て。清明する意なれば皆殿と同し言なり。序云。伊波比は伊牟と同言なるか。其本は伊の一言にて。伊波利と活かし。麻と波と横と親しく。通音なる故。美伊牟伊牟伊牟と活る。その伊牟牟をまた。伊波比伊波布伊波比伊波布伊波開伊波々牟とも云しものなり。 倍此神は。式筑前國糟屋郡志加海神社三坐並名とある是なり。貞觀元年從五位上と有 此御社志賀島と云に在て。今は那珂郡に屬りとそ。志賀島船岡よ。八幡本記に。志加大神は。三處に鎮坐し玉ふ。底津海童命は。島の東の出崎に鎮坐し玉ふ。中津海童命は勝間に鎮坐し玉ふ。表津海童命は同村にあり。民俗勝間明神と云と云り。景行紀に志我神。萬葉七に牡鹿之須賣神。又十六に糟屋郡志賀村。和名抄同郡に志河郷あり。書記釋に風土記を引て。資河島の名義を釋けり。此餘に此神を祭れる御社。式に諸國に數多見えたり。さて又平田翁說に。此神を大綿津見神とも。豊玉毘古命とも申すことは。上件三柱の和多津美神の。一柱と坐す時の御名にて。此神は底中上と。正しく三柱生坐るを。かく一柱と坐すを以て。神は身を分坐し。また身を合せ坐すことを辨ふへし。記に此三柱之精津見神者。安曇連等之祖神云々とあるも。三柱を直に一柱と爲たる赴に聞大。はた海宮段にては。豊玉毘古命と申て一柱と坐ませるを熟思ひ。なほ姓氏錄の傳とも赴もすへて一柱と坐す事をも熟思へし。 と稱ひ豊と云は。ともに美稱也と云れたり。

然後洗左眼。因以生神。號曰天照大神。復洗右眼。因以生神。號曰月讀尊。復洗鼻。因以生神。號曰素戔嗚尊。凡三神矣。

然後云々。上の九神成坐て後の事なり。さて御眼の穢のなこりなく清まり果て。清々しき御身より。

日月神等生坐しとの傳。一わたりは實に然る事の如くなれど。日月神等は更なり。素戔嗚尊も。本書に出たる如く。伊弉諾伊弉册尊の。天下之主たる御兒を生むと議り給ひて。生坐すとあるそれ正しき傳にて。御禊の時に生れ坐りと云る傳は。混れたる説なること。既に云るか如し。倍其は如何なる混れより。かゝるさまには誤り傳へけん。なほよく按ふに。御鎮坐次第記に。荒祭宮下に。伊弉諾尊洗左眼。因以生號曰天照大神之荒魂。亦名瀬織津比咩神也。又御鎮坐本記多賀宮下に。伊弉諾尊洗右眼。因以生名號伊吹戸主神即大神分身坐。故亦名曰大神荒魂也とあり。右の二書の文。他書よもあまた所見けたる。大神の荒魂。又分身坐とあるは。心得ぬ事ながら。左眼を洗玉ふ時に生坐る神を瀬織津比咩神。右眼を洗玉ふ時に。生坐る神を伊吹戸主神なり。と云る傳は。實にさる言なるへし。さるは此に次て。御鎮坐傳記等に。亦洗鼻因以生神。號速佐須良比賣神云々與素戔嗚尊合力坐給也。とあるに合せて思ふにも。此三神は。必此時に成坐へき理なり。さるを右の瀬織津比咩神伊吹戸主神を。八十福津日神。神直日に。生坐る神なればなり。また此二神を。大神の荒魂。或は和魂また豊受神荒魂など。書に因て種々云ひ傳たる。すへてまさらはし。按ふに大神五十餘河上御鎮坐の時。荒祭宮多賀宮を攝社として。同時に鎮め坐まつりし時に。瀬織津比咩神。伊吹戸主神を。相殿に合せ祭り玉ひし事などのありて。しか並ひ坐すから。自から大神の荒魂。或は和魂或は分身也。など申せる説の。起りしものもあらんか。其後又多賀宮を。外宮の攝社とせしより。豊受宮荒魂也とも。云傳へしものなるへし。されは此時左眼を洗給ふ時に。生坐る神は瀬織津比咩神。八十福津日神と。同神なりと云る。説は。右云るか如く信かたし。 右眼を洗給ふ時に。生坐る神は。伊吹戸主神。神直日大神と。神と云説信かたし。 鼻を洗ひ給ふ時に。生坐る神は。速佐須良比賣神と云る古傳ありて。御鎮坐次第記等の書には載せしものなるへし。さるをいかなる混にか。又荒祭宮神多賀宮神を。

天照大神月讀尊の本御體なりと誤り傳へけむ。御鎮坐傳記の文に。常磐宮多賀宮を。日天子と云るなど。取さるは傳記等の文に洗_ニ左眼_ニ因以生神云々。洗_ニ右眼_ニ因以生神云々。亦洗_ニ鼻_ニ因以生神云々とあるか。四神出生章一書に。左手持_ニ白銅鏡_ニ云々。右手持_ニ白銅鏡_ニ云々。廻_レ首顧眄之間云々。とあるにいとよく似たるかうへに。洗_ニ鼻_ニ時に生坐る速佐須良比賣神の。素戔嗚尊と力を合て坐給ふとあるを。同體の神と心得。終に上の二神をも日神月神と。言爲したる説の。いと舊くより有しなるへし。如是種々の混亂を正して見る時は。天照大神月讀尊素戔嗚尊の。此時に生坐る傳の誤なる事灼然し。

已而伊弉諾尊勅_ニ任_ニ三子_ニ曰。天照大神者可_ニ以治_ニ高天原_ニ也。月讀尊者可_ニ以治_ニ滄海原潮之八百重_ニ也。素戔嗚尊者可_ニ以治_ニ天下_ニ也。

滄海原潮之八百重。滄海原能と能を添へて本に訓める宜し。さるは潮は海原のものなれば也。八百重は。大祓詞に。荒鹽之鹽乃八百道乃。八鹽道乃鹽乃八百會とある如く。鹽道乃八重に隔れる極を云る意の形容言なり。重胤云。八百重など云ふ重は。物の層なる義にて隔字の義也。萬葉四に千重乃一隔。又燒太刀乃隔付。又一隔山など隔を幣に用ひ。十二に疊。薦重編數と。重字を隔の義に用たるを以て。其類を推すに。幣は物に界を立て分つ意也。又間字を閉多都と云も。界を立るなり。又阻を閉那流と訓るは。界に成る意なるに合て知へし。武部此説に就て按に。閉と云に縦横の別あり。縦の閉は八重山。また幣雪者五百重幣敷など。高く積り重なるを云ひ。横の閉は。八重雲五百重波な

と。遠く境を問つるを云て。此の。偕月讀尊は本書に可_ニ以配_ニ日而治_ニ。送_ニ之于天_ニとあることく。天照大神と共に。高天原に坐々て。夜之食國を所知看せり。夜食國即ち月にて。月讀尊を申し奉るも。そこを看すか故なり。さてしか月を所知看乍ら。滄海原なる潮の八百重かうへの御政をも攝掌玉へるなり。さるは。如何なる故そといふに。月讀尊の荒魂は。海神豐玉彥命と。力を合せ玉ふ縁ありて。海神の御所爲を輔相玉ひ。月の出沒に従ひ潮の満干を成て。國土に成出る諸の水族はさら也。穀物草木の上にも御靈を幸へ御ます事。すへて此の謂による事なり。諸の水族穀物草木の類。月の盈虚に依て。氣の増減あること。また其中に海潮を自ら合てあることなどたまたま知れるか如し。そは式に。伊勢國度會郡月讀宮二坐。荒御玉命一坐。垂大別に荒御玉命を載たり。倭姬命世記荒魂命下に。飛鳥宮御宇丙寅年十一月十一日遷_ニ魚見神社_ニと記し。神名秘書に引る禰宜最世記にも。飛鳥宮代丙寅歲十一月十一日月夜見命荒魂命靈鏡。奉_レ遷_ニ于魚見社_ニ。是神託也云々とあり。次に多氣郡魚海神社二坐とある。是なるか。此も同書に引る機殿儀式帳に。魚見社三前。是月讀命豐玉彥命豐玉姬命。合三柱神靈也ともあり。右に據れば。月讀宮の遙宮と聞ゆ。かゝれば海神に力を合せて御し玉ふ事灼然く。潮の満干の月の出沒に隨ふこと。今に至りて違はざるなん。みな此の謂によることにて。けに奇しき事也ける。されは月讀尊の。滄海原潮之八百重を所知ことも。異なる傳にはあらざるなりとあり。○可治天下。此尊に天下を知看せとあるは。正しき傳なる事上にも既に云り。さて次一書に。素戔嗚尊者可_ニ以御_ニ滄海原_ニ。また記に速須佐之男命者所_レ知_ニ海原_ニとある。滄海原海原。ともに此國土のことなれば。天下

とあるに同じきことも。既に云るか如し。異なる傳にはあらず。

是時素戔嗚尊年已長矣。復生八握鬚髯。雖然不治天下。常以啼泣悲恨。故伊弉諾尊問之曰。汝何故恒啼如此耶。對曰。吾欲從母於根國。只爲泣耳。伊弉諾尊惡之曰。可。以任情行矣。乃逐之。

八握鬚髯。八握は上に十握とあるに意は同じ。たゞ長き由なり。記には八拳須至三于心前とあり。表集令集

解蓋部下に。自今以後手足。和名抄に。髻口上鬚也。和名加美豆比介。鬚髯願下毛也。之毛豆比介。と見えたる毛成八束毛遊詔也云々。

重胤云云々。名神記に引る。出雲國日御崎記に。上社八束水神。八握鬚髯者。素戔嗚尊別稱也。蓋八握鬚生之緣矣。とあり。和漢三才圖會にも引り。武郷云おのれ未名神記と云ものは見されど。日御崎兩本社記と云ものを見しに。同じさまの文あり。されば一傳なるへし。

八束鬚速須良命とあるは。八束鬚の榮る由を以て。速と續けて發語なり。神社啓蒙には。八束鬚速須良命とあれば。髪とも髯とも申せしにこそ有けめと云り。又云。八握鬚髯云々は。其長なひ玉へるを云に非ず。其長なひ玉へる形容を云故に。此に殊更に。年已長矣と云文は有なり。綏靖紀に手研耳命行年已長とある。長字をも此と同一。於伊弉諾たり。垂仁天皇二十三年に。鬚津別王是生年既三十。鬚髯八握と有を合せて。此年已長矣とある赴を思へし。老字を於由と訓し見馴たる心には。異しむれども。桐壺卷に此御子の於與須宜以て御在して。云々とあり。注におよすければ。長なひ玉と云り。○啼泣悲恨。御母の根國に退坐るを。甚く哀しみおもほして。年長給ひてもなほ。小兒の如く啼泣悲恨給ふこと。いと真心なる極に坐せり。○惡之。伊弉諾尊は。黃泉國を凶目汚穢之處と詔ひて。甚しく棄ひ坐るを。其御子の御母を慕ひ給ふとして。

其汚穢國に往むと申し玉へるか故に。甚く惡み玉ふよし也。

倉稻魂此云字介能美施磨。少童此云和多都美。頭邊此云摩苦羅陸脚邊此云阿度陸。煖火也音而善反。霏此云於箇美。音力丁反。吾夫君此云阿我儼勢。浪泉之竈此云譽母都俳遇比。秉炬此云多妣。不須也凶目汚穢此云伊儼之居梅枳多儼枳。醜女是云志許賣。背揮此云志理幣提爾布俱。泉津平坂此云余母都比羅佐可。放屍此云愈磨理。音乃吊反。絶要之誓此云許等等。岐神此云布那斗能加微。櫛此云阿波岐。

本に此注誤て次の一書下に出せり。今は釋紀亂脫永和本鎌倉本に依て此に記しつ。集解にも。倉稻魂以下百四十八字。原在後一書下。據釋 ○倉稻魂此云字介能美施磨。山蔭云。此訓注の介字のこと。此紀にては。此字はいつこにても。加の假字なり。氣と訓は非なり。然るに介字は古押反音成なれば。加の假名には用ふべき例も非れば。介字は皆介きにあらす。と云れつれど。平田翁説。帝禮西なども。漢音のタイレイセイを省き用ひたるものにして。吳音のタイライサイを用ひしにはあらぬよし。詳に五十音義訣に辯へられたり。さればカイをカの假字を用む事も。この格なれば疑ふべきにあらずと云り。又思ふに。介にも加の音古へはありしともおもはる。さるは書卷に若有介臣を大學。○煖火也。煖玉篇に火盛乾也。とあれには作。一个臣。さらば介と介と古へ通用して共に加の音なるへくもおもはれたり。 ○煖火也。煖玉篇に火盛乾也。とあれ

は。乾燥て干なり。此の注はわろし。下の二書に干也とあるそよき。されど神の御名の義にはあつか
らす。○凶目汚穢此云云々。此の訓注伊饒之居梅の下に枳字あり。今北野社本に无に據て削る。其よ
しは本書の下に注せり。

日本書紀通釋卷之六

飯田武郷謹撰

第七一書

一書曰。伊弉諾尊拔劔斬軻遇突智爲三段。其一段是爲雷神。一段
是爲山神。一段是爲高麗。

爲三段。三に斬給ふか。三柱神と成りしなり。さて此傳は。上の第六一書に。遂拔所帶十握劔。斬軻
遇突智。爲三段。此各化爲神也。と云るのみにて。其神名をは略かれしか。此には其を記されたるなり。
○雷神は鳴雷神に坐す。故また大雷神とも天鳴雷神とも申す。大雷神と申すは。文德實錄齊衡元年四
月。授河内國大雷火明神從五位下とあり。火一本大。火一本大。火明は電光の事なるべし。式に和泉國大鳥郡大雷
神社。大今本火とあり。雷一本電とあり。天鳴雷神と申すは日本靈異記に。小子部栖輕者云々。請言天鳴雷神。天皇奉請呼
云々。然而自此還馬走言。雖雷神而何所不聞。天皇之請。耶云々。即呼神司人入。舉籠云々。今
呼雷岳とある是なり。式に大和國高市部氣吹雷。響雷。吉野大國栖御魂神社一坐。とあるは此時に
祀はれさせ給へるにや。今も雷土村雷岡に立せ御在坐て。九頭明神と申奉るをおもふへし。式主水司
鳴雷神社。又大和國添上郡。鳴雷神社とあるは別神なり。なほ此外にも姓氏錄佐伯連。天雷神孫天押人命之後也。と見え。また文德實錄

仁壽元年に出たる。山城國堀雷。氷都久雷。湯豆波和氣神と申す御名とも。何れも此雷神ならむと重

胤云り。四時祭式。山城國愛宕郡藤原神社神樂岡西北にあり。世に製雷神と申す。八雷神の靈跡也と云説あれど。なほ此雷神を祭れるなるへし。なほよく考へし。さて平田翁云。名義

伊加は美加とも通ひて嚴なり。豆は助辭。知は美稱なり。さて其伊加豆知と名に負へる物は。凡て猛

く嚴きをは。神をも人も弘く稱へり。火神を火雷と云るなどを以て知へし。伊加豆知とは。かく弘

く言稱なるを。世に雷神はかり嚴く猛きはなき故に。專此神の稱とはなれるなり。○山神。本に大山

祇神とあるを。類聚國史は大字祇字ともになきに從る。それ正しき傳なるべし。さるは此神は一柱の

御名にはあらず。次の第八一書に。軻遇突智命を五段に斬玉ふ。それ五山祇と成坐るよし見えたる。

其傳の聊異れるにて。其五柱を一つに惣括りて。たゞ山神と云傳へたるものなるべし。もしこれを本のま

にしては。上なる山を總掌す山祇神とまかひて。如何なる上に。一偕其五山祇は。山を分持神なること。上にも聊いひ。柱の御名としては。下の一書の五山祇の段にも叶はずいかも也。

猶次一書にも委く云り。○高麗。麗のことは上に云り。名義猛麗なるへし式に多祁於賀美ともあり。

重胤云。第六一書に。云々曰開麗と有て。一は即骸より。一は御血より成坐て。其出自はしも別にし有けれども。其の成坐る上にては。其の身を合せて一柱に御坐るなるへし。小倉神社鎮坐傳記と云ものに。高麗神亦名開麗とも有をも思へし。平田翁云。

此もいと猛き物なれば。御父子の御怒に因てそ成にけむ。甚く怒りて死し人などの。後に雷になり蛇になりて。復の靈の大蛇と化りて嚴夷ともを殺したるなどを思へし。とあり。さて麗神の御社は。國々にあまたある中に。神名式に。備後國惠蘇郡

多加意加美神社。河内國石川郡太祁於賀美神社あり。なほ諸國に意加美神社と云るあまたあり。又大

和國吉野郡丹生川上雨師神社。式の或説に。麗神と云るは正説なり。又山城國乙訓郡貴船神社。また大和國宇陀郡室生龍穴

神社も同體也。小倉神社鎮坐傳記に。所祭開麗命也云々。丹生雨師室生龍穴貴船御同體。とあるを以

知へし。室生龍穴は。今室生村山に在り。松下見林か室生山記に。龍穴の事甚詳なり。また相摸國大住郡阿夫利神社も。俗に大山と云。東國に名高き雨降山也。此神なる

へし。さて雷と龍と相離れさる事跡は。靈異記雄略紀なる。三諸岳神を大蛇とし。其を提取たる小子

部螺贏に。賜名雷とあるなどにも知へし。さて平田翁記に。雷神麗神ともに。山に住神なるも此

に因あり。また種々の山神は。火神の御體に成れる謂に因て。諸高山の頂上より火の燃るも。此よし

に因るものと見えたり。外國人の説に。高き山の峯に硫黄の有るか故そなす。事もなげに云めれど。其即て火と土と和合間に。成出る物の一種なれば。此の謂に依ることなること論なし。斯て雷神麗神

の。龍の類の祖にて。其を統領り給ふ事は更にも云はず。雷の世間に功を成し給ふ跡をつら／＼考る

に。人の恐畏むは然る物にて。禽獸蟲の類も恐れ惑ひ。又世に悪き病を流行する妖鬼も。甚く怖るけ

にて。其病のやすまるなど。いと長く奇異くこそと云れたる然言なり。

又曰。斬軻遇突智時。其血激越染於天八十河中所在五百箇磐石。而

因化成神號曰磐裂神次根裂神。兒磐筒男神次磐筒女神。兒經津主神。

又曰。此一段の文は。上の一書に。復劔乃垂血是爲天安河所在五百箇磐石也。復劔乃垂血激越爲

神。號曰磐裂神。次根裂神。次磐筒男神。とある又の傳にて。そこの一説と爲へく。もと一連の傳な

るべきを。離れて別の一書と成しより。この又曰の一段は。斬軻遇突智爲三二段といふこと。又

一説のことく通えて。彼此混らはしく成れり。なほ上の一書のもとに
言る言とも考合すへし○八十河中。上に天安河とあると一
河なり。○染は。重胤云第八一書にも。是時斬血激瀧染云々。とある染と同じく。染徹るを云なり。染徹るを云なり。
記に曾米紀賀斯流通。斯米許呂母遠とあり。曾牟と斯牟とは一なる事をしるへし。出雲風土記に手染。手染。
萬葉四に和備染。八に染者雖染とあるなど。染字を斯牟と訓へき所なり。今は色を彩とるを曾牟と云
ひ。物の染入るを斯牟と雖も。元同語なりと云り。記中採帛をシミノキ
ヌとよめり染帛なり○磐裂神。舊事紀に磐筒男磐筒女二
神。相生之神兒經津主神。と見えたれば。上なる磐裂根裂二神も。共に謂ゆる男女耦生之神なる事知
られたり。相生之神兒とは。夫婦相嫁繼て生成すを云なり。○兒磐筒男神。上の一書には磐裂神次根
裂神次磐筒男神とありて。兄弟のつゝき也。今は下巻の傳と同じく。磐裂根裂神の兒とせる傳なり。

第八一書

一書曰。伊弉諾尊斬。軻遇突智命。爲五段。此各化。成五山祇。一則首
化爲大山祇。二則身中化爲中山祇。三則手化爲麓山祇。四則腰化爲
正勝山祇。五則足化爲雉山祇。

この一書は。第六第七一書に。火神を爲三段云々の中の。一段をのみ採出て語れる傳にて。異説に
はあらねど。餘の二段をは漏されたるにて。危き傳なり。されは第六第七の一書に屬る一傳也。又是

時斬血云々は。第七一書に。其血激越染於天八十河中所在五百箇磐石。而因化爲神とある。其作用を
云るにて。其元第六一書に出たり。○軻遇突智命の命字。此一書にのみある甚愛し。此大神など。必
命とか神とかあるへきなり。○爲五段。記にも所殺迦具土神之於頭所成神名云々とて。八段に斬裂
玉へる事は見えされとも。八柱の山津見神成坐るよし見えたる。それ又同じ傳の少しく異なるなり。
○大山祇。記には於頭所成神名正鹿山津見神とありて。大山祇と申はなし。此はかの本書に。生山と
あると。又一書に山神等號山祇。また記に生山神名大山津見神とある神等とは別にて。其神は山を
總持たまふ神にまし。こゝの五柱の山祇は。山を分持給ふ神にまはせは。こゝに大山祇と申す名は。
少しいかゝなり。按ふに此は中山祇麓山祇などに。對へたる御名にて。大とは山の嶺を云なるへし。
また山の巨大なる
意にてもあるへし。されは右の神等とは。御名の義かはれり。されと記に此神のなき方。なほ宜しかるへ
し。さて又上の一書の下に。○身中。仁德紀に體。崇峻紀に頭身をムクロと訓り。名義抄には身にも質に
も。ムクロと云訓あり。又常に軻字をも然訓事なるか。其字説文に體也と注せれば。牟久呂は謂ゆる
胴體を云稱にて。名義軻胴なり。胴をカラと云事あり。今カラダと云ひ。又カラの大きなる小さきな
とも云る。みな胴なり。女の着るカラキヌも胴衣なり。と田沼善一云り。さる事なり。通説に軻殺也と云れ
とも殺と云ては甚道
理なきこと○中山祇。重胤云麓山祇外なるに對へて。其山中なる山祇神に御在る謂なりと云り。中山は今
も山の中腹なといふ處なり。記には身中のことも。中山祇と申す神も見えず。○正勝山祇。名義口訣

に。眞坂也謂_二峻處_一と云り。坂は峻處と云事にてあるへし。記には腰のことなく。又此神は頭に所成とありて。上に引るか如し。○雉山祇。雉は借字。記傳に師説に。繁木山と云意なりと云れき。また直繁山にてもありなんと云り。さて記には。右の山祇の外に。於_レ胸所成神名_二淤藤山津見神_一。於_レ腹所成神名_二奥山津見神_一。於_レ陰所成神名_二關山津見神_一。於_レ左足所成神名_二原山津見神_一。於_レ右足所成神名_二戶山津見神_一など見えて。此紀と神名も所成る處も異なり。さて此山祇神等の成坐る傳は。上にも云る如く。第七一書に。一段是爲_二山神_一とのみありて。御名の傳はらぬに比ふれば。いと委しきに似たれとも。雷神と鬘神の生坐る事のなきは。却りて危き傳なりけり。

是時斬_二血激灑染_一於_二石礫樹草_一。此草木沙石_二自含_一火之縁也。麓山此云_二簸耶磨_一。正勝此云_二麻沙柯_一。雉此云_二之伎_一。音烏含反。

石礫樹草。重胤云。第六一書第七一書に。五百箇磐石とあるは大なる磐石なり。此に石礫樹草とあるは。其血の餘滴の。少やかなる石礫及樹草に至るまでに。激灑きたる傳なれば。磐石と同じく。伊波牟良とは訓へからざる所なり。石礫を本にイシムラと訓るは。撰者の意を得て。古人の甚能訓るものなるへし。其は崇神紀に。運_二大坂山石_一而云々。手遞傳而運焉と見えて。哥に於_二朋佐介珥_一。菟藝迺煩例屢伊辭務羅鳩云々と有は。手遞傳にして運ふ許の。小石なる故に。伊辭務羅と詠る者なり。此を釋には石

林也と注せるを。通證には此字を配て。石礫也と云るは。甚だ詳なる説と云へき者なりけり。と云り○含_レ火之縁也。火神を斬給へる血の。天上に激上れるのみならず。此國土なる石群木草にも。染りつる故に。草木沙石の。自ら火を含めるとなり。さるは上にも云る如く。血と火とはも同物なればなり。平田翁云。火は即血。血は即火なることは。此にかくあるにて論なし。凡て人の身中にある血の赤きは。即火の色にて。其即て火なるに就て思に。後宮名目に。月事を火といひ。今も女の經水となるを。火となると云ひ。月水の經來ぬを火の止ると云も。此の謂に因る事なるへし。またこゝに草木沙石云々は。其一端を云傳へたるにて。實は物として火を含まぬ物のなく。水底に生出る物さへに火を含まりあるになん。そは記に櫛八玉神の。海底にある海布尊を咋出て。火を鑽り出たるを以て知るへし。と云れたり。口訣にも。木石中固有_二火草_一。花者皆_二紅火_一。精尤著とあり。なほ血の火と同物なるよしは。漢國にも。其傳ありしと見え。血之爲_二野火_一也。また淮南子に血爲_二燭_一。和名抄に。燭火文字集略曰。燭火和名於_二通火鬼_一也。人及牛馬兵死者血所_二化也_一。又列子に馬血之爲_二轉燭_一也。人燭など見えたる。皆由ある説とも也。○麓山此云簸耶磨。本に足曰麓。これは後人の書入なり。山蔭云。もしこの訓注の如くならは。麓山祇は。はやまやまつみと訓へきかいが。麓山祇と云るによらは。麓山祇此云簸耶磨都微。ここそ注すへけれとあり。然る説なり。但し此を對馬洲と書れたる類なりと云れしはたかへ。○麻沙柯。本に柯下に菟字あるは衍なり。類史諸本ともになきそ宜しき。さて又此次に一云麻左柯豆六字本にあり。これも丹鶴本文明本。などになし。後人の書入なり刪去へし。○雉此云之伎。或人云。字書に據は雉鷺鷥一物にて。鳴にあらす。之伎は雉なり。倭名抄には鷺之木とありと云り。

一書曰。伊弉諾尊欲見其妹。乃到殯斂之處。是時伊弉册尊猶如生
 平。出迎共語。已而謂伊弉諾尊曰。吾夫君尊請勿視吾矣。言訖忽
 然不見。

殯斂之處。斂字の事を。通証に假宮作斂。假會音斂殯斂也。一本作斂與斂別とあり。然も紀に多く斂と作。は本にソノ
 殯斂之處れば今改む可に非ず。名義抄に斂俗斂。古文斂同と見え。又斂俗斂と有れば當昔世に用て異まざるなり。
 フノ處と訓るを。私記には毛加里乃止古呂爾と訓し。鎌倉本熱田本其外にもしかよめり。口訣に假斂ニ
 死體ニ之處也とあり。天孫降臨章には。造三喪屋而殯之と見えたり。これは喪屋にて執行ふ所作を
 云るなり委しくは其處に云。仲哀紀に。
 无火殯斂。此云三喪那之阿餓利とあるを。記に坐三殯宮とあり。さて其は新に死たるまゝにて。未葬
 りあへざるほど。且姑く收置處を云。阿羅紀と云も同じ。阿羅紀と云事は萬葉
 三に見えて。記傳三十の卷に委く出づ。重胤云。萬葉二に従三山科御陵退
 散之時額田王作歌。八隅知之。和期大王之。恐也。御陵奉仕流山科乃。鏡山爾。夜者毛。夜之。盡。晝
 者母。日之。盡。哭耳乎。泣乍在而哉。百磯城乃。大宮人者。去別南。と有か如く。殯宮より御陵に葬
 奉る迄は。殯に其柩を納置て侍宿など形の如く爲て。仕奉を云なり。儲紀中に。此殯字をも喪字をも。
 共にモカリと訓るは。喪上の略なり。靈異記下第九人の死ける時の事に。備三喪殯物とある。喪殯も
 モカリと訓へくして。此に同じ。此て其阿餓利と云言はしも。記傳五に注る如く。顯身の人の身罷る
 時は。靈性は天上に還上る事なる故に。其終の事を爲すにも云なりけり。崩字を神上理坐と訓る例な

る是なり。萬葉二に神上々々坐奴と有て。下に一云神登坐爾之可婆と見えて。神上と神登とを。同意
 に被用たり。又鎮魂歌に。御靈上り。靈上り罷坐し神は。今そ來坐る。御靈上。去坐し神は今そ來坐る。
 靈宮持て。去たる御靈。靈返し成すやとある。靈上も右の神上に等しく。此は天神本紀に謂ゆる。布瑠
 部由良由良止布瑠部。如此爲之者。死人反生矣。とある意を述たりし者也。又高橋氏文に。不思保佐々流
 外爾卒。上太利とありて。六鴈命の魂給ふ事を卒上りと宣ひ。其祭る神靈を指て。盧川御魂と聞えさ
 するなど。天上に在着く義なるを以なり。此を以其死者の爲に。喪の事を爲るを。阿賀理須とは云り。記傳
 に云る阿賀理の。今も葬事を畢るを上り爲ると云ふ。是にて母我理は喪上。加理母我理は。假喪上と云事
 なりと云り。後世喪の事するを。シアケと云。これも天へ送上るを云意にて。同意なり。言國記に。文明六年八月
 十三日。伏見殿御シアケ也。御經供養有之。二尊院沙汰也。とあり。伏見殿は眞常親王の御事也。かくてこゝ
 は。伊弉册尊崩御坐して。未だ葬まつらざりしほど。假に御屍を收置しところを云。伊弉諾尊甚く女神
 を戀ひ慕ひ給ふとして。其殯斂之處に到坐ける時に。欲見其妹としける。切なる御心や。女神に感給
 ひけらし。即て蘇生給て。後の事ながら。仁德紀に宇治推部子か。自ら死せ玉ひて。三日に成ぬる時に。大鷦鷯尊。其處に至り
 ひ蘇生ましたる事あるも。魂を呼返し玉ふ術の。古へ有し事知られたり。まして此大神等の御上にましませは。さばかりの術。知しめし
 玉へるは申すも更にて。一つには我が誠歎の心の彼方に感通するところより。さる事はあるなりけり。尋常の小事を以て。論する事なかれ
 生平の御身ながら。其殯處にて。見え給ひけるなり。其を伊弉册尊猶如生平。出迎共語とは云にこそ。
 この事。第五一書の下。これらの事は。總て神の御上のごとにこそあれ。凡人の慮以て。彼此料り奉るへき
 に云へるを考へ合へし。猶如生平云々。これ殯斂之處にての事なり。此を黃泉國に到り坐ての事と思へからず。

○已而云々。此上に伊弉册尊の黄泉國に到り坐る事あるへきを。こゝには漏たるなり。さるは男神の戀慕はせ給ひし御心に感けて。一旦蘇生り玉ひしかとも。其御身の焼爛れたる甚しき状を。男神に見給ひしを。さすかに耻おもほしめして。黄泉國に到坐るなり。さらは此に假に數句を補ひて心得へし。出迎共語云々此後伊弉册尊入黄泉國。伊弉諾尊追往云々などあるへし。鎮火祭詞に見えたり。しか黄泉國に往坐る由は。鎮火祭詞にいと詳かなる中に。聊まさらばしく通ゆるふし。其詞に。火結神生給氏美保止被燒氏。ここに神退坐て。熊野有馬村に葬し奉れる文もあれば。此に其文を引て注すへし。

且其神退坐る事などは。神前に唱ふる詞は。思て省けるにもあるへし。省きすてたる文を見て。其事なしと思ふは偏見なり。必此間のこととして見。石隱坐氏此は伊弉册尊更に蘇生玉ひて。伊弉諾尊に逢玉ふものから。猶其御體をば。嘯飲の處。夜七夜晝七日。アツナハス吾乎奈見給比會。吾奈妹乃命止申給比支。此七日爾波不足氏隱坐事。これ假に石構の間に隠れ玉へるアツナハス見所行須時。火乎生給氏。火を生玉ひしに依てと云事也。今。御保止乎所燒坐支。如是時爾。吾名妹乃命能。吾乎見給布奈止申乎。吾乎見阿波多志給比津止申給氏。吾名妹能命波。上津國乎所知食倍志。吾波下津國乎所知牟止申氏。石隱給氏。

伊弉册尊は。右に引る第九一書に見えたる如く。崩御在して。未葬り奉らざりしほど。假に御屍をに語らひ玉ひけり。これ右に見えたる文ともの趣なり。然れども隠し玉へる其御身の甚しき状を。所見玉ひし事を。耻おもほしめして。其嘯飲之處なる。石構の間に。御體を隠し玉ひて。遂に。黄泉國に至り坐るなり。そは其處より。黄泉國に通ふ路のありしにか。また異處より至り坐す。と見てもあるへし。與美津枚坂爾至坐氏所思食久。吾名妹命能。所知食上津國爾。心惡子乎。生置氏來奴止宣氏。返坐氏云々。

返坐とは黄泉國より。また本の嘯飲に立返り玉ふなり。平田翁云。此傳を大方の人は。預美津國にて有し之時。云々である。此祝詞の趣相似たるに。ゆくりなくしか思ふにそ有ける云云。然。還入其殿内之間。甚久難待云々。燭火一火一入見る言なり。さてかく一度は。立返り玉ひしかと。御子生玉ひて後遂に黄泉國に到坐けり。とあり。さて然黄泉國に往坐て。

永く此顯國を離放り坐る由は。此祝詞に所見たる如く。御産の忌々しき有状を。夫神に見せ給はしとて。夜七夜晝七日。吾乎勿見給ひそと。請し給ひしを。奇しみ思して伺見給ひければ。そを甚く耻恨み所思しめす隨に。現御身ながら。黄泉國に往坐るなりけり。さるを此大神の黄泉國へ往坐るにつきて。凡人の魂も。黄泉國へ罷る物と思ふなど。甚しき非なり。さるは平田翁も云れし如く。死ぬる事を黄泉國へ往と云諺の。古き世より云ならはして。萬葉の歌にもあまた見えたる。そは豫美と云ことに。黄泉の文字をあてゝ。漢文に黄泉と云るは。人の死て行。處の如く云るに。心を轉されて其黄泉に往と云ことを。即て豫美に行くこと。非心得しつるものなり。元來黄泉國は。魂のみ行留る處にあらず。此大神はさらなり。素戔嗚尊大國主命なども。現身ながら後に往坐るを思ふへし。争か凡人の魂の。往至るへき處ならむ。此大神等の奇異なる御上を。更に凡人の上などにかけて。料り奉るへきにあらずかし。右に云るか如くなれば。此に已而とあるは。其後の事なり。もしこれを上より一聯の文と見ては。鎮火祭詞にも符はず。更に解へきよしなし。甚く事略き過たる傳説なれば。幽顯の差別よくせずは。まかひぬへし。さてこゝに伊弉諾尊黄泉國まで追行まして。再ひ女神に御逢まして。詔ひかはし御言を。記に因て補はむ。伊弉岐命語之。我那邇妹命。吾與汝所作之國。未二作竟。故可還。爾伊弉那那美命答曰。悔哉不速來。吾者爲黄泉戸喫。然愛吾那勢命。入來坐之事恐故欲還。且具與黄泉神相論。莫視我云々。と云言こゝに入へし。即こゝに見えたる。吾夫君尊請勿視吾とある文にて。それらの御言ありしを知るへし。

○忽然不見。出語らひ給ひし御形の見え給はぬなり。此時男神は顯明なるに。女神は既に幽冥に入給ひし神となり給ひしかは。其堺の異なる故にこそ。

于^レ時闇也。伊弉諾尊乃舉^{トモシテ}一片之火^ヒ而視^ミ之。時伊弉冊尊脹滿^{ハレ}太高^キ。上有^ニ八色雷公^{ハチイロカミ}。伊弉諾尊驚^{オドロキ}而走還^{ハシ}。

聞也。見え給ひし間は。聞しとも思えさりけるに。既に消失給ひては。其跡聞くなりしなり。或人云今世にても

天狗狐狸などの怪異皆然 ○舉一片之火。記には燭^ニ一火^トとあり。第六一書には。乘炬とあり。記傳云。たゞ火とて有ぬ

へきを一火としも云るは。古燭は二三も。又いくつも燃す物なりけむ故に。たゞ一ともすをは。分

て然云ならへるにや。又思に。一書に今世人夜忌^ニ一片之火^ト云々とある。此は後人の書加へたる文と

見ゆれど。さる云ならはしは。古くそありけむ。其忌事に一火と云なせる名目を。本へ廻らして。今

こころをも然云にも有へし。今世にも。石見國などには。神に供る燈を。一つともすことを忌

て。必二口にさもし。又燭を投ることをも思ひなりと。彼國人云りき。とあり。さるをま

た重胤云。火を一燭すことは。古とて今とて。止事を得ざる事なり。故情思ふに。記に湯津々間

櫛之男柱。一箇取缺とあるは。一方を取缺たるにて。片端をは残せるなり。然れば此は乘炬の事への

み忌にて。此に一片之火とある。其正字にて。一火は木を數多合せすして。唯一櫛^ツたる木を。其任

に燃して。物を見ることを忘なりけりと云り。○脹滿太高。私記に波禮多々倍利と訓り。脹字名義抄に痕

俗字とあるを。和名抄痕字亦作脹。和名波良布久流。腹滿也。名義抄にも右の如く訓みたり。御腹の

蹶る^ズにて。是水氣の湛へ溜れるを云なり。但し右の私記の訓は疑はし。湛へと。○上。本にウへと訓るよろし。

記傳云。上と云に上を云と。邊を云と二あり。凡て。字閉は裏表と云て。裏は内表は外なるを。上も邊

りも。共に外表なれば。本は同意なり。然るを後にウへは上へは。邊と分て。二つの言となれり。と云れたり。此のウへは邊を云なり。

○八色雷公。平田翁云。伊邪那岐命の夜見國より。逃返給ふ事の傳は。神代紀に二あるを。一の傳は

遣^ニ泉津醜女八人^ト。追留云々とありて。雷神の居たることも。それに追れたまへることもなく。此傳には

醜女の事なし。故此^レ二の傳をならへてつらく考るに。八色雷と云は。即て八人の醜女の事になむあ

りける。醜女を雷と云むことは。いかうと思もあるへけれど。すへて伊加豆知とは。猛く嚴きをは神をも

物をも弘く云る古言なり。然れば八色雷とは。彼醜女の猛く嚴かりし故に。稱るなるを。一傳には八人

の醜女と語り傳へ。一傳には八色雷と語り傳へたるにて。實は一物にそありける。其は一傳には。雷のこ

なきを熱々思へし。又記に醜女の奉迫れる事あれど。返れることは。八雷神のみなるを思ひ合すへし。然るを古事記の傳は其二を混にして。醜女と雷とを別にした

る誤の傳なりけり。と云り。此説に據て考るに。此八雷公は。即ち醜女にて。それ伊弉冊尊に副居た

りしを。上有^ニ八色雷公^トとはいひしなるへし。なほ此雷公の。第七一書の雷神とは別なるものにて。

上代雷といひしは。たゞ猛く怖しき物の名なることは。次に擲^レ雷とありて。その退走をは鬼と云へり。

又舊事紀に。八岐大蛇の斷られし體を。毎^レ段成^レ雷とある。此雷も畏き物に云るなり。此等合せ考て

知へし

是時雷等皆起追來。時道邊有大桃樹。故伊弉諾尊隱其樹下。因探其實以擲雷者。雷等皆退走矣。此用桃避鬼之緣也。時伊弉諾尊乃投其杖曰。自此以還雷不敢來。是謂岐神。此本號曰來名戶之祖神焉。

道邊。記に依に。黃泉平坂の坂本なるへし。○大桃樹。守部云。桃は名義眞實なるへし。大加牟豆實命の神語に因て。其實を棄て云そめたるなり。と云り。○用桃避鬼。私記に。避鬼を於爾乎不世久と有り。鬼は上に有三八色雷公と云ひ。又雷等起追來。又雷等皆退去矣と云る。其を承て鬼とはいへるなり。此鬼と雷とは一物にて。彼鳴雷神などは。甚異なる者にて。黃泉國の鬼物の。猛く嚴きを云稱なるを知べし。重胤云。和名抄に鬼和名於爾。或説云隱字音於爾訛也。鬼物隱而不欲顯形。故俗呼曰隱也と有れども。此或説は甚信用難かり。其は景行紀に山有邪神。郊有姦鬼と記させ給ひ。孝徳紀に天災地妖鬼誅人伐。と云語などの鬼は。古より於邇と云語の有を以てなり。名義抄に鬼字に於爾と有は更にも云す。又字鏡集共に神にも於爾の訓有り。又魔を許々女ども於爾とも訓み。又和名本草和名抄等に。續斷和名於仁乃夜加良。貫衆を和名於爾和良非など云る。惣て稱呼は甚々上れる世より。號

たる者にしあれば。遙に後に渡來る字音などを。待へからざる事固よりなれば。右の或説は信し難き者なりかし。玉勝間に云。鬼といふものは即今の世の女童などの云おににて。古き物語中昔の書どもに多く見えたるさまも全く同じこと也。齊明紀一本に宮中見鬼と見え。また於朝倉山上有鬼など見えたるは。いまもいふおになるを。又同書の中に。邪鬼神姦鬼などあるは。おにとよめる所もあれど。たゞ惡き神を云へる。さて用桃避鬼其の事の大なるなれば。さばよむへきにあらず。鬼をも神とはいへども。神をおにとは云へからずと云り。さて用桃避鬼其の事の大なるは。十二月晦日に行はせ給ふ追儺の御式是なり。其は道饗祭詞講義に説たるか如く。其祭より出たる御式なれば。其祭と共に。上古より行はれ來つるにて。此大桃樹の故事に起れる者なり。中務省式に。凡年終行儺儀云々以三桃弓葦矢桃杖陰陽寮治進之。願充儺人事見儀式とある。此事を儀式には。于時陰陽官人率齋部等一候承明門外。以三桃弓葦矢桃杖。願充儺人云々。訖陰陽師進讀祭文。其詞曰。今年今月今日今時云々。大宮内爾。神祇官宮主能。伊波比奉里敬奉留。天地能諸御神等波。平久於太比爾。伊麻佐布倍志登申。事別天詔久。穢久惡伎疫鬼能。所々村々爾。藏里隱布留乎波。千里之外。四方之堺。東方陸奥。西方遠值嘉。南方土佐。北方佐渡余里乎知能所乎。奈牟多知疫鬼之住加登。定賜比行賜氏。五色寶物。海山能種々味物乎給氏。罷賜移賜布。所所方方爾。急爾罷住登追給爾。挾奸心氏。留里加久良波。大儺公小儺公持五兵氏。追走刑殺會登詔訖云々。持三桃弓葦矢桃杖碎瓦云々。驅宮中出。自三十二門。付三京職とある是なり。此詞陰陽寮式。又朝野群載等にも出たり。此即桃を用て。避く事の甚著明き者にて。河海抄に。始自禁中。迄于何家。行レ之と有は。天下一般の風俗なりしか故に。此にも縁也と書して。其始を明されたる者なり。然るを公事根源抄年中行事秘抄などに。此追儺を慶雲二年十二月に始れる由に。記さ

せ給へるは諾ひ難し。養老に奏上れる此御紀に。僅に十餘年以前の事を以て。其縁也と書させらるまじく。且其道饗祭詞に。高天原爾事始氏。皇御孫命止稱辭竟奉と有を。如何に見させたりけむ。但其祭文には。陰陽師の言加へたるなども有て。全き古文には非れども。其趣意に至ては。凡人の得しも思得て定む可き事ならぬ。節節の多在るは。古より傳來れる文を。本と爲るか故なること。云も更なりとあり。記云。猶追到黃泉比良坂之坂本時。取其坂本。桃子三箇。待擊者。悉逃返也。爾伊邪那岐命告桃子。汝如助吾。於葦原中國。所有宇都志伎青人草之。落苦瀨。而患惚時。可助告。賜名號。意富加牟豆實命とあり。此の御謂によりて。桃の鬼物を制し。疾病を瘳すこと。他國までも今世に灼然きこと。書ともに見えたるか如し。漢籍に桃の功能あること。をこれかこれに記されたり。○投其杖。岐神の事は。雷に投給ふとあるよく叶へり。これを第六一書には。絶要之誓より後に。即投其杖云々と。其帶衣揮を投玉へる例に爲るは叶はず。又記にも御禊段に。故於投棄御杖。所成神名衝立船戸神とあるなど。共に誤れる傳なるよし。第六一書岐神の下に云り。○雷不敢來。上の一書に。御杖は伊弉册尊に投棄たまへるとある方正しかるへし。こゝは上に桃を擲給しかは。雷等皆退走とあるを。重て御杖を投たまひて雷不敢來など詔ふましかればなり。○此本號云々。平田翁云。來名戸之祖神は。來莫門之塞神と云義にて。かの御杖を投て。自此勿來と障へ留め給へる門と成坐れば。如此御名に負坐なり。武郷云。久那斗の斗は門處兩説ある。されど何れにてもあるへし。塞に。祖字をしも書ることは。漢國にて行神を祖神と云に就て其意を得て書きたるのみ

なり。和名抄に。道祖風俗通云。共工氏好遠遊。故其死後祀以爲祖神。漢語抄云。道祖佐倍乃加美とあるをも見るへし。此を師は後人の書加へたるひかことなり。本號をさして置て。後號を擧へき由なきものをやと云れたる。理は然ことなれど。草薙劔の下にも。本名は天叢雲劔と書きたる。例もあり。神名式にも。後の號を擧て。細書に本名云々と記されたるも。彼はあるものをや。と云れたり。かく辨まへられたれど。なほ此は後の書入なるへし。さるは來勿も經勿も其義相異らされはなり。たゞ祖神と云事のありなしのみに。本名と云るをばつかなし。伊勢本に此十一字なしと云へり。また羽倉氏本には小字に作れりとぞ。

所謂八雷者。在首曰大雷。在胸曰火雷。在腹曰土雷。在背曰稚雷。在尻曰黑雷。在手曰山雷。在足上曰野雷。在陰上曰裂雷。

所謂は伊弉流の延言なりと云る宜し。記傳に所云言なり。流々を由流と云ル。言とは上に云るを指て云り。又上文には言されども。世に言ならへるを指て云言なり。○八雷者云々。即ち泉津醜女なるへきよしは。上に云るか如し。其八人の醜女に。各雷の名ともを負せたるものなれど。此は疑はしきよしあり。次に云り。○在首。此は上に上有八雷公と見えたるか如く。伊弉册尊の御體に副居れるよしなり。記に成居とあるは成顯れて。其處に居れるよしにて。於高天原成神と云るに同じ。此を其時生出たる義に記傳に見られしは甚くたかへり。○大雷。文德實錄齊衡元年河内國大雷大明神。式和泉國大鳥郡大

雷神社。○胸は。記傳云身根の意か。○火雷。記傳云。諸雷の例によらは。富能と能を添て讀はあしきに似たれと。三代實錄に保沼雷神と云あるは。即火雷神と聞ゆれは。なほ舊訓に従ふへし。○腹は。記傳に廣の意にて。原平なるも同じ義なりとあり。丹鶴本には腋と作り。○土雷。舒明紀九年二月。大星從_レ東流_レ西。便有_レ音似_レ雷。時人曰流星之音。亦地雷云々○背は。記の御誓の段に。曾毘良とあり。脊腹の義なり。○稚雷。記に宇遲能和紀郎子とあるを。此紀に稚郎子と作られたれは。此も和紀雷と訓へし。三代實錄九に。武藏國若電神。電は雷のひか。寫しなるへし。式に山城國愛宕郡賀茂別雷神社。これを又は若雷とも式にあり。○黒雷。記傳云。此名他に見あたらす。○山雷。野雷。此二の御名は。山神野神の亦の御名にて。石窟段に出たり。されど山神野神なるは。ヤマツチヌツチと訓へし。今は唱を分つへし。本より別なる神なればなり。○陰上は。記に訓陰上云富登とあり。名義秀處にて。男女の陰處にわたれる稱なり。記に迦具土神の陰あり。和名抄に陰玉莖玉門等之通稱也。和名は。載せず。とあるも男女に亘て云り。山にも云る事記紀に見えたり。草木にも云ること。後名抄神木部に。伏峯未都保度とあり松陰なり。○裂雷。重胤云。神代系圖傳と云ものに。神樂岡明神者雷神也。號_三裂雷神_一是吉田之地主神也。此岡有_三八雷神之垂跡_一。八方堆_レ土以祭之。延喜式載霹靂神。坐_三山城國愛宕郡神樂岡西北_一者是也。と見えたりとあり○右の雷等の下に注せる神等は。たゞ其名の例に引出たるのみなり。其神等のことなりと思ふへからず。さて記云。於_レ頭者大雷居。於_レ胸者火雷居。於_レ腹者黒雷居。於_レ陰者拆雷居。於_レ左手_一者若雷居。於_レ右手_一者土雷居。於_レ左足_一者鳴雷居。於_レ右足_一者伏雷居。并

八雷神成居とありて。此紀と異なり。重胤云。此には其成れる所を一に首。二に胸。三に腹。四に脊。五に尻。六に手。七に足。八に陰なるを。彼記には。先なる迦具土神の御骸より。山津見神の成坐る傳に等しく。一に頭。二に胸。三に腹。四に陰。五に左手。六に右手。七に左足。八に右足にて。前後二度共に同じきは。却て疑有と云べし。何れにしても。此の八雷の事に至ては。紀記共に正しき古傳にあらすかし。と云れ。また平田翁云。八色雷の名ともいといと信かたく。此は決て神代よりの傳ならて。そは八色とはいへども。唯に多くの雷と云事。ならむを。八雷の名の悉くあるも信かたし。やゞ後に古傳を心得誤る世となりて。押當に雷神の名をくさく_レ拾ひ集めて。語れる傳なるべし。其は古事記に。宇士多加禮。許呂々岐豆。於_レ頭者云々。并八雷神成居とあれど。神代紀には。所謂八雷者云々とある。所謂の字をよく思ふへし。後のことなること疑なきものぞ。又若くは。神代紀の本は。八雷公の名を記されりしを。所謂以下は後人の挿入ならむも知へからず。書紀にはをりをり。然ること見えたり○武郷云。上の一書に。或所謂泉津平坂者不_レ復別。有_三處所_一云々など書入たる例をも思ふへし。借古事記には。その所謂と語り傳へけむ説を。即て本文に結たるものところおもほゆれ。と云れたるは然る事なるへし。猶よく考ふへし

一書曰。伊弉諾尊追_三至伊弉册尊所在處_一。便語之曰。悲_レ汝故來。答曰。族也勿_レ看吾_一矣。伊弉諾尊不_レ從。猶看之。故伊弉册尊耻恨之曰。汝已見_三我情_一。我復見_三汝情_一。時伊弉諾尊亦慙焉。

所在處は。追至とあるにて。黄泉國に至坐せること灼焉し。通證に所在處。謂。曠敞之處。とあるは甚く異なり。重胤云。此所在處と云は。黄泉國に坐す伊弉册尊の御處を申すなり。古事記に。於是欲相見其妹伊邪那美命。追往黄泉國。爾自殿騰戸出向之云々。如此白而。還入其殿内。と見えたる殿。則伊弉册尊の所在處を云なり。是鎮火祭詞に謂ゆる。吾波下津國乎所知牟止申氏。石隱給氏。と有より後の。御在處なる者なり。○悲汝。加奈志とは身に染て思ふ事に。弘く云る辭なり。憐み愛むをも。悲嘆をも。總て身に染て思ふ心は。同じければなり。萬葉集古今集を始。中古の物語などにつかへるやうみな爾なり。後世には悲嘆の意にのみ云やうなれど。其はことに身にしてみて。おほゆれば。自ら其心に云へるか。あまたある故。さてこゝにては。憐。愛意に云るなり。○族は。記傳云族は紀中親屬。また親族。同族などあり。宇賀良は夜賀良との差別。宇賀良は生族。とあり。按に宇賀良は内族なり。夜賀良はけに家族なるべし。こゝは親む言なるべし。さるは伊弉諾伊弉册尊夫婦となり給ひしより。いと睦しみうつくしみおもほせるから。今女神より男神をさして族と詔ひ。男神も又女神を爾詔ひし物なるべし。○猶。重胤云。猶は直と同じく。其事を曲ずして本の任を爲る辭なり。故其事を黙止し不得て。其上行ふ事に常に云り。第九一書に。猶如生平と有は。生平の如く成ざるを。生平の如く爲に依て。猶とあり。此も勿看吾と有を。得しも從はせ給はず。其御心に任せ看行す故に。猶看之と有なり。○見我情。この文いと解かた志。山蔭云。下文の見汝情はきこえたれと。上文に見我情は心得す。形を見とこそ云へけれ。と云れたり。故熟考るに。我が白す事を聞給はずて。かく押立給ふ

事は。汝已に我情を見果つるにこそ。さる情なき態爲玉ふは。我復汝か情をは見果つ。さらばもはや互に心を遣す事はなしと云義か。さて伊弉册尊の耻恨み玉ふ御言の切なるに對へて。故伊弉諾尊亦慙にそ有けむ。猶能く考へし。さて重胤云。第六一書に伊弉諾尊大驚之曰云々。乃急去廻歸と見え。第九一書にも。伊弉諾尊驚而走還。とはあれども。二神の此間にかゝる御問答の有けるを。彼傳共には漏たるを。此に傳はれる事甚尊し。然れば此にて。伊弉諾大神の其慙させ玉ひて。御心の瘥ませおはします所を。追及しめ奉らせ玉へるに驚きて。周章て逃走り還らせ玉へるになむ有ける。然申し玉へる間に。速く伊弉册尊の御方にては其命追奉らむ御支度などの有けんは。申も更なる御ことなりかし。と云り。然る説なり。

因將出返。于時不直。默歸而盟之。曰。族離又曰。不負於族。乃所唾之時。化出神號曰。速玉之男。次掃之時。化出神號曰。泉津事解之男。凡二神矣。

因將出返は。女神の御狀の甚も可畏を見驚き給ふか上に。御恨言の切なるに恥給ひしなり。重胤云此には他傳と同じ事共は。甚く事略て書れたる故に。其擲櫛の事。一片之火の事を始として。千人所引磐石を泉津平坂に塞る迄の件々は。悉く書されざるは。第六一書などの趣に。然しも異らざればなるべ

し。然るを此に直に引續けて。因將出返の文を。彼急走廻歸の場に書れたる故に。伊弉册尊の御所を。出返り坐むと爲る時の事の如く見ゆれとも然らず。此は其泉津平坂を放れて。顯國の方へ出返らせたまふ時の御事を。然るは已に鈴屋大人説を引て註せるか如く。此に盟之曰族離。又曰不負於族云々と有は。謂ゆる事戸の御辭にて。第六一書に。與伊弉册尊相向立而。建絶要之誓と有る。其時伊弉册尊の詔給へる御言なればなり。○不直黙歸。直には歸り給はず。夫婦のみむつひを。絶給はむことを詔へるなり。重胤云。默は萬葉の歌にもよみて。物事を其任に措く事を母陀と云。其母陀なる事を爲すを。母陀須と云り。俗に徒なる事を。牟陀事と云ひ。徒なる言を牟陀言など云も。此に近かるべし。盟字鎌倉本又古寫本に。チカヒテと訓り從へし。本にウカウチと訓るもチ。紀中盟をしよみ。名義抄にも盟を訓り。典籍便覽に。載書相約曰盟とある字なり。○族離は。上の一書に建絶要之誓とあるに同じく。夫婦の御むつひを断たまはむとなり。其は上件の穢く畏き有状を御覽しよかは。御後を追て來坐る御心の。失給ひつればなるへし。○又曰云云。此は書中の一説にて。族離と詔ひしを。またかくも言しと云の傳なり。さて不負於族は。上の一書に所謂吾當産日將千五百頭とあるを云へるなり。されと甚く略き過たるか如く聞ゆるは。古言なればなるへし。なほ訓注の下に云を見るへし。○所睡之時化出神。本に時化出三字なし。永享本に因て補ふ。本のまゝにては言足らず。和名抄に。睡和名豆波岐。字鏡に嘔口水也。液也睡也與太利。又豆波志留。又液は小兒口所出汁也。豆波支とあ

り。名義。記傳に津吐なるへしと有り。さて平田翁云。睡し給へるは。彼穢き有状を御覽して。其穢きに得堪給はずの御所爲なり。今も穢物を見て堪かたしと思ふ時は人も然するわざなり。重胤説に。此は彼を厭ひて掃ふ古の禁方なるへし。海宮とある。みな悪みて睡し給へるなるか。其禁方の穢を現はし玉ふ御しわざなるへしと云り。○速玉之男。本に男下に神字なきを。舊事紀にはあり。式に出雲國授け奉り。それより次々見えて。長寛二年頼業勘文に。天慶三年二月正一位とあり。熊野新宮と稱すは是なり。夫木集に。檢校法親王。なきの葉にみかける露の速玉を。結ふの宮や。光そふらん。新宮とあり。此歌は。早玉宮結宮の稱あるを。よめるなり。此神此に祭られ給ふ由縁は。御母神伊弉册尊につきてなるへし。故結宮の光を添へ玉ふ故に。新宮の神も威靈のおほす由をよめる歌なり。結宮は即熊野夫須美神にて。伊弉册尊なるへき事次に云ふ。さて國人の説に。建保縁起と垂跡縁起と併せ考るに。早玉神を飛鳥神とも稱へり。思ふに神代より今の新宮の添なる飛鳥の所に鎮坐せば。飛鳥神と稱へしならむ。今に飛鳥社あり。川を飛鳥川とも云り。新宮と稱すは。本宮に對へての名なるか。其本宮と稱すは即式同郡熊野坐神社是なり。主神家津御子大神。即素戔鳴尊にます。次に云。其は水鏡をはしめ。古今皇代圖説。扶桑記皇代記等に。崇神天皇六十五年。始建熊野本宮とあれば。其御代に始て。宮造りありしものなり。さて新宮は。景行天皇五十八年に創まりしよし。水鏡等にもえたり。また那智社あり。此は後代に。是本宮新宮那智の三社を合せて。中古以來熊野三所といふ。祭神はまつ本宮。熊野坐。十二社の内。上四社と稱する神殿の。第一第二兩殿。合併一棟作座造にて。一座は空位にますと云り。熊野夫須美大神。俗に兩所權現と云。又西御前中御前と稱。○栗田氏云。此神は伊弉册尊なるへし。夫須美は即ムスヒは産靈の義にて。伊弉册尊と共に國土山川草木を始あらゆる物を生なし玉へるより眞坐御名なるへし。御子速玉大神。即速玉之男大神なり。御子とは。を鎮祭し。第三殿は家津御子大神。又伊弉册尊。即此宮の主神に坐り。俗に靈誠殿と稱す。○栗田氏云。此神は素戔鳴尊に坐り。此尊木植を衛生せし御功ませは。出雲國にては。熊野大神御氣野命と稱へ。此國にては。

氣津御子大神と稱へ奉り。第四殿は若宮と稱して天照大神を奉祀せり。かくて新宮は。第一殿に熊野夫須美しものなり。氣は木なり。大神。又伊弉册尊事を祀り。第二殿に。其宮の主神たる速玉大神。又伊弉册尊を祀り。速玉宮。第三殿に。家津御子大神。又國常立尊を祀り。俗に澄誠殿と云。那知社は。第二殿家都御子大神。又國常立尊を祀り。第四殿熊野夫須美大神。又伊弉册尊を祀る。西御前殿と云。俗に澄誠殿と云。中御前。即此社の主神に坐り。さてかくいつれも内殿三所なるは。熊野垂跡縁起。本宮傳記を始て。紀伊國內神名帳に牟婁郡天神三坐。正一位家津御子大神。正一位熊野夫須美大神。正一位御子速玉大神。と記せる即ち右三所の祭神によく叶へり。此三處の祭神を。古來くさく誤り傳へて。何れをそれともわきがたければ。今は栗田氏か考證に據て辨へ記せり。なほ委しき意見等。其考證の書に記されたるを見るべし。○掃之時化出。本に時化出三字なし。永享本に依て補ふ。こゝも本のまゝにては言足らず。平田翁云。此は何を以ていかに爲て掃給へりと云事。今知へきにあらねと。若は御衣の袖にて掃給へるならむか。其は今も心よからぬ物を掃と云り。又思ふに。記に大穴牟遲神の蛇また吳公を避給ふ處に。以二比禮三ヒ擧打撥フと云事あり。こゝは然る物を以拂給ふとはなけれど。其は文の略かれたる者にて。比禮の如くなるものにて打拂ひ給ひしにもあるへし。○號曰。本に曰字なし。今三島本にあるに従る。○泉津事解之男。解は佐加と訓へき義疎きか如くなれと。記傳に。孝徳紀の事瑕之婢とある瑕と同義として。放り離るゝ意にて。解字の意も通へりとありて。解も解放解散など言て。放り離るゝ義

あり。此神も舊事紀に男下神字あり。さて御名に泉津と負給へるにても。上の伊弉册尊所在處とあるは泉津國なること思合すへし。事解はコトツカ要放の義にて。孝徳紀に事瑕之婢とあるに等しく。夫婦の契を放り離るゝ意にて。即其時にありて生坐れば。其を御名に負せまつりしなり。さて重胤云。此神も速玉神と共に。其本宮は出雲にて有へけれども。式風土記共に所見なし。若くは意宇郡速玉神社と共に鎮坐るにや。鈴屋大人の神壽後釋に。熊野社の今説には。上社は中伊邪那岐命。伊邪那美命。左早玉男。右事解男なり。下社は。天照太神須佐之男命なりと云なれども。式に唯熊野坐神社と耳有て。幾坐と云事なければ。官帳に入て式に載れるは。主として祭る須佐之男命一坐耳にて。其餘は皆添て祭る神にて。官帳には入さる神なり。と有は然る言なれども。然上宮下宮。と容易く別て祭るへきならされは。其上宮と云なん。意宇郡速玉神社には御在すへき。其社傳の如くは。泉津事解之男神と。必並ひ坐む事。次に云る紀伊國の例を以ても知へし。右の下宮と云るは。素戔鳴尊の本宮なるにて。紀伊國熊野坐神社の本宮なる事。玉社在熊野村と云るは。上宮を云か。別社なるか。然るは紀伊國神社録と云ものに。熊野本宮。伊弉册尊。本國神名帳曰。正一位家津御子大神。速玉男。正一位御子速玉大神。事解男として四坐なり。然るを通過に引る。熊野垂跡記。又神名帳頭注等謂云々。本宮主三。菊理媛。神宮主三。速玉男。那智主三。事解男。是社傳也。とあれは。其中にも主客の差別は有る者なり。然れば其那智は事解之男神を主として。祀祭れる御社なりけり。後のものなから。伯家神道書の中に。熊野新宮速玉之男神。那智事解之男神。とあるをも證とすへしと云り。

いとまきははしき説にはあれど。事解之男神の紀伊國にも祭られ玉ふ傳は。古くよりありしなりけり。

及^テ其^レ與^ニ妹^ヲ相^ニ鬪^ス於^テ泉津平坂^ニ也。伊弉諾尊曰。始^メ爲^シ族^ノ悲^シ及^シ思^ハ哀^シ者^ニ。是^レ吾^レ之^レ怯^シ矣。時^ニ泉津守道者^曰。白^ク云^ハ有^リ言^ハ矣。曰^ク吾^レ與^ニ汝^ト已^ニ生^レ國^ニ矣。奈何^ニ更^ニ求^ム生^レ乎。吾^レ則^チ當^レ留^ル此^ノ國^ニ。不^レ可^ク共^ニ去^ル。

泉津平坂。本に津字なし。今北野本應永本に據て補ふ。此字はある例なり。○相鬪は。重胤云。互みに御心背きて。疎々しく成せ玉ふを云て。謂ゆる絶要之誓の御事を云なり。右に出たる族離。又曰不負於族と有る。其時の事を再ひ云るなり。此は第六一書に。伊弉諾尊已至泉津平坂。故便以三千人所引磐石。塞其坂路。與伊弉册尊相向而立。遂建絶要之誓云々。と有る其を云なり。と云れたるよろし。さて阿良曾布と云へる言。萬葉の歌にも見えて古言なり。言意は荒より出て。互に疎々しく心の荒すさふなり。熱田本に。アラカフ。と訓り。其もよろし。此の相鬪を。鬪戰の如くに心得て。二神の相戦ひ玉ひし由に云る説は。言の本をもおもはざる僻説なり。○及思哀。山蔭云。此文いか。及字は寫し誤れるものかと云り。思哀は。記傳云。まつ志奴夫と云言に。戀志奴夫と。堪志奴夫隱志奴夫と三の意あり。さて戀志奴夫と。餘

の二とは意いと遠くして相互らず。本より別言なるへし。堪志奴夫と。隱志奴夫とは。近くして相通ひて聞ゆること多し。志ぬひかねと云は。堪かぬる意にも。隠しかぬる意にも通ふか如し。されは隠す方は。堪しぬふより轉れるものなるへしと云り。こゝに安藤野雁説云。志奴夫は志那布と音通ひて。小竹などの靡ひ伏す如く。心の萎るゝを云り。人を慕ふには。然あるものなれはなり。又隱忍も知られじと靡ひ伏して。顯れぬより云ひ。堪忍も己を靡はしむるにて。皆其本は一言なりと云れたるは。記傳の説にまされり従ふへし。さて此の思哀は。戀志奴夫意なり。萬葉までの歌などには。戀しぬふそいと多くありて。餘の二フはまれなりと記傳に云。○怯は。名義抄には怯字をツタナシ。又オロカナリと訓み。又雄略紀には。懦弱をも。怯をも。ヲチナキと訓るは。相近き語なるか故なり。名義抄に儒をツタナシとあるを思へし。播磨風土記託賀郡條に。云^ニ都太岐^ニ者^云々。甚^ク怯^カ哉。故曰^ク都太岐^ニともあり。さてこの文は。始^メ妹^ノ命^ヲをひたふるに悲み慕ひ玉ふか餘りに。汚穢之國にも到坐し。又其に就ては。意外なる御事共の御在し坐しかは。其を悔させたまへる御言にて。第六一書に伊弉諾尊既還乃追悔之云々。と有。此とは全く同じ所なるを思ふへし。今思へは。吾心の拙愚かりしなり。今は速に返らむと。詔ふ御言なり。○泉津守道者。本に津字なし。今三島本に依る。名義。守道は字の如く。泉の道路を守る神なるよしなるか。重胤説に。第六一書に。其於泉津平坂。所塞磐石。是謂泉門塞大神也。亦名道返大神。と見えたる。其神に在すなるへし。其は和名抄道路具に。追還漢語抄云知毛利と見え。萬葉四に。手弱女吾身之有者。道守之將問答乎。言將遣。爲便乎不知跡。立而爪衝。と有て。其短

歌に。吾背子之。跡履求追去者。木乃關守伊。將留鳴。と見えたりは。道守と云は關守の事也けり。と云たり。此神紀伊國神社錄新宮條に。泉道守神社在神と云より外は諸國に餘に聞えず。と同人云り。○有言。此は下の御言にて。伊弉册尊の詔を。守道者の取傳へ奏すなり。其心を以て。本にノキマフコトアリと訓れども餘りに漢籍訓也。○吾與汝已生國。此は記に伊弉諾尊の。黃泉國に追往して。女神に詔へる御言に。愛我那邇妹命。吾與汝所レ作之國。未レ作竟。故可レ還。とある御言に。答奉りたるさまの御言なり。此一書の首に。右等の如き文ありしを。引つゝめて記せしものと見えたり。其始に天神詔命以詔云々。修理固成。是多陀用弊流國云々とあるを。記傳に此天神の大神命は。漂蕩へる潮を固めて。先國土を産へき基なる。磯取盧島を成すより始て。國土を産生て。善はしく經營成し固むる迄を。係て詔へるにて。都久流と云は廣くして。産給ふ事も其中に存るなり。と云れたるか如し。文意は。平田翁云。初天神の大詔命ありしまに。國を生竟へ給ひて。既に大なる事業の成。竟坐れば。復更に生まくは欲し玉はぬよしなり。と云れたり。さて國と云るに。神また人はさらなり。萬物をこめて詔へる御言なること。言まくも更なり。○當留此國云々。共に國を生畢り給へは。今は返りても更に何をか生成む。吾は永く此泉津國に留るへし。汝命と共に。此處を去て顯國へはえ還へらしと。詔しとなり。

是時菊理媛神亦有白言。伊弉諾尊聞而嘉之。乃散去矣。

菊理媛神。纂疏本に泉開理媛とあり。さる本もありしにや。平田翁云。此神は夜見國に本より坐し神か顯國の神か。知るへからねと。此の狀に依て思ふに。夜見國に坐して。伊邪那美命に副侍ふ神の如聞えたり。又名義も思ひ得ねと。試に云は。二柱神の御争の御中執持て。女神の詔ふ御言を。男神に聞看しめ。男神の詔ふ御言を女神に聞入しめ奉らしむ功に依て。負たるにて。聞入の意かと云り。さて此神の御事は。重胤云。式に加賀國石川郡白山比咩神社あり。社傳に中菊理媛命。東伊弉諾尊。西伊弉册尊と云は然もあるへし。一宮記に。菊理媛命と見え。神社考詳説に。神書抄云。菊理媛神今加賀國白山權現是也と見え。二十二社注式に。日吉神社條に引る。扶桑明月集に。客人形女第五十代桓武天皇即位延曆元年天降八王子籠。白山菊理比咩神也。と見えたりは。其白山比咩神と白すは。即菊理媛神の御事になん有ける。然るを大鏡には。伊弉册尊なる由みえ。和漢三才圖會には。白山大權現又號妙。祭神三所。伊弉册尊。左菊理媛。右泉守道者。元正天皇靈龜二年出現。と見えたり。和爾雅神祇門にも。加賀白山。新撰一宮記曰。中社伊弉册。左右菊理媛泉守道者。と云て右と同説也。かく諸説定らざるに就て考ふるに。其白山比咩神と申して。神代より鎮坐は菊理媛神に坐て。其諸册二神の如きは。信に其元正天皇御代などより。祭り初たるなるへし。此に又異説あり。或書に改曆記云。靈龜二年丙辰。顯形云。我富山右峰老翁現云。吾白山神也。即大已貴垂跡也と云り。此にては菊理媛神隠れて見え玉はず。又左峰老翁現云。吾白山輔佐也。稱小白山。又此小白山と云は。下にいふ金銀宮の御事にはあらしか。然れば素戔鳴尊に坐なるへし。又銀宮と申すあり。諸神記に加賀國石川郡金銀宮。河内天照大神分身應現也。號光明寺。崇神天皇御宇天降垂跡給也。同天皇三十三年

社立。白山妙理權現第一皇子也。妙理權現者。伊弉册尊也とあり。太平記二十。黑丸足羽云々事の條に。延元二年越後勢云々。加賀國に暫逗留して。劔白山以下。所々の神社佛閣に打入。と見えて。劔白山と相並玉へり。神社考に載たる傳記に。金劔明神者本地云々。弘仁十四年立此宮と云れども。例の佛と爲たるなれば據へからず。此劔宮はしも。素戔鳴尊に御在すへし。式尾張國愛智郡八劔神社。所祭素戔鳴尊に御在し。周防國佐波郡神社をも。社記に其神と申傳へ。又或書に日吉末社に。劔宮素戔鳴尊とあるをもおもふへし。偕白山比咩神と申すは。其菊理媛神の亦名には非ず。其地四時に積雪の絶ざるに依て。白山とは云めり。古今集。消竟る時しなれば越路なる。白山の名は雪にそ有ける。とあるを以知へし。又後撰。白山に雪ふりぬれば跡たえて云々ともあり。如此云て。其雪を以て山名とせるは。外域に雪山氷山の名あるか如し。又此神社を詠るは。新千載。別てなほたのむころもふかき哉。あまたれそめし雪の白山。又新拾遺。ちはやふる雪の白山別てなほ深きたのみは神そしるらん。などあり。上にも云る如く。日吉客人宮と申すは此神にわたらせ玉へるか故に。新古今に日吉客人宮に詣て左京大夫顯輔。年ふともこしの白山忘れすは。かしろの雪をあはれとも見よ。續古今客人宮に奉ける。後京極攝政前太政大臣。此にまた光をわけてやとすかな。こしの白根や雪の古郷。など見えたり。文徳實錄仁壽三年十月授加賀國白山比咩神從三位とあり。如此早く尊位には進ませ玉へるに。名神大社の列ならさるは。異しき事なり。百練抄に。延久三年六月二十七日。加賀國白山御體燒損云々。と云と。今日加賀國。白山社御祭云々。偕此御名みえたり。平戸記に仁治三年四月六日。

の菊を。久々と云は。其字音を借たるものなり。和名抄郡名に。陸奥國菊多木久多とあるを。同字ながら國造本紀の。菊麻國造は久々麻と訓み。又和名抄上總國郷名市原郡菊麻久々麻とあり。但今本菊を葉に誤れり。肥後國なるは。菊池久々知とありと云り。○亦有白言。本に言を事と作り。今永享本に據れり。此は先に泉守道者を以て。令申玉ひけるに。猶亦此神して。令申玉へる言ありしなり。其は何をか申さしめ給ひけむ。今知へきにあらすと雖。伊弉諾尊の聞入給ふへき御言なりし事は。次の文にて明らかし。○聞而嘉之。嘉字本に善とあり。今永享本に因て改む。重胤云。此は唯菊理媛神の白言のみならず。上なる泉守道者白云と云より。合せて聞食し諾はせ給へるなり。常に聞と云は。唯耳に入て。心に識るを云を。此など。人の云事を甘なひ。聞給へるにて先は聽字の意なる所なりとあり。嘉字は可字の意に借て書るにて可と許ひ玉へるなり。ざるを本に善字をホメタマフと訓るは。字に泥みたる非訓なり。こゝは褒美の義にはあるへからず。諸注何れも解得たるは非ず。○散去は。其御言を可しと思ほして。今はと返去たまひしなり。平田翁云。散去は清寧卷に各退とあり。師云阿良久とは。會有者の各々別れて。罷散るを云。齊明紀に誘聚散卒アワケルイクサなどあり。疎く放るを。荒と云。本一意なり。又俗言に。さて上件物の間を瀧くするを。阿良久と云も意同じ。の事實。いともく止事なき事なるを。古事記には漏て。一日絞殺千頭。一日立三千五百産屋と詔へる御争のこのみあり。書紀の餘の一書等にも。傳洩たるを。此一書にのみ傳はりて。散去の事までいと詳なるは。殊に珍重へき一書なりけり。と云れたる然る言なり。

但親見泉國。此既不祥。故欲濯除其穢惡。乃往見粟門及速吸名門。然此二門潮既太急。故還向於橋之小門而祓濯也。

但云々は。重胤云。上に聞而善之とある。其は其にして。其事からの摠ては。御親彼穢き泉國に往坐しなど。御上に取て。不祥き御事なるか故に。其意を反して。述る所なるが故に。此に但と云り。とあり。○粟門は。阿波國板野郡と。淡路國三原郡との間に在る門にして。古より世に名高き。阿波の鳴戸と云る是なり。仙覺か萬葉二卷に引る風土記に。牟夜戸と云るも。此鳴戸を云にそ有む。其は右の鳴戸を。阿波よりの渡口は撫養と云ひ。淡路よりのを福良と云れはなり。土佐日記に。夜中許に舟を出して。阿波の水門をわたるとあるは。同じ水門なれど。鳴門よりは二三里も隔たりたる所にて。今門筋と云處なりと小杉祖那云り平田翁云。此鳴門は阿波と淡路との間に在て。伊弉諾尊の大宮は。其淡路の傍なる。磯取盧島に在しかは。先其近き粟門を見たまひけむと云り。さて其潮急に過たる故に。此より西して。速吸名門を見給ひに往坐しなり。○速吸名門。神武紀に速吸之門とあり。名は連聲に引れて。轉れるなり。速吸は。其湍の速く地底に潮を吸入る義なり。其地理は。重胤云。神武紀に天皇東征親帥諸皇子。舟帥東征。至速吸之門云々。臣是國神名曰珍彥。釣魚於曲浦云々。往至筑紫國菟狹と見えたる。菟佐は豊前國の南の竟なれば。速吸名門豊後國なる事灼き者なり。其曲浦と云るあたりは。通證に。豊後國海部郡佐賀關下。浦有地主神。稱珍宮。祭珍彥云。社説曲浦爲浦上と云

れは。和名抄郷名に佐加と云る是なり。然れば速吸名門必其邊なるへし。口訣に。速吸名門豊後國海部郡。在早吸日女神社と云るは然る言なり。式に豊後國海部郡早吸日女神社。或説に。速秋津比賣神今在佐賀郷と云り。國人の云には。今佐賀關の早吸六柱大神宮と云は。早吸神社には非ず。海部郡佐伯莊入津浦に當社有り。入津と宮浦とは雙ひたる浦なり。借其早吸神社の坐す地より。下滿江浦と云沖より。佐賀關まで。早吸灘と昔より里人も舟人も云傳へたり。然れば早吸日女神社は。右の入津浦なる事明らかしと云り。其早吸名門と云ひ。早吸日女神と云るは。其地名に依て預坐る御名なれば。實に由有る神に坐なるへし。なほ記傳にも云れたる言ともあり。考合すへし。○潮既太急。既には盡にの意なり。古言なり。○還向。還は本來給ひし途の方に還り坐を云か。さて改めて日向の方向に向ひ行幸なるへし。○祓濯。本に祓を拂に作れり。今集解及元々集に引るに從て改む。集解云按唐韻曰祓音拂。蓋因音誤者と云り。此は訓より誤れる者とすへし。

于時入水吹生磐土命。出水吹生大直日神。又入吹生底土命。出吹生大綾津日神。又入吹生赤土命。出吹生大地海原之諸神矣。不負於族此云宇我邏磨概茸。

吹生とは。下に吹棄氣噴之狹霧所生神とあるか如く。御氣を凝し給ひて。吹出給ふ。其御氣に坐坐る

よしなり。平田翁云。たゞ所成坐と云は。何處よりいかさまに成坐ると云ことを詳ならぬを。吹生と云るかた詳かにて。彼穢を祓へてむと。所念凝して。生坐る趣よく聞え。將レ矯ニ其枉ニ而などあるにも。熱符へれはなりと云れ。又重胤説にも。吹生は解除の主と有る事にて。甚美たし。借此に神等の生坐るも。其大御身に水を濯ぎ清めさせ給ひ。又其汚穢を氣吹き掃はせ給ひ。愈々益々に清々しく成給へるに隨ひて。次々に御子神等の顯はれ出給ふは。全く其事に因れるか故に。此を解除の專要と有る事なりとは云なり。吹生と云事實に力を入れて思へき所なる者か。と云れたる。共に然る説なり。○磐土命云々。磐土命は上の一書なる表筒男命に。底土命は底筒男命に。大綾津日命は大枉津日命に。赤土命は中筒男命に同じく。皆言通ひて。上の一書と同じき神等なり。但し山岳に。大綾津日神即大枉津日神なるに。大直日神より後に。生坐る次第いか。又磐土は表筒男。赤土は中筒男。底土は底筒男なるに。此水に入出る次第いかと云り。○大直日神。記また上の一書とも。いづれも神直日神大直日神二神なり。然るを此と四時祭式鎮魂祭とは。大直日神一柱耳なるは。生坐りし其始一神にて渡らせ給へとも。神直日神と分身し給へるか故なり。記には枉津日神も。二神に傳はれる事此と同じ。○大綾津日神は。大枉津日神也。名義は。記傳云。綾は禍の意にて。あやまつ。人をあやむる。などのあや。又さばることのあるを俗にあやのあると云。またわやく者などいふ。みな禍の心なり。語も通へりと云り。三代實錄元慶三年三月。投三下野國正六位上綾津比神從五位下と見ゆ。されど此は異神かも知かたし。○大地海原之諸神。大地の神とは。海原は大地に屬ける物なる故に云ひ。海原の神とは。海神三柱を申せるなり。底土赤土磐土命等は。已に御名出たれば。此中には入らず。○字我遷磨概茸。此注平田翁説に。遷字上

に遷字脱たるなりと云れたる。本文の字に就ては。しかおもはるれと。かくさまに云る。却りて古言なるへし。記に度ニ事ノ一なども此例なり。此を事ノ一と訓るは非也。強て遷字を補ふるは。さかしらなるへければ。今は本のまゝにてあるなり。また概を本に概に作りたれと。今類史本に従ふ。山岳に茸を耳の誤なるよしに云れたるも非なり。下巻に概此云ニ波茸。言之移反とある例もあれば。本のまゝにてよ。

一書曰。伊弉諾尊勅任三子曰。天照大神者可_レ以御高天之原也。月夜見尊者可_レ以配日而知天上之事也。素戔嗚尊者可_レ以御滄海之原也。既而天照大神在於天上詔曰。聞葦原中國有保食神。宜爾月夜見尊就候之。月夜見尊受勅而降。已到于保食神許。保食神乃廻首嚮國。則自口出飯。又嚮海則鰭廣鰭狹亦自口出。又嚮山毛鹿毛柔亦自口出。夫品物悉備。貯之百机而饗之。

一書曰。此傳の位置は。瑞珠盟約章よりは後。寶鏡開始章よりは前に在へき文なるを。別に一章に立つる程の事にもなく。又勅任三子云々に。聯ける文なるか故に。此章の終には有なり。さて又此一段。記には素

素戔嗚尊の御事として傳たり。今何れを正しきも定めかたけれど。記に據て就むには。右の如く見てあるへき文なれど。此
 本文のまゝに。月夜見尊の御事と見るには。此處に在ても妨なかるへし。但し寶鏡開始章よりは前に在へき事は論なし。○高天之
 原。の之字永享本になし。○滄海之原。海下之字あるは。此も永享本永和本になし。さて滄海之原は。上
 に滄溟と云るに同じく。此國土を云古言なり。されは此は上の第六一書に。素戔嗚尊可_三以治_三天下。
記に所_一 知海原_一とあるに同じく。正しき傳説なること。次々云るか如し。さて滄海原と海との異なるよしは。
 上に既に云へれど。なほ平田翁の説にも。まつ滄海原といふは。此國土を押なへて云古言にて。天照大
 神は高天原。素戔嗚尊は滄海原と相對へて。天と地とを依別たまへるなり。然るを漸々に。さる古意
 を失ひもて來て。海と滄海原とを混に云こととなりて。誰も今までさは思はさりしなり。かゝれば。
 素戔嗚尊に可_レ御_三滄海原_一と詔へるは。此國土悉知看せと詔へるること炳然ものそ。と云れたり。下
 に云ると考合すへし。○在於天上曰。舊事紀本曰の上に詔字ある宜し。なほいはる詔曰の間に。月夜
 見尊の四字必あるへきなり。○葦原中國は。國號考に葦原中國は。本天津神代に高天原より云る號にし
 て。此御國なから云る號には非ず。偕此號の意は。甚々上代には四方の海濱は。悉く葦原にて。其中に
 國處は有て。上方より見下せは。葦原の巡れる中に見えける故に。高天原より如此は號けたるなり。
 と云れたる如く。天上にも天原にも高天原にも。對へ云稱なるを以思ふに。此大八洲葦原瑞穂之國
 とは異にして。大地萬國を統て云名にて有なりけり。故豐葦原とは云す。唯葦原中國と耳云り。○保
 食神。和名抄に日本紀云保食神和名字个毛 知乃加美保猶_三保持_一也。宇氣者食之義也。言是保_三持食物_一之神也。とあ

り。大忌祭詞に。御膳持須留若字加能賣命登。御名者白氏とあるも。其意なり。又記に食物、乞_二大氣
 津比賣神_一と見えたるも。其御食を保持ち坐神に渡らせ給ふか故に。乞し給へる者なり。又攝津風土記
 に。稻倉山昔止與呼可乃賣神。居_二山中_一以盛飯。因以為_レ名。又曰。昔豐宇可乃賣神。常居_二稻掠山_一而為_二
 膳厨之處_一。後有_レ事不可_レ得_レ已。遂還_二於丹波國_一比遲乃麻奈章地名。と見えたる。其盛飯と云ひ。為_二膳厨
 之處_一と云ひ。共に其宇氣を保持ち玉ふか故也。神祇宮に坐す御名を。大御膳都神と申す事。祈年祭詞
 に見え。又其を御膳魂神と申す御名。四時祭式鎮魂祭條に見えたるか如し。○爾月夜見尊云々。如
 此_二爾_一某と云は。其御命を令_三受持_一也。また此事は其人と。指着て云ふ時の言にて。例は神壽詞に。
 親神魯伎神魯美命宣久。汝天穗日命波云々。常陸風土記に。我前乎治奉者。汝聞勝看食國平。大國小國事
 依給_二云々_一などあり。重胤は。阿波國なり。今汝御孫尊。悔。先皇之不_レ及云々。とあるなども同じ。○就候之。平田翁云。大御神のゆくりなげに。
 かく詔ひ出玉へる事は。幽き所由あることなるへしと云り。○已到保食神許。平田翁云。此神は其生
 坐る時より。此程まで此國に住居ませるを。其地は何處なりけむと云れたるか如く。此神の産土は知
 かたけれど。重胤は。阿波國なり。今汝御孫尊。悔。先皇之不_レ及云々。とあるなども同じ。此神坐し_二處は。
 攝津國稻倉山なるへし。山城風土記に。月讀尊受_二天照大神勅_一。降_二于豐葦原中國_一。到_二于保食神許_一。時有_二
 一湯津桂樹_一。月讀尊乃倚_二其樹_一立之。其樹所_レ有_二今號_一桂里_一と見えたるは。其地に初て天降り看給へりけ
 る。さて此神の坐し_二稻倉山の事_一。上に引る攝津風土記に見えたる如くなるか。山城國葛野郡桂里よ

りは。乙訓郡を隔てて攝津國なれば。其便りに因らせ給へるものと見えたりと云り。さて此より以下の事ありしは。稻倉山にての事か。また丹波國比遲乃麻奈章にての事か知かたし。○嚮國出飯。國とは田津物の生出る處をいふ。此は次の海山に對へて。暫く國を別言。纂疏に。國者百姓之所居。飯則人之所作。へるなり。故タガと云も國處の意なり。故向國出飯と云り。さて飯とは五穀の食用となれる總名なり。故に粟飯麥飯。など云るなり。○向海云々。又云。海者鱗介之所_レ在。故向_レ海出_三鱈廣鱈狹_一とあり。記傳云。和名抄に鱈魚背上_レ鱈也。和名波太俗云比禮とあれども。比禮は背上_レ鱈のみならず。左右にあるをも云。波多は左右にあるをのみ云て。背上なるをば云へからず。然るを波多にも。鱈字を用るは。背上なるを比禮と云と。その比禮は。左右の波多にも此字を用るるへし。さて鱈廣物鱈狹物は。魚の大きなる小きを云る古の雅言なり。獸に毛柔物毛。萬葉二十に。鷗河立取左牟安由能之我波多波。留之鱈。此も魚には鱈を主としてかく云り。童蒙抄に。鱈のせは物とありと云り。○嚮山云々。纂疏に。山者禽獸之所_レ在。故向_レ山出_三毛鹿毛柔_一とあり。大被詞後釋云。和名抄に獸和名介毛乃。畜和名介太毛乃。と有は。相誤れるなるへし。神代紀に。同じ續きの文に。畜産と訓み獸と訓るを正しかるへき。皇極紀天武紀に。六畜をムクサノケモノと訓り。然れば畜は介毛乃。獸は介太毛乃なり。借介太毛乃は毛津物の意。介毛乃は飼物の加比を切めて伎なるを。氣と云るなりと有る説よろし。記傳の説は。さて重胤云。賀茂翁説に。毛能和物は鳥を云ひ。毛能荒物は獸を云と云れたり。和名抄羽族體に。雉_訓細弱毛也。又禰禰文選海賦云鳧雛雛。師説布久介。なほ其外にもあり。など有は。何れも羽を毛と云るなり。今も鶴毛衣

なと歌詞に詠り。借其を羽と云は。鷲つと飛擧る用を以なれば。鳥にも毛と云は本より也けり。此を以思ふに。鳥にもあれ獸にもあれ。其実の人の食用と成る限りは。此に出來たる事灼然しと云り。さて獸は上古に常に食たりし事は。此の古事は更なり。祝詞共に所見たれば。神にも奉られ。又常に人も喰ふ事にてありしなり。下卷山幸の處に委しく云へし。但し畜を忌て。獸を忌さしりしなり。其畜を忌む事は。古語拾遺に。御年神の牛穴を穢と爲たまへりけむ。御饗に唾して怒給へるを。次に白猪白馬白鶏は神の乞給へる内に。白馬は乗せ玉ふ料なるへく。白猪今云豚の白鶏は。弄物また使物の料に。乞せたまへるなり。重胤は白猪を食料なりと云れたれと。色の白を食ふへからさる證なり。なほ次の牛馬の下にも。きを乞し玉ふなど。決て食料には非るなり。是即獸は食ふへく。畜は食ふへからさる證なり。馬の下にも云こと。記には。自_三鼻口及尻_一種々味物取出而。云々とあり。聊異なり○百机。記に百取机代之物とあり。記傳云。百とは其數の甚多きを云るなり。必しも百に限るには非ず。取は神功卷に荷持田村荷持此云能登利とある持の如し。書紀に百机とあれども。これは机の數を云にはあらず。机に置物の數百取なり。○武都云記傳にはかくあれども。此は百人持にて。机の數多きを云ことなるへし。さて其机の數多きを云中に。自ら置物の色目の多きことほこもれり。さて。百人を百とのみ云ては。通えざるか如くなれども。此は例あり。千人所引石を。チヒキイハ。又雄略紀の歌に。机は坏居にて。飲食の器を居五百世經ると云ことをイホフルと訓り。此等人また世と云辭を。略ける云と全く此とおなし。机は坏居にて。飲食の器を居る由の名なり。和名抄に。唐韻云机案屬也。和名都久惠とあり。坏居を本にて。又和名抄文書具に。書案俗云不岐もあり。れしまつきは押坐几の約りたる名にて。脇足の類なり。美都久惠とあり。又坐臥具に。几和名於之萬都さて古書には。字は案几机など通はし用て。みな坏居の意なり。○備貯。口より出たるものを。悉に御饗物に作り備て進るなり。今も神に奉る事を。備ふと云るも是にて。貯は難へと云に同じ。繼體紀なる御歌に。麻左葉逗囉。多々企阿藏播梨とある。その阿藏播梨も料にて。眞拆葛を以て鬘とするに。髮に料る意を以て。女

男手抱き交はる意につけ。また萬葉十三香黒髮丹。眞木綿持。阿邪尼結垂。とある今本尼を阿邪尼も。雜へにて。髮に木綿を雜へ結垂るなり。人の字も交名の義にて。名に交へ呼故なるへし。谷川氏云。童よめり。俗にませるを。あせるとも云りあり。此も海山の種々の物を。雜へ備ふるを云なり。○饗。重胤云俗に人を饗應する事を。振舞と云るなり。倍阿閉と云は合レ遇の意にて。酒食を我より持行て。人を饗應し。また人をも我か許に合レ請て。酒食を幣する事にて。其向の人に食物以て招待と云なり。常に同じ處に居る人に。食物を進むる事を饗とは云はず。行來しての上ならぬを。然云る事無し。名義抄に饗字を。阿布とも阿閉須とも。阿流自ともある。其阿流自は。海宮遊行章第六一書に設饗百机。以盡主人之禮。と有て此と同じく。饗して客を饗應す事にて有なり。故モテナスと云は食物を持て。其あるを爲すをいふなり。と云り。

是時月夜見尊忿然作色曰穢矣鄙矣寧可以口吐之物敢養我乎。廼拔劍擊殺保食神。然後復命具言其事。時天照大神怒甚之曰。汝是惡神。不須相見。乃與月夜見尊。一日一夜隔離而住。

忿然作色は。面火照の意にて。怒れる顔色を云なり。怒る時は其氣逆上りて。面に表る。此を云也。紀中作色慍色赫然などをも志か訓り。○穢矣鄙矣。食ふべき物を。口より出し。穢汚くして奉進れると。所思せる御言なり。○

寧をムシロと訓る。古言なるへけれど。類聚名義抄。其外古き字訓の書にもに見え。漢籍に無寧無乃をも。共に同訓により来りて。古語なるへきを。古歌などにいまた見及はされは。其詞の意考ふべきよしなし。○口吐之物は。重胤云。口より吐る物にて。上に自レ口出レ飯とも。亦自レ口出とも云る是なり。其は今は御厨にて。料理り備へて饗し奉給ふと雖。其物實はしも。口より吐出し給へれば。其原に就て。然宣へる者なり。記に爲穢汚而奉進とある是なり。と云り。此口吐を。本にクチヨリタクレルと訓るは。此の第四一書に。悶熱懊惱因爲吐。と有とは異にて。今は奇靈なる御態に。口より食物を出したまへるを。月夜見尊の其を怒り玉へる口實に。病なとして物を浚出す状に。殊更に罵り玉ふなり。同く口より出し玉ふなれとも。其意は格別なりと知へし。○養我。本に養をカフと訓れと理なし。永正本鎌倉本にアフと訓り。カハアの誤れ。るなるへま。従ふへし。さて按ふに。玉篇に養供養也。下奉レ上也。とある義にて。書れたるにて。此によく叶へり。○擊殺保食神。本に保食神字無し。今永享本應永本に依て補へり。山陰に。擊殺下に。保食神となくは言たらすと云れたり。平田翁云。擊殺は撃て殺し給ふとは非ず。撃はかろく添たる辭にて。實は斬殺し給ふなり。抜劍とあるを思ふへしと云り。記云。立伺其態。爲穢汚而奉進。乃殺其大宜津比賣云々。矢野玄道説に。此神の殺され玉ひし地は。丹波國なるへきよし云り。なほよく考ふへし。○復命云々は。保食神の御態をも。殺し給ひしことをも。具に申玉ひしなり。記傳云。加幣理言とは。使人の還て申言と云意にて。加幣理は其使に係る言なり。然るを今京になりて後。答狀を返しと云から。加幣理言をも。彼方の答言の意と思ふはたかへり。漢文に復命と云復はかの返しと云に當れり。加幣理とあり。○怒甚之。平田翁云。大御神の此時かく甚く怒り坐る。大御心のほど窺ひ奉言の加幣理には當らず。

るに。初勅して宇氣母知神を候せ給へるは。彼神の宇氣の神徳の大きに坐す事を。かねて聞看坐ましける故に。ゆかしく所思坐て。其は聞し有保食神と詔へる。御言をよくおもふへし。其功德のことはいかならむ。候て來玉へその御心にて。物し給へるなりけんを。果して大御神の所聞看おき給へる如く。神徳の坐々けるに。擊殺し玉へるよし白玉ふに依てそ。彼懸に惜み所思看す御心より。かくは怒り坐るなるへし。と云り。○惡神。此は此般の一事に就て宣へるにて。總ての御上に係れる大御言には非るなり。さるを惡神の字に泥みて。御性の惡き神そなと思ふへきにあらす。今世の言にも。一時の過を告めて。あしき人なりあしき事なりなどいへども。惡人惡事といふとは異なるか如し。此も其例なり。此は漢文に翻すとて。まさきはしくはなれるなり。上に嘉字を可字の意に書るなどを。思ひ合すへし。○一日一夜隔離云々は。大御神と月夜見尊と。高天原に坐なから。一日一夜の間暫時隔離れて。宮殿を異に住玉ふを云なり。永く放り玉ひしにはあらす。然るを三大考云。此一日一夜といふこといかに見ても心得かたし。故思ふに。此は古傳には日夜とありけんを。漢文を調色て。一日一夜とは書きたるにやあらむ。凡て此紀には然る類多ければなり。日夜隔離とは。大御神は高天原に坐。月讀命は夜之食國に坐を云なり。と云るは心得ず。月夜見尊の夜食國を知しめすは。大御神と相並はして。高天原に在なから月國を知しめすにならむ有ける。隔放りて。夜之食國に入坐し事古傳に見えず。もし此時より夜之食國を知看すこと。なりしとせば。潮之八百重を。又何時より知看すふと。なりしとが爲む。此にて其説の叶はざること論るへし。さて保食神を殺し玉ひしを。記には素戔鳴尊の事とせり。これに就ても。三大考に種々云ることあれど。總へて信かたければとせり。

是後天照大神復遣天熊大人往看之。是時保食神實已死矣。唯有其神之頂化爲牛馬。顛上生粟。眉上生蠶。眼中生稗。腹中生稻。陰生麥及大豆小豆。

天熊大人。本に大字無し。山陰云。人の上に大字ある本宜しと云り。然る説なり。故今補へり。但し山陰に。三熊之大人齊之大人など。大人には之字ある例なれば。これも之大人とあるへきにや。と云れたれど。此紀神名人名すへて之字をば加へぬ例なり。且其引れたる三熊之大人齊之大人なども。之字行ならむも知かたければ偏に云離し。 舊事紀にも。次なるは大字あり。なほいは。明應本には大字はなれども。訓にウシとあり私記も同じ。これ大字ありし微なり。 熊は借字にして。神に奉る稻を云る古言にや有む。倭姫命世記に。垂仁天皇二十七年の處に。皇大神御前に。懸久真爾懸奉始支云々あると。カケマニカケマツリツギ 懸久真は懸稻にて。神嘗祭詞に懸税と見えたる是なり。和名抄郷名に。石見國邑智郡神稻。久末あり。加無も。 淡路國三原郡神稻。久萬あり。 神稻は義を以て云るにて。言は稻實なり。然るを肥前國高木郡神代。加無も。 本は神稻と同じ訓なりけむを。字に依て加無とは訓誤れりし者なるへし。和名抄祭祀具に。精米和名久萬之禰。精米所以享神也と有にて其義知られたり。名義は中山信名説に久。さらは天熊大人は。天稻大人と云意なるへし。此神稻實を持上りて上りしより。さる名を負たまへるなるへし。○往看之。平田翁云。此は宇氣母智神の殺され玉へるを。甚く惜み玉ふ餘りに。月夜見尊の殺し玉へる由は白し玉へと。もし生居給ふことあらむかど。猶ゆかしく所思看ての御使也。保食神實已死矣。とあるに心をつけて。此大御心を想像奉るへし。○實已死矣。此大神顯御身は。慮らざる禍事にて神避坐れど。御魂は衣服食物住處に幸給ひて。今の顯に此大神の恩頼を。蒙らぬはなきにて知へし。別て稻穀を生幸へ坐す事は。天照大神さへに。齋き奉玉ふにても思料り奉るへし。○頂は。和名抄形體部に。頂顛。顛訓伊太々岐。頂也。顛頭上也とあり。名義抄にも頂顛をイタ・キとも。イタ・クともあり。又頂にも顛

にもイタ、キと訓まれ。字鏡には鰐頂の二字をも然訓り。重胤云。萬葉に伊奈太吉とある。奈字は多を誤れるなるへし。和名抄天地部に。嶺山頂也和名伊太々木とも有て。山頂にても頭上にても。其至りて高き極なる所を。伊多太岐と云るは。至高又極高の義と聞えたり。然れば彌以てイナタキは。イタ、キの誤なる事知らる。多と奈とは草體にて云。頭上に捧けて恭々しく受賜はれば云なりと。云れたるは然る説なり。○化爲牛馬。頂に牛馬のなれるは。軻遇突智神の首に。神生坐る類なり。化爲は。頂の變りて化にてはあらす。生。出牛馬の義に見るへし。さて牛馬は食物を持運ひ。又田耕る業を助けなどする者なれば。此神の御身に成れるにそあるへき。記には牛馬のことなし。葦牙云。初毛龜物毛柔物。口より出るとありて。其は皆御饌物に成るへきものなりを。牛馬は其類にあらねは。本より喰ふへき物にあらざること成るへし。しかるを牛をよき喰物とする國共の。鄙きこと知られたりと云れたる。信にさる説にて。喰物となるへき物は。口より出。牛馬は頂より生出たるにて。其用を異にしたる事明らけし。其他犬猿鶏なども。此時口より出たる類ならぬは。さるものにて。すなはち此上に云る。獸と畜との差別を立たまへるも。此神の御制によれる事なるへく。推料奉られたり。○顯永享本には平田翁云。顯名義抄にヒタヒト見ゆ。和名抄に。顯加之頂乃加波真と有れど。此は必顯なり。顯和名比太比とあり。と云れたれば。顯をもしか訓しなり。○粟。和名抄粟和名阿波。重胤云。皇御孫尊の御天降の時に。天神より齋庭之穂を事依し授奉玉へるより。此大八洲國の名をしも。豊葦原千五百秋瑞穂國と名に負ふ事には有けれども。其以前には粟を耳專を作りたるへければ。國名にも粟國と云るなどの事多しと見ゆ。伯耆風土記に。相

見郡々家之西北有粟島。少日子命蒔粟莠實離々。即載粟。彈渡常世國。故云粟島也と有を以考へし。天孫降臨章第六一書に。遣無名雄雉往候之。此雉降來因見粟田豆田。則留而不返。云々とあるも。陸田多在し状なる事。此を以知へきなり。神武天皇大御歌に。彌都々々志。俱梅能故羅餓。阿波赴珥波云々。と謠はせ玉へりし阿波赴を。釋に謂粟島也と有れば。中洲と雖。東征以前には粟を專と作れりしなりけり。と云はれたる。此にて上古粟の多かりし事を知へし。名義は未詳。○眉。和名抄に説文云。眉和名萬由。目上毛也とあり。○鰐。本に加比古と訓來る事にはあれども。麻由と訓む方勝るへし。是を御眉より成出たる者なれば麻由と云と云る説は俗なり。麻由は眞木綿なるへし。神武紀に眞を略きて。内木綿ともあり。木綿は借字にて。絲となし。眞綿となし。帛とすへき品を。上古に由布と云けらし。さて白木綿などは。已に絲となし。帛と織たる上にて云なり。鰐の事は已に云り。和名抄に。鰐和名萬由。露衣也。獨鰐和名比岐萬遊と見え。桑鰐和名久波萬由。即桑鰐也とあり。若て其鰐と云るは。其桑鰐の其殼に藏れるを云稱にて。惣ての名には非るなり。萬葉に足常母鰐子眉隱。隱在妹見依鴨。とあるなどは。人の傳づく女の事を。養鰐の鰐中に隠れるに譬へたる者にはあれども。鰐と鰐と差別知らるゝ事也。萬葉十四に麻飲と有は。眉をも麻用と云と同し。字書に鰐與鰐同。袍衣也と見えたるにても。鰐に袍める義あるを知るへし。本に鰐と作る鰐は鰐の略字。鰐は鰐の俗字なるか。名義抄に鰐字を置室也と有る如く。未絲に抽出ざる程を云なり。又野鰐をヤマ、ユと云も。山にて自然生の鰐なる由なり又加比古と訓るは。第二一書に。軻遇突智娶埴山姫。生稚産靈。此神頭上生カヒコ與クハ桑。臍中生カヒコ五穀とある。其は此保食神の此の故事なるを。親子の御間に。混れ傳はりしなり。此も其如く。眉上生カヒコ鰐與クハ桑と有へきを。鰐にて初て成出たりし事を明さむとて。生鰐と作れたる者にて。其鰐は鰐を桑以て飼育て。成れる者なれば。其義

に於て少かも異なるへからすと云れたり。さて置のこと。或説に今の置は。仁徳天皇御代に。漢渡物なれば。和○稗。新撰字鏡に比江。和名抄に稗和名比衣。草之似穀者也。通證に。和名抄麻類在和名衣。蘇和名乃良衣。一云奴加衣。香柔和名以沼衣。据此則比衣服也。とあり。○腹中。重胤云。上なる顔と眉とには上と見え。此の腹と右に引る臍とには。正しく中と見えられたは。實に保食神の御腹の中なる者なり。中字軽く見過すへからす。○稻。名義。通證に飯根也とありさる事也。稻は飯となるへきものゝ根本と云へし。さて此を記には稻種とあり。記傳云。此のみ種と云ふはいかに云に。まつ下に成種とあるを以見るに。このことなるを。稻は伊福とのみ云ては。穂に在時の名にして。實と。此に生れるは五品なから。其實なり。然るに餘の四品は種と云はねど。自ら實は聞えず。葉なから生たる如聞えて。まさらばしければなりと云り。○陰。丹鶴本に陰中とあり。○麥大豆小豆。和名抄に。麥和名牟岐。大豆和名萬米。本草云。赤小豆和名阿加安豆木。記傳云。此はたゞ阿豆岐なるを。黄小豆を分云。とあり。通證に麥聚也と云り。大豆は圓實。小豆は赤解なり。色赤くして煮之能腐熱と貝原氏説なり。又或人は小豆は赤食などの意かとも云り。なほ麥の種類は。和名抄に大麥一名青料麥和名布止無岐。一云加知加太。小麥和名古牟岐。一云末牟岐とあり。右の大麥を此には布止と訓ては有れども。今並て世には意富と云ゆり。加知加太と云訓義詳ならず。武野云。加知加太は搗堅なるへ。又蕎麥和名曾波牟岐。一云久呂無木と見えられたは。其も麥の一種にて有なり。武野云。曾波牟岐は形を以て。久呂無木は其色を以て云。偕大麥小麥共に身を合せたる状して。女陰の形に似たれば。實に御陰より成出たりけらし。と重胤云り。さて纂疏本には。大豆小豆四字を。豆の一字に作れり。其方そ弘くて宜しかるへき。記云所殺神於身生物

者。於レ頭生レ蠶。於ニ一日ニ生ニ稻種。於ニ二耳ニ生ニ粟。於レ鼻生ニ小豆。於レ尻生ニ大豆。故是神產巢日御祖命令レ取レ茲成レ種とあり。

天熊大人悉取持去而奉進之。于時天照大神喜之曰。是物者則顯見蒼生可食而活之也。乃以粟稗麥豆爲陸田種子。以稻爲水田種子。又因定天邑君。

奉進をタテマツルと訓は。立奉にて。立と云も奉と云も。みな物を捧る事に云り。皇大神宮儀式帳。六月月次祭直會歌に。佐古久志呂。伊須々乃宮爾。御氣立止云々とあるは。御饌立にて。立とは御前に捧置くを云なり。奉も其元は神の御許に往て。親く纏ろひ仕奉るより。物を捧ることにもなり。また轉りては唯に敬詞ともなれり。祭祀を云も。歸順を麻都呂布と云も。皆其本は一なる語共なり。○顯見。記傳云。私記に顯見者見在之義也とあり。かゝれば宇都は現。志伎は嬉。悲の類の志伎にて辭也。さて人草のことを。如此詔ふは。神代下卷に幽神事に對へて。顯露事と云るか如く。目に見えず顯ならぬ神に對へて。顯れたる世人と云事そ。雄略天皇の。葛木神の形を顯はして見え奉り玉ふを。宇都志意美と詔へる。又師説に萬葉に空蟬。借字。宇都曾臣などあるも。みな顯しき身と云事なりとある。

又現心夢^{ウツク}現^{ウツク}などの現^{ウツク}み^{ウツク}を同言也とあり。此は何れも神等の御上より。活とし生る人種の事を宣ふ御言に。限りたる御事にて。記傳に目に見えず。顯はならぬ神に對へて。顯はれたる世人と云事そ。と云れたるか如く。神の隱身なるに對へて。人を顯身^{ウツク}と云り。○蒼生は記に青人草とあり。記傳云。青人草と云所以は。一日必千人死。一日必千五百人生也。とある意にて。草の彌益々に生茂りはひこるに。譬へたる稱なり。青としも云るに心を著へし。故この稱は。神の人の利益を爲し玉ふこと。人の損害を爲玉ふことのみ。必用ふ稱なりとあり。蒼生と作られたるは。たゞたゞく似たる稱の文字を取れたるのみなり。意はいたく異なり。さて重胤説に。實鏡開始章第三一書に。日神の頃者人雖多請^セ云々と詔へるは。其場に侍らふ諸神の事にて。即八十萬神是なり。若ては神と人との差別無か如しと雖も。熟思ふに其神には御在坐とも。此顯身の坐々事は。現世の人に然しも異り無きは。人と云ひ。顯身なる人と雖も。世を終たるは神と云事と見えて。萬葉二に。弓削皇子の薨坐るを。久方乃天宮爾^{アツツミヤニ}。神隨^{カミナカク}。神等座者^{カミトイセハ}。と有る是也。又顯身には御在坐れとも。皇御孫尊の御上などは。天照大神の御子と坐て。其御威徳目に見え顯はれ玉はぬ神にも勝れて。甚く貴く御在坐せは。現御神とも遠津神とも稱奉りて。其神に異ならざる御所行には。惟神^{カミナカク}又は神佐備なども申す常なり。然れば神と人とは隱身なるも。現身なるとの差有る耳なる事。此顯見蒼生の義を以て知らるゝなり。と云れたるにて神人の差別あきらけし。さて顯見蒼生可食而活^シ之也。と詔へるに就て。平田翁説に。大御神の蒼生を愛くし玉ふ事は。此一事を以て悟るへし。此は只に食て活へ

きものそと詔はむには。御身つからの上にかゝれと。青人草のと宣へるにて。其大御心いと著明にれらたり。と云れたり。實に然る言なり。○陸田は。纂疏に不用水而耕種曰陸田とあり。和名抄曠^{ヒラ}耕^{ヒラ}麥地也。曠^{ヒラ}耕^{ヒラ}田^{ヒラ}堀^{ヒラ}日本紀師説八太介。天武紀に圖をハ。タケと訓せたり。或説に波多は乾田なりと云り然るへし。氣は土毛にて生れる物を云。即種子と云にあたり。○水田。纂疏に用水而耕種曰水田と有る如し。本にも。名義抄にも。タナツモノと訓る。田根津物の義なり。さて諸物の種子は。田根と云事にて。稻種に起りたるなるへき事。出雲風土記に。飯石郡多禰郷云々。稻種墮^{ヒラ}此處^{ヒラ}故云^{ヒラ}種とある文を引合て知へし。これ種と云は稲種なるか故なり穀物を多那都毛能と云も。稻を主と立たる稱なるを思ふへし。○天邑君。重胤云私記に。天者是例文美大之辭也。言此時初定^{ヒラ}居邑君也。云々は官職初置也と云ひ。又口訣に農長也。纂疏に謂^{ヒラ}農人之長と有るか如し。實鏡開始章第三一書に。天邑并田と云名あれば。此に於て農作の民出來。又其に就て邑里も出來れるか故に。其百姓を治る邑長も出來れる者也。出雲風土記に。所造天下大神御子。和加布都怒志命。天地初判之後。天領田之長供奉坐之と有も。右の天邑君の如し。君は宰^{ツカサ}の謂なるへし。垂仁紀に郡公をムラツカサと訓る是なり。和名抄に漁子和名伊乎止利と有に對へて。漁父一云漁翁無良岐美と有は。漁村の中にて。其古老を立て。漁子を宰とる者と爲るか故に。當昔邑里には。其名亡て。却て漁村に邑君の古號を傳へたりし者と所見たり。已に神武紀に。遼邈之地猶未^{ヒラ}霑^{ヒラ}於王澤。遂使^{ヒラ}邑有^{ヒラ}君村有^{ヒラ}長。各自分^{ヒラ}疆用相凌躐と有れば。私に立て農長たりしにも。猶邑君と

は云しなりけりとあり。

即以^テ其^{イナ}稻^{タテ}種^ヲ始^{シテ}殖^ス于^ニ天^ノ狹^サ田^ヲ及^{シテ}長^ナ田^ヲ。其^ノ秋^ノ垂^リ穎^ハ八^ツ握^ル莫^ク然^ル甚^ク快^シ也^ト。又^{シテ}口^ノ裏^ニ含^ミ蠶^ヲ便^チ得^ル抽^キ糸^ヲ。自^レ此^レ始^メ有^リ養^フ蠶^ノ之^ノ道^ヲ焉^ト。保^シ食^ス神^ニ此^レ云^フ宇^ノ氣^ノ母^ト知^ル能^ク加^フ微^ニ顯^シ見^ル蒼^ク生^ス此^レ云^フ宇^ノ都^ノ志^ノ枳^ノ阿^ノ烏^ノ比^ノ等^ノ久^ク佐^ル。

稻種 本にイ子タ子と訓たれど。 伊那陀禰と訓へし。天孫本紀に建稻種命と云名の例もあり。さて種は植物にひろく云

名にはあれど。其元は右にも云る如く。田に蒔殖て。生し立る根と云事にて。上にも引る名義抄に。

水田種子をタナツモノと云るも。穀を。 和名抄に穀田に殖るか本なるに依て。然も云習へりし者なり。

○狹田長田。平田翁云。此は天上にある大御神の御營田の名なり。狹は長と對ひて。字の意の言ならむ

と所思れと然らず。 武都云。狹を字の意ならずと云れし説まことにあたれり。倭姫命世記に。汝國名何問。眞に通ふ佐に給。白久時廣之狹田國止白支。云々ある。時廣之云々とあれは決く狹之意にはあらず。

て。稱言なり。 なほ此外にも。大御神の御田に。天垣田。天。とあり。長も稱言なるへし。○垂穎八握は。稻穂の安田。天平田。天邑井田。など云名見えたり。

長く生たるを云。新年祭祝詞に。八束穂能伊加志穂。顯宗紀に新聖之十束稻之穂とあり。 穎を此にては穂と訓れ

嘗會稻春歌。神代より。今日のためとや八束穂に。長田の稻はしなひ初けむ。○快。思ふ事の叶ひて。

心の如く成るを云語なり。此は天狹田長田に。始て殖試みさせ玉へるか。其秋の垂穎の八握に莫々然たる。田面を見度し玉へる時の御心なり。快を古本にタクマシト訓るに付て。なほ其餘の書に見えたるは。

靈異記上に。于時其女主之兒。忿々走來白^ク母曰^ク快^シ。從^テ故^ノ京^ニ備^シ食^シ而^{シテ}來^ル云^フ々。又同書下序に。甘^ク太^ク久^ク萬^ク之^ノ比^トもあり。いづれも愉快の義あり。また熱田神宮にて。毎年一月十一日蹈歌神事の節。神宮の別宮

大幸田神社神前に於て。一禰宜の讀上る所の祝詞と云ものに。(いと長き祝文にて。後世のものなから。故實をいとよく言つゝけたり。)秋乃節仁致天。其稻乃實乃堅久。韓^ハ事^ヲ袁^ト申^テ給^フ波^ト云^フ々。(韓は幹の字なるへし。下文にも眉乃賢久。韓加羅卒袁とあり。)稻の實にたくましと言たるは。こゝによしあり。

古言の残れるなるへし。なほ他書にもあるを見たり。○合匱。重胤云麻由袁布々美氏と訓へし。本に

カヒコと訓たれとも非なり。其は蠶の繭を作れるを。口中に含み温め。霜ほして糸口を取り。抽出も

ためなり。今は世中に此道大に開けて。繭を釜中に煮て。其糸を繆車に絡ひ取る事にはあれども。

此は事の始にし有ければ。口に含みたる糸を。手に絡ひ取る許の事にて。甚た簡易なりし當昔の状見

えたり。 或説に。上古實約口裏含繭抽之。今猶民間有。盆水漬。繭繭之者と云り。然れども上古。さて。殊更に實約に物爲るにては有へからず。其自然成る可き道に任せ賜へるものなり。と云り。○養蠶之道。又云

加比古と云時は。其飼はるゝ其蠶の事なるを。此に古賀比と打返し訓むは。其蠶を飼ふ職に云稱なり。

古語拾遺に。蠶織之源起^ニ於^テ神代^トと所見たり。式に陸奥國會津郡蠶養國神社有り。 觀跡聞老志に。社所有。川曰。綿掛澤。養蠶社

在^ル。地下市店。毎歲蠶事既畢分^テ繭^ヲ稱^シ効^ヲ功^ヲ以^テ獻^ス神^ニとあり。いかにも舊社と見ゆ。○武都云。頭書に

此神を稚鳥産蠶神を祭るとあるは。一書に依ての事か。まことに保食神を祭るべきものどおほゆる。さて舊事紀に。此文を載

○日本書紀通釋卷之六

三百九

たるには始有^ニ養蠶之道。乃起^ニ紙織之業^ハ者也とあるは。養蠶と紙織とを。相對へたる文にして。平田翁も云れたるか如く。當昔然る本の有を。取れる者なるへし。此紙織之業は。即寶鏡開始章に。天照大神方織^ニ神衣^一居^ニ齋服殿^ニと見えたる是なり。其第一^一書には。稚日女尊坐^ニ于齋服殿^ニ織^ニ神之御衣^一とある。是即世中に紙織の業しもある。其起は天照大神の事始め定めさせ御在坐す事を。明らか奉るへき證文なり。と云れたる。みなさる事ともなり。さて此一書は。衣食の始にして。住宅の始もなほ此時なるへきよしの考共。寶鏡開始章にいへり。二柱大神の國生人民に功業ある基なる事。已に注るか如し。此物等の如此しも成定れる次第を云むに。二柱大神の國生の始に。已に御衣服の事。御食物の事など。見えたるは。形の如く成就へりし者なり。然れども此時紙織の事有て。御衣となし。農作の事を力成して。御饌に奉られたるには。非る事固りなり。然れは如何にしてか。其物は成たると云に。其は何を以ていかにして。作り給ふと云事。人の量知るへき際に非ず。此に大神の始給へる事共は。此より以後の衣食の原にて。其は保食神の被殺玉へるより事起れるは。元より如此なるへき。幽き由の備はれる事なるへく。其はた産靈神の奇異なる御所作に。因る事なるは云も更なり。後世の凡心を以て。世を初め給へる神の御上を。准へ料り知奉るへきに非ずかし。さてまた葦牙云。こゝに牛馬をつかふ事もあるへきを。なきは事足らず。されど此物も共に天へ持去給ひしなるへし。下に斑駒の事もあればなり。また此保食神は。此國の神なるに。其神の御身に成るものは。先^ツみな天へ上^ア給ひて。後に皇御孫命の御天降の時。副へ奉りて。此國へ降し玉ふこと。

日神を天へ舉奉りて。後に皇御孫命を天降し坐しめたまふ事。あなかしこ幽き故あることにこそ。と云れたるもさる言なりけり。

追加

大地海原之諸神

おのれ始めは。大地を天地とある本に因て。天地之神とは。天照大神。月讀尊。素戔鳴尊。海原之神とは。海神三柱を申せるものなり。と説しかと。さる本まことにありや詳ならねは。改めて本のまゝにてあるなり。さるにても大地海原之神の解詳ならず。また此大神等をみなから大地之神等とは申しかたきか如し。依て按るに。其始は二神此大地之主を生まんと。思ほしめし^ニ神等なるのみならず。高天原に上げ玉ひしも。此より後の事なれば。なほ其根元につきて。大地之神とも申すべきか。さらばなほ大地之神とは。三柱之珍御子を申し。海原之神とは海神とすへきか。さては此一書も第六一書。また古事記の傳と同じとすへし。猶ほ考へし。

日本書紀通釋卷之七

飯田武郷謹撰

瑞珠盟約章

於是素戔嗚尊請曰。吾今奉教。將就根國。故欲暫向高天原。與姉相見而後永退矣。伊弉諾尊勅許之。乃昇詣之於天也。

重胤云。此章首は。記に勝りて甚愛し。記には故於是速須佐之男命言。然者請天照大御神將罷乃參上天と有て。記にては私の御出立なるに。此にては御父大神の勅許を奉らせ玉へれば。公行なる者也。此は必如此くなくては叶はざる所なる事。上に已に條々述たるか如しと云り。○於是は。上の本書の末に。當遠適之根國一矣。遂逐之。とあるを承て云るなり。○請曰は。寶鏡開始章に。人雖多請とあるに同し。此は昇天の勅許を請奉らせ玉ふなり。○向は參出なり。記傳云。參は貴所へ向行を云。此は出る方を卑めて。趣。麻加流は貴所より退去るを云。故に去る所を尊み。趣方と反對なり。○姉は。記白檮原宮段に。神沼河耳命其兄神八井耳命をさして。那泥汝命と詔へることありて。記傳に。那泥は人を親み尊みて云稱也。萬葉四に己か女を名姉とよみ。九に妹名根とよみ。常にも男には兄。女に姉と云

へは。那泥は女に局るへきに似たれども。此に兄命を詔へれば。男にもわたる稱にて。伊呂泥も女に限る。寧天皇の御子に常根津日子伊呂泥命と申すあれは。是も男女にわたる稱なり。○武烈云。兄の訓はアニと云るに限る如くなれども。此も景行紀に兄名兄遠子と訓るを見れば。阿彌とも云るにこそ。さて思ふに。記下巻なる欽明段小兒比賣も。此紀に小姉君と書るに依れば。ヲア子ヒメ。泥は。天津日子根など。常多かる泥なりと云り。今世には姉字ア子とのみ訓り。名義は吾根か。○相見而後永退。相見をマミユと訓るは。俗に貴人の目通に出て。見知る事を目見と云状に同じ。マミユの目見にて。目永退は。終に往留り御在し坐へき根國に就て云なり。ヒタフルは一向なり。先に高天原の方には。暫向と宣へる其反なり。記に請三天照大御神一將罷云々。平田翁云。かく請し玉ふは。永く夜見國に罷給ふ故に。大御神に御暇請し玉はむとの事なり。御兄を敬ひ慕ひ給ふ理。信に然も有へく。有かたき御心にこそあり。○伊弉諾尊。本に脱たるを。今應永本に因て補ふ。さるは此紀の趣。始根國に逐ひ坐るは。父母二神と上章にあれども。此は必伊弉諾尊一柱の御計らひにてそ有ける。其は此文に次て。是後伊弉諾尊神功既畢云々と見えて。伊弉冊尊の御事を被記さるは。上章次生三火神軻遇突智一時。伊弉冊尊爲三軻遇突智一所焦而終とあるに。其神の結は其に委ねて。本書には伊弉諾尊一柱をのみ被舉たるなり。○勅許。海宮遊行章。弟許諾。安閑紀詔曰可矣。など訓れたる是なり。許とは其請奉らせ玉ふ所を許諾はせ玉へるなり。此は御父大神の然神逐はせ玉ひしかとも。素戔嗚尊の天上に參向ひて。日神に請して罷なんと申玉る事。信に其所謂有る事なるへし。其は中々に伊弉諾尊こそはしり給はぬ。産靈大神の幽深なる神量の御在坐て。許させ玉へりとなん伺奉られける。記には此勅許の事はなきを。

此紀の傳そ甚尊く有ける。借此許字は。上に請曰に照應へて。書れたる者にて。神功紀に請焉。皇太后則聽之。とあると同格也。凡て他より請ふ所を許容て。其擅に爲るをユルスと云事古言なり。

是後伊弉諾尊神功既畢。靈運當遷。是以構幽宮於淡路之洲。寂然長隱者矣。

是後は。口訣に素戔嗚尊昇詣於天之後也とあるか如し。借此より以下五十八字は。八洲起原章に亘りて。其結文なること既に云るか如し。○神功既畢。功は事にて。天神より授り奉らせ玉ひし御業なり。天神の御言のまに。國作り固め。宇宙の主たるへき珍御子を生玉ひ。其神々の御任をも竟し玉ひ。人草の蕃殖るへき道をも。立玉ひしなどを約めて云るなり。○靈運當遷は。何とも訓かたきを。暫く本の訓のうち。カミアガリマシナムトスとあるに據て。神功畢まして。今はと天上に報命し玉ふへき時運の來れる意に云るものと解へし。重胤云。カミアカリマシナムトスと訓るは。其は次に登天と有るに同じく。幽宮を淡路洲に據給ひて。其御靈を留ませ玉ひ。正身は天上に還上り御在坐す御事なり。紀中に崩字を神上ますと訓るは。此大神の御靈を留め。顯身なからにして神上り坐しとは別に。顯身は國土に留坐て。御靈の天上に神上らせ玉ふ事にして。謂ゆる死を云なれども。此事からの同じきか故に。言も亦一なる者也。然るは此大神の天降り坐し始は。世人の生るるか如く。又此に神上り坐すに至ては。世人の死る終の如くして。死生の理を究盡すこと。此一段にて至れりと云へし。と云れたるは然る説なり。舊説に靈運當遷者年運遷替也とあり。此は字に泥みたる説にて委しからず。通證に薛道衡老子碑。至道靈運。神。○幽宮は。本にカクレノミヤと訓れど。功自然。後漢書黃香傳。功滿當遷とあり。此等は文字の出所を徴せるまでなり。カミミヤと訓へくや。御靈を留る宮を。萬葉二に神宮爾裝奉而とあり。此は高市皇子坐て。顯身は奉奉れど。其神靈を留奉る宮を。裝奉と云事にて。

言義は此。此宮は。伊弉諾尊神功畢て。天に昇坐むとして。其御靈を長へに留め置給はむか料に。御自搆り坐て。其島に永く留宅給へる宮にて。現世人の目にこそは見え奉らね。今も幽には其宮の存する事申もさらなり。此は後に現世人の御靈を鎮め奉らむとして。造れる神社の事なりと云説は。幽宮とある名をもおもはず。幽顯の差別にも暗き説なり。記傳の説も違へり。甚く後の世ながら。國史に出たる淳和天皇天長九年五月。伊豆國賀茂郡伊古奈比咩神。又仁明天皇承和七年九月。同國上津島に坐。阿波神の御態。また清和天皇貞觀七年十二月に。甲斐國淺間大神の神宮を造り顯はして。暫時現世人に神異を示せ給ひ。即て幽冥に隱り坐るなど。みな幽宮なり。彼宮殿なきをも。現世に後まで發し玉へるさまに云る説などは。總て云に足らず。さて今大神の幽宮を搆りて長へに鎮坐る宮都なるか故に。後に社を造りて。其神靈を齋祭れる。其即式なる淡路國津名郡伊佐奈伎神社名神大是なり。三代實錄貞觀元年正月。授淡路國無位勳八等伊佐奈伎命一品とあり。當國人仲野安雄か淡路常盤草に。和名抄に。津名郡育波郷和名以久波とある。今も育波川育波浦育波村など云地名ともあり。津名郡の西海邊に。添たる郷なり。是郷に並ひて郡家郷あり。和名抄に津名郡郡家郷和名久宇希と見ゆ。是郷の多賀村に。神名式なる伊弉奈伎神社の社あり。神宅ともいふ。國君より造立したまひ。封田も若干ありと云り。此神社は。國の一宮にして。今郡家郷多賀村と云に御在坐り。國中紀五年記の處に。此神の御部等か鷹の血鼻を懸まして。祝に御託し坐ることあり。記云。故其伊弉那岐大神者。坐淡路之多賀也とあり。式大上郡多賀神社二坐と見ゆ。和名抄田可郷有り。今多賀大社と申す。舊事紀に伊弉諾尊亦坐淡路之多賀也とあり。淡路の多賀は。淡路の多賀より後に遷しまつれる社なりと國人は云り。されど多賀と云地名淡路の方ふるし。淡路のは大凡二百年ほど以前より云始めたる地名なると。寛文四年に幕府へ書出たる阿淡郡村帳に。淡路國津名郡多賀村と始て見えたりと小杉權平云りなほよくたつねへし。

○淡路之洲。永享本に之字なし○寂然長隱は。今まで顯身に御在坐て。神功を顯國に立させ玉ひけるに。大神の大御身は。日之少宮に神登らせ御在坐て。幽宮には唯其御靈を耳留めさせ玉へるか故に云なり。重胤云。長隱は其幽宮に長しなへに鎮坐て。再復世に顯身を現はし出玉ふ事なきを云なり。天孫降臨章。大已貴命の。今我當云々將隱去。言訖遂隱。其第二一書に吾將自此避去云々。而長隱者矣と有と。事状も語勢も共に相類たる事なれば。照し合せて。事の趣を曉り明らかむへくなん有ける。又其を神賀百丹許築宮御坐支とあり。此を以て長隱と。其宮に鎮り坐す御事なるをもさとりわかし。長隱は。記に至し今鎮坐也と云事の有に等しく。此長へは世とともにの義也と云り。

亦曰。伊弉諾尊功既至矣。德亦大矣。於是登天報命。仍留宅於日之少宮。少宮此云倭柯美野。

亦曰。此段を直指本等に分注に書せるは誤なり。かゝる亦曰の例。總て大字の例なり。本に従ふへし。重胤云。先には幽宮を構らせ玉ひて。長隱り坐御事を云終めたるを。此には其神登り坐す御行方の事を。記奉る其界に置るにこそあれ。更に異説の謂には非ず。口訣に已く。亦曰者始言遷化之地。次明下功與昇天之事也と云りとあり。○功既至は。上に神功既畢の事を。重複て懇到に申顯し奉るなり。故

此をもカムコトと訓へし。至は重胤云。萬葉十九に。由伎多良波之氏と云語有り。其と同言にて往足なり。天孫降臨章一書に。誠歎之至とある至是なり。世に至り深き。又は至らぬ人なと。其徳を論云ふ時の至是なるを。用語に云なり。口訣に功既至矣者。生善神成洲國備衆物也と云るは。今茲に云ふ至の義を盡せる者と云へし。と云れたり。○徳亦大。又云。此大神の御徳の。次々大に成らせ御在坐る。一事を以て申さは。古事記を見るに。其成坐し初には。唯伊邪那岐神とあり。御身滌段には。伊邪那岐大神とあり。其次には伊邪那岐大御神と有て。其末に至りては。打任せては唯大御神と耳申させ玉へるなり。此即徳の大に成らせ御在し坐るか故なりと云り。○於是とは。右の時を外さず。思ほし立玉へるなり。これ上の靈運當運と云るに當るべし。○登天は。八洲起元章に。降居其島云云。とあるに對へたるなり。○報命は。皇祖天神の詔命に。還答へ奉らせ給へるか故に報命とは云なり。○日之少宮は。日下字原本本永天上なる大宮なる事。仍字にて明らかなり。續後紀の歌に。天照國之日宮とある。日宮は天照大神の天上に坐ます大宮を申し。其に對へて。伊弉諾尊の坐宮を日之少宮とは白すなるへし。又日も唯何となき稱言か。少は端垣端之御金などいふ端に同じかるべし。さて此大神の鎮坐御社の。物に見えたるは。式大和國添下郡伊射奈岐神社。大月次葛下郡伊射奈岐神社。城上郡伊射奈岐神社。合せて同一國の中に三所おはし坐は。所由ありぬへき御事也。なほ國々にも數多坐ます中に。伊勢國度會郡伊佐奈岐宮二坐。伊佐奈彌命一坐。並大月次新嘗。見ゆ。大神宮式二柱御祖神を齋奉れる宮の。天下に甚尊きは。此宮に勝れるはあらざるそかし。○留宅は。皇

祖天神の御許に參到坐て報命し。訖て然後に。日之少宮を常宮として。留まり住せ玉ふを云ふ。

始素戔鳴尊昇天之時。溟渤以之鼓盪。山岳爲之鳴响。此則神性雄健使_ニ之然_一也。

始。重胤云。上に素戔鳴尊の御事を記されたるに。乃昇_ニ詣之於天_一也と書捨て。此以後に在つる伊弉諾尊の御事を外に記すへき所なきか故に。此間に云終めて。又端を改起して。上より承續く所なるか故に。其以前に立復りて始とは云るにて。前段に是後と有るに對へたる所なり。口訣にも始者伊弉諾尊上天以前也。と云るか如し。此文法多く有る事にて。寶劍出現章一書に。素戔鳴尊帥其子五十猛神。降_ニ到於新羅國_一と有て。其より緯_ニに他事を云終めて。初五十猛神云々と。經に承たると同格なる所なりと云り。○溟渤。又云和名抄に。和名於保岐宇三。見日本紀也とあり。古訓なり。名義抄にも然訓り。萬葉二十に。於保吉宇美能。美奈曾己布可久。と詠るなど考るに。唯に大海と云よりは。決めて甚しく大しき意なると所見たりと云り。○鼓盪。又云。登與牟は物の動き響く事なるか。登与呂久は。其動き響く音の有を云て。此の登与呂是にて。此にては。大海に高浪の立騒くを云なり。盪を多陀與布と云は。名義抄に。ウルウとも。ソ、クとも。オゴクとも。トラカスとも。ウカスとも訓たる。其オ

コクは動くを云なるへし。然れば溟渤以之鼓盪と云は。暴風を起し。奔潮を立て。溟渤を涌返る計に。蕩かし給へるを云なり。○山岳は。溟渤を云て。其に並へたるは。國土の皆を云事なれども。其國土の中にて。主と鳴响るは。山岳なるか故に。國土と云はずして。山岳とは云れども。意は記に國土皆震と有と。同じ所なる者也。此即後に謂ゆる地震などの狀して。山鳴り地動けるを云なり。同記にも。青山如枯山泣枯。河海者悉泣乾。と有か如く。稜威の一速く。健き大神に御在坐は。天に參上給へるにも。斯る甚しき御事の御在坐るにそ有ぬへき。と云り。○鳴响。國土の震動く音の。怒るか如く響き聞ゆるなり。和名抄。毛群。虎狼聲也。吼。牛鳴也。吠。犬聲也。訓皆保由とあり。○使之然也。此は素戔鳴尊の。たゞ天照大神に見え奉らむとて。赤心に昇給時なれば。故に怒り健ひ玉ふへきにあらねは。海山の鳴動しは。此神の雄健く坐しけるより。自然にして然ありしなりと。此時異心ありてにはあらぬ事を。注せる文なり。此は誠にさることなり。さるを忽ち次に。其神暴惡云々。さあるは如何なる事なり。此事次に云へし。

天照大神素知ヨリソシメセハ其神暴惡ノ至聞キコシメスニ來詣之狀カチテ乃勃然而驚キレシテ曰吾弟ウチノイモト之來ノ豈以善意乎ニモテセムヨキコトヲ謂當有奪國之志歟ヲフニニ

天照大神。山陰にも云れたる如く。上本文には。天照大神と申をは。一書云としなから。此より以下

みな。此御名を以記せるは。前後相違なり。○其神暴惡。次一書に。日神本知素戔鳴尊有武健陵物之意云々。如此ては。此神實に暴惡御心坐するか如く通ゆ。上の本書に安忍。また一書に好=優害=など同。されど。上にも已に辯へたる如く皆非なり。なほ考るに。上本書に勇悍。此に勇健と見えたるか如く。勝れて雄健く。勇める御性に坐す事は。本より論なし。彼大蛇を殺し玉ひし。ことなど思奉るへし。 偕しか雄健き神性坐からには。自然時に觸れては。御心の進ひに。荒かりし御態も必ありしは。此また然あるへき事共なり。彼勝佐備の御荒ひ。されど。故に奸みて。物を害心などの。まじしにはあらず。さるを此に暴惡。好=優害=など。といへるは。いとも疑しきに就て按ふに。此に必彼後に高天原にて。勝佐備の御荒ひに。種々の惡態し玉へるを。一時の御荒とは思奉らず。始よりさる御性に坐すと思へる方より。始へも廻らして。志か種々に記し傳たるものと見えたり。さるは。彼勝佐備の御荒はいとも可畏く。無頼き御態には坐せと。此はた彼勇悍なる神性の進に。不慮さる御事もありしにこそあれ。本來惡心ならは。誓約に勝驗を待給ふまでも非るをや。さるは此後高天原より。此國土に降坐ては。種々の御功績とも。勝れて大なるなどを料り奉ても思ふへし。暴惡殘害などに坐御性ならは。かくまで比類なき御功績を立給はましや。又始には暴惡き御心なりしかとも。解除の徳によりて。善神に成給ふなと思ふも非事也。被除は一時の御心御態を。直善きにかへすわさにこそあれ。元來の性質を。改矯すなといふへきにはあらず。さるを。吾心清々之とある處の注に。心法を以て沙汰せるなどは。總て流さるの論ひなり。 此等を考わたして。此神の始より惡からぬ神性なる事を。喻るへきなり。○狀とは。口訣

に來詣之狀者。山海鳴漂也。と有如くなり。○至聞。記には山川悉動。國土皆震。爾天照大御神聞驚而と有て。御直に聞食し驚かせ玉へる趣なるを。此は然らず。素戔嗚尊の神性雄健く御在し坐か爲に。殊更に荒ひなど爲給はもの。御心は坐されとも。其物騒かしきに恐れて其來詣る狀を。奏聞せる神の言を。此にて先聞食して。驚かせ玉へるなり。寶鏡開始章一書に。扇天扇國上詣于天。時天細女見之。而告言於日神。とあるを合せ曉るへし。○勃然。又云。本にサカリニと訓り。靈異記に勃然二合忽也。と有に依て。多知麻知爾と訓へくおほゆ。但勃然は。文選注に怒也。と有るに泥みて。纂疏などにも怒多也。と注させ玉へれとも然らず。此時は御疑の御心こそはおはし坐けれ。未御怒を發し玉ふ所に非れば。強く驚かせ玉ふを云なり。總て物の甚しきを盛と云。然れば此も。上章第六一書に。大驚之曰。とあるに。意は然耳異らさりける者なるをやと云り。○善意。一書に天照大神疑弟有惡心。また汝不有姦賊之心者云々。とあるに據るに。此の善意は。善惡の善の意なり。此をウルハシキ心と訓。友の文意をもお。善の義と見るなとは。前後もはは説なり。○歟。疑の御辭なり。明應本に此をアルラムカと訓るよろし。

夫父母既任諸子各有其境如何棄置當就之國而敢窺窺此處乎乃結髮爲髻縛裳爲袴

其境とは。大神月讀尊は高天原。素戔嗚尊は天下を治らせと。事依され玉ひて。其所知看す界限を。佐加比とは云なり。但し佐加比は。坂合と云事にて。國土にて。地界を定むる古法成へきを。然る事を以て。大神の宜ふへきに非ずなど云へけれと。此は後の詞を以て記すに難なし。然れば各有其國と云意に軽く見て有ぬへし。

○當就之國は。即顯國にて。天下を治らせと詔ひし其なり。根國なりと説は叶はず。根國に就りますことは。此時素戔嗚尊の。始て大神に申さむとて。高天原に昇り玉ひしなれば。大神はさること。未知しめさぬ程なるを。いかてかさは詔ふへき。

○敢は。口訣に敢は強也。と註せり。續紀の詔。また歌詞共にもあり。強なる意堪る意なり。名義抄に。アヘテ。エ。マカス。ス。ム。ヲカス。カシコマル。とも訓り。此にて其義を明らむへし。○窺窺は。竊に其間隙を窺ひねらふを云。萬葉には宇加渥良比ともあり。此處とは。高天原を詔ふなり。○結髮。記に解御髮とあり。第一一書に。設丈夫武備とあるか如く。大御身の萬事を丈夫の装に成させ玉へる躰なり。さて上代婦人の髮のさまは。縣居翁平田翁。また重胤か説ともあるを。今採總て大意を云むには。先甚幼少なる時。髮の毛垂て額に至る頃をめさしと云。古今

みゆ。名義抄に髻又髪をメサシと訓り。次に其より立延て。頸に至る程をうなむと云。萬葉集に見ゆ。和名抄に。髻髮和名字奈爲。又其を便に隨ひては。舉束ねて總角にも爲したり。萬葉十六にみゆ。和名抄。總角和名阿介萬岐。結髮。かくて其うなぬの頃は。髮を二に振別て垂たりけらし。萬葉伊勢物語。漸長く延行くに隨て。此をはなりとも小放ともいふ。萬葉にみゆ。同書に若冠女曰。放髮中。突。さて其より大人になるに及びて。始て其髮を結るを髮多久とも云。また髮あぐとも云。但其結るに二有り。髻髮の程に髮を結るは。頭上に結て總角の如く爲る事なるか。放髮の時は。已に舉て大人の如く。束ねて後に垂るなり。其差別の辨なく。ては言へからず。偕今思ふに。めさしは四五

歳より。七八歳の間なるへく。うなぬは八九歳より。十二三歳の間成へく。放髪は十三四歳より。二十歳位迄の其間なるへし。萬葉の歌。また右の若冠女云々の注などに據て考へ云るなり。されは上代の女の髪は。本を束ねて末を垂たるなり。狭衣に御髪は行方も知す。つや／＼と委り。見え。今もすへらかしと云有状にそ有るらし。と云り。此事をまつ心得おくへし。さて記傳云。解御髪とあるを。書紀に結髪とあり。解と結ると大違るに似たり。故猶考るに。まつ凡て女は。年長て髪あくるは。上代よりの様なるに。天武天皇十一年詔に。自今以後男女悉結髪とあるを思ふに。上代に結と云しは本を一に集め舉て結て。其末は後へ垂たりけむを。彼詔に結とあるは。頭上に結結て。髻と成を云なるへし。髻とは一に結ねたるを云なり。かの男の髻と二分に分けたる美豆良とは異なり。さて同十三年には。女年四十以上。髪之結不結任意とありて。又十五年詔に。婦女垂髪于背猶如故とあるは。又彼上代よりの風の如くせよとなり。故に此十五年の詔以後の萬葉の歌にも。髪あくる事を多よめるは。彼本を結ことにて。末は垂るなれば。彼詔に違ふことなし。武德云。此後慶雲二年十二月に又詔ありて。天武天皇十一年の御定に復し玉ひし。事。續紀に見えたり。此も遂に行はれざりし事は。中古の物語文などに灼然し。さて解とあるは。かの本を結たる處を解なり。神功皇后の解髪とあるも是なり。結とあるは。末の垂たるを舉てなり。かゝれば言は異れども。實は同事にて違へるにはあらず。と云れたるにて明けし。○爲髻。又云。髻は上代に男の御装にて。髪を左右へわけて。結結ねたる者也。中崇峻紀に。古俗年少兒年十五六間。東髪於額。十七八間分爲三角子。今亦然之。とある此角子。即美豆良なり。十七八間とあるは。後事なるへし。いと上代はすへて男は然せしこと。右に云るか如し。○重胤云。景行紀。二十七年遣日本武尊云々。時年十六。とあるを。記に當。此之時。其御髪結額とあるは。此に御年を云さるか故に。御髪を結結を以。御年を知らせたる者にして。右に十五六間東髪於額と云るに合るなり。然れども十五六間とあるは。幼稚き時より其間に至る迄と云事。又十七八間とあるも。壯年より老長に至る間と

云事にて。古俗年少兒は東髪於額と云まで。保れる耳なるを曉るへし。尤恭紀に。天皇自岐疑。至於總角云々。及壯と見えたる岐疑は髪にて。童形の御時を申し。總角は右の東髪於額の御時を申し。壯は男盛と訓て。廿歳以後の御事を申せるなり。髪にて年齢を定むる古法を知るに足れり。萬葉に角髪とあり。左右にあるか。角の如くなる故にかゝる稱は有なり。後世に髮頰と云はこの美豆良を詠れる言也と云り。さて名義。或説に組蔓なりと云り。釋述義に。美豆羅用組束髪也と見ゆ。されど。古組なと用ぬし物とも通えず。なほあるへし。重胤の説もあり。崇峻紀に引て云へし。さて今髻に爲給ふは。假に男貌と爲玉ふなり。○縛裳爲袴。本にミモと訓るは御裳也。萬葉廿にも美母とあり。重胤云。裳。和名抄に上曰裙下曰裳和名毛と有。太神宮式御裝束の中に。帛裳四腰。長五尺。著。縹色裏。云と見え。度會宮の御は。緋裳一腰云々。各長五尺。齊長五丈。腰長一丈三尺。吳錦裳一腰云々。各高三尺五寸。齊長二丈五尺。腰長七尺。などあり。猶諸別宮の御には。錦裳云々などあり。右等は古に天皇朝廷にて。貴人の用させ玉へる御裝束の如く調へて。進らせ玉へるなり。右の如くに長は五尺許なれども。腰長は一丈三尺も有れば。二重にも腰を廻るへく製れりけらし。猶麻にて製れるを麻裳と云ひ。稱ては玉裳とも云り。縛は引纏はし給ふ義なり。御裳の裾は一口なりければ。引絞りて二口に成し玉ひ。御袴に取成して御させ玉ふなり。此縛字景行紀にユハヘテ。神功紀にユハヒツナと訓て。俗にも物を結はると云に同じ。爲袴は御裳を引絞りて。直に御袴に取成させ玉へるなりと云り。さてかく髪を結て髻と爲給ふより。發稜威之噴讓といふまで。種々の御態とも。みな假に丈夫の御裝束を爲して。雄々しき相をあらはし給へる事。神功紀なる皇后の新羅國を伐玉へる時の御事とも。御心はへは同じ。引合すへし。但し玉を纏は。此は尊く嚴なる御貌を。示し給はむ料なるへしと。先達の説の如し。

便以^テ八坂瓊之五百箇御統^ニ。御統^ニ此云^ニ美須磨屋^ニ。纏^ニ其鬢髮及腕^ニ。又背負^ニ千箭之鞞^ニ。千箭^ニ此云^ニ與^ニ五百箭之鞞^ニ。臂著^ニ稜威之高鞞^ニ。稜威^ニ此知能梨^ニ。

八坂瓊之五百箇御統。八坂は借字にて八尺の意なり。記には即八尺とあり。さて其尺は一丈を十に割て。幾尺と云尺也。此を佐加と云は割く義なり。上古は度量ともに。幾佐加と數へたりとおほし。量に佐加を。用おしは。射字を古くサカと訓めり。後には坂字をも當たり。邂逅に。字音と訓を同じく爲るなり。既く稜威にも坂尺也。倭訓同とあり。偕此八は大數を云る八にて。高橋氏文に八尺白蛤。常陸風土記に。鰻魚大如八尺とある。八尺に同じ。通證に謂貫玉之糸長八尺とあるか如く。五百箇と多き數々の玉を貫き並れたる緒の。凡ての長なり。五百箇の箇は。一二の都也。さて重胤云。玉を瓊と云るは。釋紀私記に。古者謂レ玉。或爲レ努。或爲レ貳とあり。されとも玉名と定め居て云時は。八尺瓊。又記の美須麻流運などの如く。貳と云へく。他事に係れるには轉して努と云て。體用を分ち。輕重を定むる格と通えたり。斯れば瓊は貳と云なん其本語には有けると云り。さて古事記には。八尺勾璉之五百津之美須麻流之珠とあり。勾璉は曲れるを名に負る也。其は仲哀天皇八年の處に。筑紫伊都縣主祖五十迹手云々因以奏言。臣敢所^ニ以獻^ニ是物^ニ者。天皇如^ニ八尺瓊之勾^ニ。以曲妙御字^ニ。云々とあり。御統は釋紀問。御統何物哉。答。是^ニ聯^ニ綴^ニ美玉^ニ而爲也。其玉穿^ニ穴^ニ綴集^ニ所^ニ成也。以之嬰^ニ繫^ニ其頸^ニ。以爲^ニ美^ニ飾^ニ。故古事記曰。美須萬流之珠也。古歌曰。阿奈太萬波也美。是則穴玉耳。言^ニ其玉有^ニ穿^ニ穴^ニ連集^ニ也云々。統者總也。言^ニ聯^ニ綴^ニ五百箇之玉^ニ。以總^ニ纏^ニ其

頸^ニ之義也。神代之風以^ニ玉爲^ニ身^ニ飾^ニ。延喜太神宮式。御裝束内。頸玉手玉足玉等有^ニ之。蓋神世之因縁也。とあり。なほ記傳に須麻流は須夫流と語通へり。萬葉十に。水良玉五百都集乎解毛不見。十八に。集と云るも即統の意なりとあり。なほ曲玉の事は。第二一書瑞八坂瓊之曲玉の下に云。○鬢。記には。左右御美豆羅云々とあり。第三一書にも左鬢右鬢と並へ云り。此には然る委しき事は見えされとも。此下に乞^ニ取^ニ天照大神鬢及腕所^ニ纏^ニ八坂瓊之五百箇御統^ニと有れば。此も同じ狀なる事申すも更なれば。此は美々豆良と訓へきなり。然れば秘訓の讀の如く。ミイナタキとは讀へからず。又述義に。和名抄に。鬢和名毛止ヲ利と有を引て然訓れとも。文の上下に相應ひても聞えされは。然は訓み難し。字彙に鬢結と髪也と有て。鬢の本を結ねぬる。其をモトハリと云。と云り。○鬢鬢二字。本にミイナタキと訓れと。なほこゝは前文に據て二項に訓へし。鬢の事。既に出。上章第六一書。○腕は。手節なり。俗にうでくびといふあたりを云。されと此は唯手なり。折つれば手ふさにけかるなど云に同じ。記に左右御手とあり。○纏。本にマツヒと訓れと。私記に萬加須と訓めるよろし。記に纏持とあり。持はたゞ佩玉ふを云なり。記傳云。古は男女共に玉を緒に連貫て頭にも手足にも衣にも凡て飾りしこと云も更なりとあり。○背負云々。記云。曾毘良運者。負^ニ千^ニ入^ニ之鞞^ニ。比良運者。附^ニ五百^ニ入^ニ之鞞^ニとあり。○曾毘良は脊腹なり。比良は傍腹なり。今もヒハラと云。たゞの腹にはあらず。此は御脊にも。傍腹にも。鞞を佩坐る由なり。千箭は。和名抄。篔簹竹名也。和名乃。大神宮式。神寶料篔二千二百五十株とみゆ。かゝれば千篔入の意なりと記傳に云り。重胤云。能は元來竹名には有れとも。箭に作たるを然云は。夜と云は。其鐵を主。鞞は本に鞞に作る。古書には。としたる名にて。其東ねなど又盛りなど爲るには。篔簹竹名を以。能とも云る也けり。鞞は多く。其字を用おたり。倭名抄

釋名云。歩人所^レ帶曰^レ鞞。和名由岐。と見え。字書に盛箭室とあり。推古紀。初記に。天石鞞。孝德紀に
 金鞞見えたり。大神宮式神寶中に。姫鞞二十四枚。箭四百八十隻。蒲鞞二十枚。箭一千隻。革鞞二十四枚。
 箭七百六十八隻とありて。其製詳に見えたり。字鏡には。鞞也奈久比とあり。和名抄には。別に鞞を奈久比と注り。さて鞞を作るを編と云しに
 や。貞觀儀式延喜式同に。鞞者鞞編氏造^レ之と見え。姓氏錄に鞞編首と云姓もあり。名義矢筒か。千箭五百
 箭は凡の數を云る迄にて。必しも千五百にかゝはるへからず。負とは主と負なり。記に附と云るは。さて
 鞞を負と云事。萬葉歌に數多見え。和名抄に。近衛府兵衛府衛門府を。由介比乃豆加佐とあるは。鞞
 負と書て。由伎於比を約めたる稱なり。以上記傳採要。但し鞞は弓箭なり。弓に屬するもの さて平田翁云。保
 元物語新院左府御没落條に。抑爲朝此軍に。二十四差たる矢二腰。十八差たる矢三腰。十六差たる矢三腰負ける
 か。義朝か兎の星を射削りたる。大庭か膝節射切たる。二筋の矢ならては。あだ矢は無りける。
參考保元物語に引く。杉とある。爲朝か矢庭の行ひなど。長くも思合せて。男建し給ふ御勢氣の貌を。思奉
 原本にかく見えたり。云れたるはさる言なり。○臂着云々。臂は手々向なるへし。松下見林説に。臂骨並處爲腕
 掌際の所は掌を合すれば。其は股を向股とも云か如し稜威は。漢書注に神靈 續紀の宣命に一速比とある伊知と
 共に此も向ふなりと云り。勢のするとく烈しき意なり。高柄は記傳に鳴音の高きと云れつれと守部云。健柄なり。其所以は。稜威と云語
 は事にのみ云て。物にいへる例なしと云り。さも有へし。稜威之雄詰。稜威之雄別。鞞は。大神宮式神寶中に。
 柄二十四枚。以鹿皮縫之。胡粉塗。以墨畫之。納楡麻筋二合。徑一尺六寸五分。深一尺。とありて。大方のさまは

知られたり。大神宮儀式帳に。五十鈴の宮地のことを。弓矢鞞音不聞國と見え。萬葉一に。丈夫之。
 鞞乃音爲奈利オトスナリとよめり。さて記傳に。師云。鞞は射る左臂に着る物にして。形は吉部秘訓抄にも見
 え。着たる様は古書にみゆと云り。猶此物の事。谷川氏書紀注にも委云り。さて此は何の料に着る物そと云に。古歌などにも。
 鞞にみな音を云るを思へは。此物に弓絃の觸て鳴る音を。高からしめむ爲なり。音を以威すこと。
 かの鳴鏑なども同じ。と云れたれと。然のみならず。旨と弦の勢力イキホヒを助け。矢の飛ぶ事速く。遠きに
 及ら合る料なる具なるか上に。また和名抄に。鞞在^レ臂避^レ絃具也。和名止毛。楊氏漢語抄。日本紀等用
 鞞字。俗亦用^レ之。本文未^レ詳。記傳云。鞞字を止毛と爲るはあたらず。とあるに依は。絃を避る料にも爲しものなり。記傳に此説
 れつれと。却りて非なり。古の弓射る状かけるものを見るに。今世とは。信友か射實私論に。古の木弓にては。弓の力。
 かはりて。弓絃を避る具。必ありしと思はるる也。事永ければいはず。底にぶく強く。表絃緩くしく。射放つ矢の勢銳からず。遠に及かたきを。鞞を着くればこよなく。勢
 の強くなれるよしなど委く云れたり。字書鞞也。射用鞞。左臂。以利。技者也。とある。なほ本書に云るを見よ。さ
 て又記傳十八に。其工人を鞞張と云り。備後國世羅郡に。然郷名も見えたり。と云るに就て。重胤云。
 式近江國高島郡鞞結神社。和名抄郷名に。鞞結由比とある是也。然らば鞞張は。革を製る工人を云ひ。
 鞞結は組を以て縫ふ伎者テヒトを云るにこそと云り。著を記に取佩とあり。共に波久と訓へきなり。其は第
 一一書。著^二稜威高鞞^一。又天孫降臨章第四一書なるも。皆波久と訓み。應神紀。皇太后爲^二雄裝^一負^レ鞞と
 ある。負字をもまかよめり。記傳に。トリオバンナと訓れたれど。宜からず。佩字記に。重胤云。鞞は丸く縫て。

臂を指入る物なれば。沓を履く。草鞋を著くの波久是なり。太刀を佩と云も。同じかるへし。太刀は帯に指す物に
て有れば。然れば云れぬか如しと雖。帯に在れ。何處に在
れ。其指すへき所に履く意にて。其も亦同しからむとる所
思ゆる。然れば波久と云は。穴の如き所に物を指入る名也。と云り。

振起弓繡。和名抄に繡。和名由美波敷とあり。神武紀に。皇弓引ともあり。重胤云。古箭用集に。繡。字其波受。
繡。字其波受。名義
弓端なるへし。記には弓腹とある。萬葉十三にも。梓弓張の義にて。弦を張初る處を云。萬葉三に。丈夫
之弓上振起云々。弓上と書る其意なり。繡引も弓梢末也とありて。其梢末はうらの處なれば。弓上と
書ると意は一なり。これは。この弓繡を。
ユハラと訓ても違はず。振起は。記に振立とあり。萬葉十九に梓弓須惠布理於行之。
○急握云々。劍柄。上の一書に劍頭とある同事なり。此は釋紀に。劍柄訓多加比。其義如何。案風土
記。日向國宮崎郡高日村。昔者自天降神。以御劍柄。置於此地。因曰。劍柄村。後人改曰。高日村也云
々。神世之昔。以劍之柄。稱多加比。以之可知也。とあるによるへし。萬葉にも。燒太刀乃
添たるは。緊と同一字書也。緊く握むよしなり。○蹈堅庭云々。堅庭は。纂疏に厚地とあり。記傳云。
たゞ堅き地を云ふ。其場と云とまに。場を變と訓むも。爾波の傳れる言なり。大庭を意
富婆と云り。されは今この庭も。俗言に其場所と云に同じきなり。とあり。股は記に向股とあ

り。記傳云。和名抄股毛々。私記に向股猶兩股也。兩股是正相向。故云。向股。耳とあり。式祝詞に。手肱
爾水沫垂向股爾泥畫寄氏とみゆ。字鏡に。蹲脛腹也。古牟良。又牟加波支。拾遺集物名にも。行儀を隠して。向股
人のむかひすねと
云事を誦るにや。とあり。さて堅庭は。庭地の堅き處は。踏めとも凹まぬものなるを。此は猛き御勢を示
させ玉ふとして。此云々の事に。及はせ玉ふなり。御足を堅地に踏入て。二股まで踏陷坐るは。甚も
御力剛く。健く坐さまなり。例に引は。いとも長けれど。扶桑略記に。元興寺道場法師のこを。童子年十有餘。甚有臂力。能舉
方八尺石。投之數丈。及投其石。作力足。連入地三四寸許。童子師事元興寺僧。と云事あり。
踏を。記に踏那豆美とあるも。踏没坐るを云こと此に同じ。○若沫雪云々。重胤云。此は萬葉に。水
沫なす微命もとある如く。堅庭を踏貫き玉ひて。御向股を陷入て。蹴散かし給へは。堅き岩石など
の。摧散る事の脆かりし事を沫雪に譬へたるものなり。若て沫と云義は。和名抄に沫雪。日本紀云。
沫雪阿和
由岐其弱如水沫とあり。此は私記に。沫雪是雪之脆弱者也。其弱如水沫。故云沫雪。と
有を云る者なるか。此にて明らけし。然れば雪を白雪と云は。色を以云ひ。眞雪と云は。沫雪の反を云
に近くして。容易く難解き狀なるを。沫雪としも云は。若やるの發語とも。爲せる程の事なれば。實
に脆く速無き由にて。上に堅庭と云に對へて。沫雪と云て。片方は極めて剛く。片方は極めて微き事
を。相戦はせたる文になむ有ける。斯る例古語に多在りと云り。さて記傳云。祢を久惠と云る例は。
垂仁紀人名に。當麻蹶速と云あり。重胤云。蹶散は名義抄に。ケルと訓るを以。合考るに。ケウ。ケウ。と。和行には活
ちかすして。ケエリ。ケエリ。ケル。ケレ。と。眞行の四段活と云。轉
して。用く言なりけり。然るも。皇極三年紀。打龜をケユマリと訓み。又傍ケエリとも訓たる。何れも片假名なれば。エトユと似
たるより。混ひたらむとおほしきを。和名抄。蹶蹶以足蹶踏也。世間云末利古由と見え。其より以前。出來れる名義抄も。蹶

にフム。又ケルとあるは。本よりして。タユともコユともあるは。其頃已久惠を夜行し活らかする事も有しなり。然れども其は雅言ならざる故也。和名抄にも世間云とは云るにて。當時の俗語なれば。右の打違も。正しくはマリクエとなん讀へかりける。記傳七卷も。此事心着れて。其辭有れども言足ら散は字の意なり。新撰字鏡に。雲波良介志。又知留。漢籍尙書禹に。されば。今右の如く説を成せる也と云り。散は字の意なり。新撰字鏡に。雲波良介志。又知留。漢籍尙書禹に。厥土壤。萬葉二十に。あまをふね波良々にうきて。これら物は別なれと。言意は皆同し。凡て波良ヤヤ。云言も。みな同言なるへし。○武都云。萬葉十六。天雲を。と云り。○雄詰は。身を奮發して。雄々しく健ひ給ふ状なり。詰を本に詰に作るは誤なり。今一板本に依て改む。記云。伊都之男建踏建而。○噴讓。纂疏に噴大呼聲。又爭言貌。謂責讓其罪狀とあり。是にて上來り給ふ御心を責問給ふなり。發と有を以見るに。大音を擧て阿り噴ませ給ふ由と聞ゆ。萬葉十四に福奈敷古由惠爾。波伴爾許呂波要。また奈我波伴爾己良例安波由久。許呂波要は所噴讓なり。己良例も同じ東言なるへし。或説。雲と云も意同しと云へり。○徑は。重胤云。御直に御言を係させ玉へるを。申せるなり。記に。伊都之男建。踏建而待問。何故上來。と有か如く。踏建を爲玉ひ乍。其神の參來坐すを待着て。直に御糺しを物爲させ給ふか故に。徑とは云る者なり。○詰問。詰を詰に作る本は誤なり。纂疏本永和本明應本共に據て改む。詰は字鏡に信鞠。止比奈世留とよめり。何と咎むる詞なるへし。靈異記に諸見を。諸は詰の誤なるへし。トヒナシルとよめり。なほ名義抄に。詰をナジル。又イサム。又セム。又トガ。又カコフ。又トフ。又ツグ。なども訓るに。責る意。咎むる意ある言なり。

素戔鳴尊對曰。吾元無黑心。但父母已有嚴勅。將永就乎根國。

如不與姉相見。吾何能敢去。是以跋涉雲霧。遠自來參。不意阿姉翻起嚴顏。于時天照大神復問曰。若然者。將何以明爾之赤心。對曰。請與姉共誓。夫誓約之中。誓約之中。此云。必當生子。如吾所生。是女者。則可以爲有濁心。若是男者。則可以爲有清心。

父母已有嚴勅。嚴イツクシキと訓り。重胤云。嚴重なる義なり。濁りて清淨なる事に云伊豆とは異なり。此伊都は。稜威に同じ義也。物を愛傳つく状なるを。伊都久志牟と云るも異なり。然れば嚴勅は。畏命と云に同じかるへし。古語拾遺にも。皇天之嚴命とありて。其訓も同じ。萬葉五に。皇神のいつくしき國とあるも。神の御守の嚴重なる由也。靈異記に。儼然をよみ。中古の物語書などに。いつくし。又いつかしと有など。何れも嚴重の義に注せり。説文。嚴教命急也。云り。其義を所用たり。と云り。さて記には。唯大御神之命以云々。神夜良比夜良比賜故云々。參上耳とあり。御父大神一柱の勅とせり。此にも應永本纂疏本には母字無し。されど此紀は始より父母二神と爲たる傳なれば。无きは中々に。さかしらに削たるなるへし。○跋涉雲霧。平田翁云。此に就て。神等の天上と此國と。往來し給へる趣を熟考ふるに。天上より國土に降給ふには。天浮橋に乗りて降坐し。國土より天上に昇給ふには。雲に乗り給へる事と所思たり。其は伊邪那岐伊邪那美命御天降の時。邇々藝命御天降の時も。天浮橋に發せるは更にも云はず。

櫛玉饒速日命の天降の時も。天磐船に乗して。所々を巡見る事あり。斯て天上に昇給ふ時に。雲に乗
 せる事は。此なるは更にも言す。經津主命の天上に昇給へるも。乘_二白雲_一而_三常陸_二土記_一。天忍雲根命の天
 津水を取に昇り給ふ時も。天之浮雲仁乘氏。中臣書詞。大同本記。と有て。凡て神等の昇る處に。浮橋に乗てと云
 事一處も有事なしと云れたる。これには。深き旨あることなるへけれど。未だ思得ず。なほよく考へ
 し。○請。許比禰賀波久婆と訓へし。希望。庶幾。尙。冀慕。覬覦。などの字をよみて。語の初に置て
 物を誂ふる義なり。○誓を。宇氣誓と云言の意は。未詳ならねど。其義は事ある時に其禱る所の神に
 誓ひて。其信驗を得む事を乞禱申して。言を立。其信驗に因て。吉凶を定め。是非を正し。眞偽を判
 ち。成否を試し。勝負を占ひ。當否を徴しなとする。其事を宇氣誓とは云なり。故古書ともに見え
 るを一ツ二ツ引ていはく。神代に木華開耶姫の無戸室にての誓は。其御子の火中に害はるると。害は
 れざるを以。皇孫の疑御る當否を定め。大山祇神の二女を相竝へて。皇孫に奉出し。御心の誓は。皇孫
 の使ひ給ふと。否るとを以。將來の御壽の長きと長からざるとの吉凶を定め。神武紀なる椎根津彦の
 祈は。天皇の仰玉へる事を誓と成して。基業の成否を試し。天皇の御祈は。以_二八十平_一無_二水造_一館_二云々_一。此
 に同し。此等の状は。御占によく似たりと雖。猶大に異なる處あり。又記垂仁段なる。曙立王の誓は。
 樹に棲る鷺を。或は死し又活し。熊白橋を或は枯し。又令_レ生て。出雲神宮の神驗の有無を試し。景行
 紀なる。天皇柏峽大野にての御祈は。石を踏上給ひて。賊を討給ふ事の成否を知り。神功紀なる。皇

後の鈎を投て祈玉へるも。財國を求むと爲玉ふ成否を知り。廣坂忍熊王の祈禱は。良獸を得と不得と
 に依て。軍の勝敗を占ひしか。誓に負て滅ひたりき。應神紀なる武内宿禰兄弟の探湯も。誓とは云ね
 ども。此亦神に誓て。眞偽を判つ處は猶宇氣誓なり。此等中に其尤_キけきものを搥出たる也。さて右の
 誓の類。もとより信驗あらむ事を神に祈りて。其吉凶を定め。成否を試すの本義なるより。轉りて
 はたゞに。神の信驗を得む事のみを祈る意ともなれるは。神武天皇天神の御訓を請給ひて。自祈而
 寢坐る云々の御事。又龍田風神祭詞に。作_二物乎不_一成_二傷_一神等波。我御心曾止。悟奉禮止宇氣比賜支。
 とあるなどは。其御悟あらん事を願ふのみにて。聊異なり。此差別を思ふべし。又わか心の信なるよしを神祇に
 質して。言を立る方にては。知迦比の意ある故。誓字を書り。誓は約信也。また相。要以_レ言也。などあり。されど。知迦比には
 其信驗を得る義なし。是其異なる處也。倍立かへりて。此の御誓の義をとくへし。此は今生玉はむ御
 子の男女に因て。大神の御方にては。素戔鳴尊を疑ひ思ほしめず。御心の當否を試し給ひ。素戔鳴尊
 の御方にては。赤心か黒心かの眞偽を判ちて。大神に令_レ見奉らむと爲玉ふ。御宇氣誓の御態なりか
 し。かくて按ふに。宇氣誓と云は。神の命を祈請るより。出たる言ならんか。其請る事を即て其事の
 名と爲て。ウケヒと云ひ。ウケフと活用したるは。トを活用して。ウラフ。ウラへと云か如くなるへ
 し。平田翁は。ウケヒの本は。人の疑念を然る事はなしと堅固く請て。我心の信を證する事とし。重胤は請_二買_一の義にて。我身に請
 買ひ。又他に請買はせる意なりと云り。信友は事ある時。まかまかと眞心よ決めて。其を違へしと。堅むるを云言なり。と云る。
 共よ叶ひかたき
 説等なるへし。

於是天照大神乃索取素戔嗚尊十握劍。打折爲二段。濯於天真名井。然咀嚼。而吹棄氣噴之狹霧。所生神號曰田心姬。

田心姬

索取。記には乞度とあり同じ事なり。記傳云。度とは今は人よやるをのみ云へ。古は此方へ取をも云し也と云へれど。 重胤云。此は授ると受ると。一に合せたる言にて。乞は天照大神のなり。度は素戔嗚尊のなり。斯れは此の如く受取給ふ一向に就て。索取と云とは同じからざるへしと。云るは然るへし。索字名義抄云。モトム。又コフ。又トルなど訓り。 ○爲二段。三段に折玉へる故に。三柱神生坐るなり。○天真名井。記傳云。一書に天淳名井ともあるを合せて思ふに。眞淳名井を約めたる名にて。眞は美稱。淳は凡て水の湛へたる所を云。名は之なり。されは此はたゞ井を美て云る稱にて。一の井の名には非ず。故掘天真名井三處ともあるそかし。又此井は即安河瀬の中にて。井と云へき處を指て云るにて。別に尋常云井ありしには非ず。紀に此井を云る傳は河を云す。河を云る傳は。此井を云はざるも。此故也。 始に中置天安河と云置て。武部云。此は記文也。第三一書も隔天安河とあり。 今此に如此言は。別に非る事明けし。凡て古は泉にまれ。川にまれ。用る水に汲處を井と云りとあり。○濯は。記に振滌とあるに依て訓來れり。天安河の内にて。天真名井と云つへき水の淀みにて。振滌させ玉へるなり。かくて浮寄。第二一書 又濯浮。第三一書 とあるは。水上に浮へて振動かし。取寄給へるにて。衣などを洗濯か如く。物爲させ御在し坐しなり。劍にまれ

玉にまれ。水上に浮ふましき物を浮へ玉ひ。又其二共に嚼も碎けも爲ましき物なるを。咀嚼せ御在坐しなど。奇異なる御所爲共多在るは。尋常にて成らざることを。かく爲給ふか則。上に云る御宇氣譬の本義なり。○結然咀嚼。眞嚼に嚼てなり。左の眞に通ふ例は。狹霧の眞霧なるか如し。 釋述義に。結然齧堅之聲也。咀嚼嚼也と見え。名義抄に。結齧骨聲とも注せる如く。俗に加理々々と結むを云也。第二一書に。瓊をも劍をも嚼断とある如く。嚼碎かせさせ給へりし音の。高く響き聞えわたりけんさまを形容せるなり。さてかく劍を嚼み。玉を嚼。また互に物を易て物する事も。古の誓約の一のさまなるへし。されはこそ。素戔嗚尊の誓約之中當生し子とのみ詔ひて。云々して生むとは詔はさりけれ。○吹棄。棄るをウツルと訓は古言なり。記八千矛神御歌に。脱棄を奴伎字豆とよみ給ひ。萬葉五に。宇既具都遠。奴伎都流其等久とあるも。穿者を知脱案なり。 宇都流の宇を畧ける也。○氣噴之狹霧。伊浮岐は息吹なり。上の一書に。我所生之國。唯有三朝霧。而薰滿哉。乃吹撥之氣云々。とある如く。劍を嚼碎きて。吹撥ひ坐る息吹の霧に因て。三柱の神所生なり。さて記傳に。息を霧と云る例は。萬葉五。大野山紀利多知和多流。我嗟く於伎蘇の風に霧立わたる。於伎は息也。 十五。君か行。海へのやとに奇里多々婆。あか立嗟く伊伎と知ませ。雄略紀に。呼吸氣息似於朝霧。なともありと云り。○田心姫。一書に田霧姫命とあり。紀と許通 記に多紀理毗賣命。亦御名奥津島比賣命とあり。記傳の説もあれと。重胤説に。此は皇大神の奮稜威之雄詰。發稜威之噴讓とある如く。丈夫の武備を設させ御在坐し。大御心の進み極れる時に。誓給ひて成坐る神等に

御在坐せは。女神にこそは御在坐けれ。御心の進りかに。雄健く御在坐る謂なるへし。大同本記に。此三女神を合せて。須勢理姫命と有を思ふに。田心は健心ケンシンなるへしと云り。記傳説は次云。

次湍津姫。次市杵島姫。凡三女矣。

湍津姫。記に多岐都比賣命と作り。記傳云。名義田心姫と合せて思ふに。多紀理も。多岐都も。河の早瀬の状を云言なれば。安河によれる御名にやとあり。されと重胤の説に因ていはく。舊事紀に高津姫神とも有れば。多岐都とも。多迦都とも云事なるか。共に健都の義にて。其都も稜威の都。知波夜大流。又知和伎なに等しく。勢の烈しき意なり。多岐の岐は濁音なれと。記の清濁も強て拘り難ければ。なほ清音によむへし。高津姫の御名もあればなり。○市杵島姫。記云。次市杵島上比賣命。亦名謂狹依毘賣命。名義。市杵は嚴重イソケンにて。是も大神の武備の嚴重なるに因れるなり。上ノ嚴勅とある。是ノ同シ。島は。宗像の島に御在坐す姫神と申す義なり。さて記の狹依比賣命と申す御名は。亦名とあれば。此時の御名よはあらて。後ノ稱へしよもあるへし。記傳ノ狹依は眞宜なりと説れたるも。前後の二柱の例ノ似ざるを思へし。されと記傳の説に依て。二神の御名を河の早瀬のさまに見は。此御名も瀬寄にて。第二書一。浮寄。於天眞名井。と云事あり。重胤云。記に市杵島とある下に。上れば。此時の御名ともすへし。萬葉も。妹か當の瀬こそ寄らぬ。と云歌あり。重胤云。記に市杵島とある下に。上字を書るは。島字を上聲に訓へき事を注されたるなり。其に所以あるへし。其は島字平聲に呼時は。神名式に。安藝國佐伯郡伊都伎島神社。名神とある。其と同一神なれとも。其社と混ふか故に。唱分てるなりけり。安藝の伊都伎島神社は。後に三女神を宗像より勧請れる社なり。但市杵島姫命を主として。記に祭る事は。其社號を以知へし。と

云れたるは。然る言なり。さて右の三女神の傳。田心姫。湍津姫。市杵島姫とある。田心姫は。記の多紀利毘賣命。市杵島姫は。狹依毘賣なれば。此と同一傳なれとも。湍津姫と市杵島姫と序次違へり。記の序次は。多紀理比賣命。市杵島比賣命。多岐都比賣命とあればなり。又第一書には。瀧津島姫。田心姫と有れと。瀧津島姫と申は。田心姫の胸形。瀧津島に。祭られ給ふ故に申す御名なるを。瀧津島田心姫二神として。狹依毘賣を脱せり。又第二書には。市杵島姫命。是居于遠瀧オキツミヤ者也。田心姫命。是居中瀧ナカツミヤ者也。湍津姫命。是居于海濱ウミナベ者也とある。此は市杵島姫命田心姫命と。居所違へり。又第三書には。瀧津島姫と云は。田霧姫命なるを。二神として。田霧姫命を最後に生坐るとせるは誤なり。又市杵島姫命と云は。狹依毘賣の亦名なるを。瀧津島姫命の亦名と爲るなど。皆違へり。さては記の序次とは。何れ正しからむ。今定めかたきか如くなれと。此本書の序次と。神祇本紀の傳と。地神本紀の首の傳と。瀧津島姫命亦名田心姫。亦曰田霧姫。次瀧津島姫命。次市杵島姫命。貝原氏の和爾雅に云所。宗像郡所祭之神三坐。瀧津島姫命。又名田心姫。鎮坐于瀧島。此島距陸五十餘里。而鎮坐于大島。第三市杵島姫命。鎮坐于田島。と相合へれば。多きに就て奥津宮は田心姫命。中津宮は湍津姫命。邊津宮は市杵島姫命と姑定むへし。されど。舊事紀も同卷の中よ。また異傳をも出せれば。たしかかよまか定められ。たるものとも見えず。左右に。此三女神の御傳は。昔よりさたかならざりしなり。重胤云。此三女神はしも。右の如く。別々に成出させおはし坐つれとも。如何にしてか。御體を合せ給ひて。一神に御在坐りと。思ふよしなん有ける。其は三代實錄。貞觀元年二月。筑前國從二位勳八等田心姫神。湍津姫神。市杵島姫神。並授正二位。太政大臣東京一條第從二位勳八等田心姫神。湍津姫神。市杵島姫神。並授

正二位。此六社居雖異。實是同神也。と見えたる。此は兩社に所祭を。同神と云には非ず。三神宛祭り別て。六神とは爲る物の。實は是同一神也と。云事なるへしと。云れたるか如く。後に此三女神。大國主神の御妻となり玉ひし處には。御體を合せて。須勢理姬命と申し。また御子等を生玉へるに付ては。御身を分けてまじふなど。此事記。様々に申傳たるも。其本は此に見えたるか如く。三處に別々に成出させ玉へれども。後にはさるへき由ありて。御體を合せても坐々しなるへし。

既而素戔嗚尊。索取天照大神。髻髮及腕所纏八坂瓊之五百箇御統。濯於天真名井。豁然咀嚼而吹棄氣噴之狹霧所生神號曰。正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊。

索取。索本に乞に作れり。今永享本に依て改む。○正哉吾勝々速日天忍穗耳尊。正哉。記に正勝と作り。上に正勝此云麻沙柯と云る訓注もあるに證して。麻沙柯と訓へし。記傳云。言意は正しき哉と云むか如し。吾勝は。記に自我勝云而とある意なり。一書に稱之曰正哉吾勝。故因名之曰云云とも見ゆ。勝速日は。記に於勝佐備云々。とあると同意にて。速は疾く烈く猛き意。日は夫流とも活て。其狀を云辭にて。速日は。即知波夜夫流の。波夜夫流と同意也と云り。忍穗耳は。重胤云。又大耳尊

とも申せれば。忍は大也。忍穗は大穗也。大耳の大は。大穗を約めたるにて。其義相等しき也。若て大穗は。瑞穂と云むか如し。其は天孫降臨章に。天照大神手持寶鏡。授天忍穗耳尊而祝之曰云々。又勅曰。以吾高天原所御齋庭之穗亦當御於吾兒とある。此時の稻穂を以。稱奉れる大御名なり。さるは此詔命は。顯國に天降し奉らせ玉ふに付て。如此詔託させ玉へるにはあれ共。素より此國土を統御すへき。皇御孫尊と定奉らせ玉へる。貴御子に渡らせ玉ふか故に。始より瑞穂を以稱奉らせ玉へるなり。と云れたる然説なり。耳は尊稱にて神の御名に多し。其意は。記傳云。美は比に通ひて。産靈などの靈なるを。靈々と重ねたるものなり。開化天皇の大御名大日々尊とあり。明宮段なる人名前津見を。紀には前津耳とあるを以。耳と云は。美を二重ねたるにて。見と云は。其を一ッ畧けるものなる事を知へし。偕此尊を齋祭れる社は。式に山城國宇治郡許波多神社三坐並大月とある。山と云にあり。祭神を。風土記に天忍穗根命とあり。三代實錄。貞觀元年正月。從五位上とあり。又式に。土左國香美郡天忍穗別神社。又豊前國田河郡忍骨命神社あり。みな此尊にます。

次天穗日命。是出雲臣。土師連等祖也。

天穗日命。此も右の穗耳と同御名なり。記傳云。志か穗日も。穗耳も同くは。御兄弟御名の同きは如何と云に。三女神の中の。多紀理と多岐都も同意言なる如く。又紀に次の熊野久須毘命を。熊野忍踏命と

もあるは。忍穂耳と正しく同言なる例なり。かゝれば。御兄弟等の御名も。唯聊の差めを以分奉りしものそとあり。されど。此命に稻穂の事は由なくやあらむ。重胤云。穂日は穂飯なるへし。其子大背飯三熊之大人。亦御名武御熊大人とみえたる。大背飯は大真飯三熊は御糝にて。飯に由れる神名なるに附て思ふに。御父穂日命も。其事に携はり玉へるなどの事にて。然御名には負坐るなるへしと云り。なほ考ふへし。さて此神の御社とも式に見えたり。近江國蒲生郡。馬見岡神社二坐とあるも。此神と其御子天夷鳥命なり。社記に載る祝詞には右の二柱は健御熊大人命。相副て三柱と見ゆ。さて出雲より移し奉れる由も見えたり。紀貫之朝臣梁前銘には。大背社と見ゆ。此社は今日野大宮と云ひ。綿向大宮とも稱して。日野村井町仁正寺境内に在り云り。○是出雲臣云々。十字本に小字に作るは非なり。今明應本に。江帥卿本此二注在。施爲正本。在注爲異本云々とあるによる。二注とは此と次の是凡川内直云々とを云るなり。なほ其餘にも大字に作るかあり。○出雲臣。出雲は國名。倭名抄それ後に氏となれるなり。臣は尸にて。其もと記傳に云れたる如く。連と同く。京のあたりに住居て。殊に親く朝廷に仕奉る氏々の尸なり。雄略天皇遺詔。臣連伴造。每日朝參。國司郡司。隨言義大身なり。さて此氏は。記云。天菩比命之子。建比良鳥命。此出雲國造等之祖也とあり。重胤云。國造は。職にして。臣は姓なり。國造本紀に。出雲國造。瑞籬朝以天穗日命十一世孫宇迦都久怒。定賜國造。と見ゆ。崇神天皇六十年に。此人の事見えたり。其頃國造には被任しなりけり。武郡云。右の國造本紀に據り。此の國造叔飯入根。十世孫なるも。姓氏錄右京河内。出雲臣神門臣の下。十二世孫鶴瀨と見えて。一世遠へるを。飯入根を攝津土師連條。十二世孫飯入根と見え。甘美日狹は右京土師宿禰條。十二世孫とあり。父子叔姪として。世數の同じかるへき理なれば。何れよか其差ひありぬへき事なりと。つらく考るも。甘美乾飯根は十二世にして。其子鶴瀨。然れども。猶古より國造と云け

る狀に。古より彼國に住著て有る者也。さて天孫降臨章。當主汝祭祀者。天穗日命是也。とあるを以て見れば。穗日命此國に留坐か如くなれども。神賀詞に。乃大穴持命乃申給久。皇御孫命乃靜坐。牟大倭國申天云々。汝天穗比命波。天皇命能。手長大御世乎。堅磐爾常磐爾。伊波比奉。伊賀志乃御世爾。佐伎波閉奉登。仰賜志次乃隨爾。供齋仕奉氏。朝日乃豐榮登爾。神乃禮自利。臣能禮自登。御禱乃神寶。献良久止奏。は大已貴神の國避の時に奉給へる禮實に取副て。天穗日命の復奏の禮實を。天神に奉り玉へるを吉例として。天夷鳥命より以來。其擬ひを爲て仕奉られしを云へるなり。されは天穗日命は報命し玉ひて。後は天に留住玉ひて。此國に天降玉へるは。天夷鳥命に御在す事。記に出雲國造などの出自を。建比良命鳥に係け。また崇神紀に武日照命從天將來神寶云々。と有を以て。此國に降着て。出雲大神に仕奉られしは。右に謂ゆる天夷鳥命なる證なり。然るを記傳し。此天菩比命のみを舉すして。名づけられはなり。と云つれども。父子二神の上にて。其功の多きも。御名の高きも。天穗日命に在る事なれば。然る事の由ならんは。天穗日命のみこそ舉へかりけれ。其然らぬは。別子細有か故なり。出雲臣と云事は。同紀に見えられども。正しく姓に玉へるは。若くは孝德天皇御世に。國造を停められて。國司を置き。其國を郡領に被成し時などや。始て賜へりけむ。又大寶二年九月。出雲伯賜臣姓とある其始には非るか。武郡云。出雲國造系圖。鶴瀨淳五世國造宮向臣。始賜姓出雲臣とあり。されはいと古きことなり。其頃までも。猶國造を姓と爲るを。其を職號として。新に臣姓を玉へるにや。神賀詞に。出雲臣等我遠祖云々と有は。其奏せる時の姓なるなり。偕姓氏錄左京。出雲臣。天穗日命五世孫。久志和都命之後也。右京。出雲臣。天穗日命十二世孫。鶴瀨淳命之後

也。山城河内。何れも臣姓のみなりしなり。又左京。出雲宿禰。天穗日命子天夷鳥命之後也。と唯一宿禰姓有は。其より後の事にて。桓武天皇延暦十年九月。近衛將監出雲臣祖人言。臣等本系出_レ自_二天穗日命_一。其天穗日命十四世孫。曰_二野見宿禰_一。野見宿禰之後土師氏人。或爲_二宿禰_一。或爲_二朝臣_一。臣等云々同預_二改姓_一之例。於是賜_二姓宿禰_一とある。此一族なるへし。其後朝臣の姓を玉へりしにや。續後紀承和五年正月六年正月。出雲朝臣と云人名所見たり。右等は彼國より上りて。仕奉れる庶流の姓なるか。猶本の出雲國造は臣姓なりしにや。右に引る如く。神賀詞に出雲臣と有けり。然るに今出雲國造の姓宿禰なるは。何れの御世に玉へりし姓なりけん。と云り。氏は上に次々引出たるか如し。なほ右の外にも。聖武紀に。出雲屋麻呂賜_二臣姓_一と云事もあり。又出雲積と云姓。東大寺正倉院文書に見えたり。同族なり。後村上帝時穗日命四十九世孫清孝二子あり。孝宗貞孝と云。孝宗の後を千家と稱し。貞孝の後を北島と稱す。大社志に見ゆ。なほ記傳云。抑此姓のもと臣の尸なりしも。彼國より上りて。朝廷に仕奉しより始れるなるへし。此姓人の始て京に移て仕奉しは。垂仁の御世。野見宿禰なり。凡て臣の尸なる姓は。朝廷に親く仕奉る輩なり。さて後に。宿禰にも朝臣にもなれるなり。さて然京のあたりに住るも。又國に住るも。皆其本は國造より出たる子孫なる故に。記には其本につきて國造とあけ。書紀には廣く渾て臣と擧たり。諸氏に此例多し。倣て知へし。さて今世まで國造の殘れるは。此國と紀國とのみにて。中にも此國造名高し。此二國造は。昔より他に異なりしにや。貞觀儀式に此を任す儀を載られたりとあり。○土師連。土師本に波士と訓めるも。さることなれども。なほ波邇斯と訓へし。

和名抄國々の郷名の土師多く然訓り。記傳云。斯とは土物を造る者と云事にて。師は爲の意なり。凡て工人の屬に。某師と云みな然なり。今世も某師と云事多し皆同し。然るに漢國にても。某師と云こと多きに因て。即其師字を用たるのみなりとあり。此氏の事は。垂仁天皇二十二年秋七月。皇后日葉酢媛命薨。天皇厚稱_二野見宿禰之功_一亦賜_二鍛地_一任_二土部職_一。改_二本姓_一謂_二土師部臣_一。是土師連等。主_二天皇喪葬_一之緣也。其野見宿禰者。土師連等之始祖也と有る。此時始めて起れりし氏なり。姓なり。其鍛地は其本貫と成ぬる菅原伏見にて。其天皇の御陵の地是なり。其主_二天皇喪葬_一は。推古十一年に。來_レ目皇子の薨られし所に。遣_二土師連猪手_一令_レ掌_二喪事_一と見え。皇極天皇二年九月。詔_二土師婆婆連猪手_一視_二皇祖母命喪_一。など有類是なり。職員令諸陵司に。土師十人。掌_二贊_一相_二凶禮_一と有て。義解に。謂_二凶禮者_一。送_レ終之禮_一。即土師宿禰年位高進者爲_二大連_一。其次爲_二少連_一。並紫衣刀劔。世執_二凶儀_一。などありと云り。借_二天武天皇十三年十二月_一。土師連。賜_レ姓曰_二宿禰_一と有れば。紀を撰はれし當時は。已に宿禰姓にてありけるなり。姓氏錄右京に。土師宿禰。天穗日命十二世孫。可_レ美_二乾飯根命_一之後也。大和山城に。土師宿禰。天穗日命十四世孫野見宿禰之後也。和泉攝津に。土師連。天穗日命十二世孫飯入根命之後也。とあり。氏は仁德朝野見三世孫。土師身連姓を賜はり。身七世孫甥。天武朝宿禰を賜と菅家傳記に見ゆ。稱_二德紀土師連毛智賜_一宿禰。清和紀土師宿禰長雄。東鑑土師宿禰安利成房あり。さて雄略紀に土師連吾筭曰_二贊_一土師部とありて。廢常紀贊_二土師連沙彌磨_一あり。又百舌鳥土師連あり。單に百舌鳥氏ともあり。さて土師連四

派あり。其一を毛受族と稱す。孝德紀に百舌鳥長兄。及百舌鳥土師連土德あり。又娑婆氏あり。推古紀に土師連猪手の裔を娑婆連と爲す。借天穗日命の御末は。此餘にも數多見えたる中に。土師より別れたる氏々は。大枝。菅原。秋篠。など著姓也。○等とは。物一に限らず。類多きを都て云辭なり。平田翁云。等は都てはまつは賤しむ方に用る言なり。神典にても。尊む上には同じ等字なから。八百萬神等。また海神等など。みなタチと訓たり。又此等字を。トモと訓る處も多かり。此は殊に賤むる言なり。と云れたり。

次天津彦根命。是凡川内直。山代直等祖也。

天津彦根命。記傳云。名義異なることなし。根は尊稱とあり。平田翁云。式伊勢國桑名郡桑名神社二坐。此は天津彦根神と。御子天久之比乃命を祀れりとそ。同郡に多度神社も有て。此は天津彦根命に坐まし。此御社の傍に。俗に一目連と稱す社あり。此を社傳に御子天麻比止都禰神也と云。信に然るへしと云り。姓氏錄右京。桑名首。天津彦根命男。天久之比乃命之後也とあり。また此神。近江國よりある事は。蒲生稻寸祖と見え。姓氏錄に。大上。縣主。天津彦根命之後也とあり。これら彼國の地名なり。猶下にも云り。○凡川内直。記には河内國造とあり。記傳云。即河内國なり。和名抄河内加不とあり。凡は紀中大河内とも書て。大の意なり。名義は倭京にて。山代大河河の此方にある國なればなり。武部云。安國紀。大倭國と云て。下大河内と並出せる如く。倭も河内も。共。大字を冠たりつる者なりと。重胤の云れたる事にて。此は大河とつけられたるはあらし。本は大河内と云しを。諸國名必二字に定められしより。大を

は除つらむ。直は紀に阿多比延と訓る所ある

皇極卷長

と。和名抄和泉國和泉郡の郷名に山直。也。未多倍

とあるを合せて。阿多閉と訓べし。かのアタヒエのヒエを切めてへと云なり。山直。名義未考えず。延は兄なるへし。直字は借字なり。續紀廿八。庚午年。直姓。直字を書れたりし事も有しよ見ゆ。と云へり。此説は。神武紀に倭直部。神功紀穴戸直。皇極紀に長直

とあるとに依られたるものなれと。なほ直の姓。此他にも見えたる中に。景行紀紀直。欽明紀に葛城

山田直。敏達紀に坂上直ともあれは。強にアタヒエとあるも頼みかたし。思ふにアタヒエのエは行なる

も知りかたし。又按。古はアタヒエともアタヒエとも二方云るもあるへし。これを衍と見る時は。たゞにアタヒエとある方こそ。却りて正し

かるへけれ。さるは姓の直にはあらねと。顯宗紀に不三以直買。欽明紀に衣糧之費。齊明紀。稱其價を。アタヒハカリテ。とよめるをも。思ふへし。などもあれはなり。其他伊呂波字類抄に。價アタヒ。直同。など見え。今の玉篇にも。價を

アタヒと訓り。されはヒエを約めて。アタへとも云へきさまなから。姓の直を正しくアタへと書たる

例ものに見當らず。さらは和名抄郷名山直を也未多倍とある。一を以明證ともなしかたからんか。か

く見る時は。直の假字はなほ多きにつきて阿多比と治定すへきか如し。されと此は猶よく考へし。さ

て姓氏錄に直者謂君也とあるは。宜汝爲君治之。とある詔に就て注せるなり。此尸も凡て國々の處

處にある姓につきたれは。其處の君たる意にてはあるなり。かくて姓氏錄攝津神別に。凡河内忌寸。

額田部湯坐運同祖。また河内。同。天津彦根命之後也。舊事紀に。天御蔭命凡河内直等祖。姓氏錄。天津彦根命

子。明立とあり。もと直の尸なりしを。天武紀十二年九月。凡川内直賜姓曰連。と見え。十四年六

天御蔭命

月。凡川内連賜姓曰忌寸とあり。又此氏の中よ。清内と凡河内の縁なるへし。また姓氏録津津に。凡河内忌寸。天目命十三世孫。可美乾飯根命之後也ともあるは。遠祖御兄弟の間。傳の混つるなるへしと記傳云り。氏人は文武紀。攝津國造凡河内忌寸石麻呂あり。醍醐帝時。凡河内宿禰弘恒。類聚符宣抄に見えたり同族なるへし。また歌よみの凡河内躬恒あり。また朱雀帝時。凡河内良尙外記日記に見ゆ。村上帝時。攝津目代凡河内忌寸正茂朝野群載にみゆ。さて記に國造とあるは。出雲の例の如し。國造本紀首に以彦已蘇根命爲凡河内國造。即凡河内忌寸祖。また凡河内國造。桓原朝御世。以彦已曾保理命。爲凡河内國造と見えたり。重胤云。彦已蘇根命。彦已曾保理命同人にして。彦根命の孫にもや當るへからむ。其は額田部河田連條に。天津彦根命三世孫。意富伊我都命高市連條よは。三世孫世孫伊賀郡命。とあり。三世孫とは。子と孫とを除きて。其次なるを云れは。彦已曾保理命は。天津彦根命の孫に當るへきにやと云れたり。然る時は。天津彦根命の子。天御影命。其子彦已曾保理命。其子意富伊我都命と序つへし。○山代直。記に山代國造とあり。記傳云。名義。紀に山背と書る字の意うしろなるへし。此國は。大和國の北方の山の後なれはなりとあり。此は大倭を。神武紀に中洲とも。玉牆内國ともある。其内に對へて。外を背と云るなり。扱後に延暦十三年十一月詔に。此國山河襟帶。自然作城。因三形勝。可制新號。宜改山背國。爲山城國云々。と紀略に見ゆ。此氏もと直の尸なりしを。天武紀十二年九月。山背直賜姓曰連。十四年六月。山背連賜姓曰忌寸。姓氏錄左京神別に。山背忌寸。天津比古禰命子。天麻比止都禰命之後也。とあり。重胤云。國造本紀首よ。以天目一命爲山城國造。即山代直祖とある。天目一命は。天津彦根命の御子。御在し坐れとも。此は神武天皇御世の事なれは叶はず。其天目一命命の子。又孫に

在けんを。其名を漏し脱せる者と所見たり。其次よ。山城國造。桓原朝御世。阿多根命爲山城國造と有は。必其人なるへし。然れば右の凡河内國造の祖。彦已曾保理命と。兄弟などともや有む。然るは天目神本紀よ。天目伊岐志連保命。山代國造祖とあるは。天目神本紀よ。玉勝山代祖古命。山代水主。雀部連等祖。と云る一統にして。國造本紀よ。山背國造。志賀高次祖御世。以彦已曾保理命。定國造とある是也。姓氏錄未定よ。山城に。山代直火明命之後也ともあり。其と混はする事勿れ。武藏云。琴田寬説よ。天目伊岐志連保命は。書紀よ見えす。證とすへき事無れば。全信かたし。饒速日命の一名を。膳杵櫛丹杵命。といふに似たる名なれど。自別也。山代國造は。古本記また書紀ともよ。天津日子根命よかけていひ。國造本紀よ。姓氏錄山背忌寸の條よは。天目一命にかけて。祖と宗とを分ち記せる書法よも合されは。天神本紀は妄誕なる證よてはあるなりと云り。されど。續後紀。天長十年四月。山城國人。山代忌寸淨足。同姓五百川等八人。改忌寸賜宿禰。淨足等天津彦根命之苗裔也。又姓氏錄に。攝津山代直。子之後也。とあり。此は。彼玉勝山代根子命と。甚混らひし。此事は神功紀よ云へし。

次活津彦根命。次熊野櫛樟日命。凡五男矣。

活津彦根命。記傳云。凡て上代神又人にも。又さらても。活と云言多く見ゆ。活は生活の字の意にて。もと賀言なるを以。美稱るなるへしと云り。○熊野櫛樟日命。一書には熊野大隅命とも。忍隅命ともあり。また熊野忍踏命ともあり。記傳云。熊野は地名出雲國意宇郡の熊野なるへし。久須毘は久志須毘の約たるなり。久志は奇靈なり。須毘は大隅命。忍隅命の隅と同じ。須美の例は。水垣宮殿に飯肩巢見命。伊邪河宮段に比古由牟須美命なども有て。美は忍穗耳命の所に云るか如しとあり。隅の事は。一書よ云。平田翁云。此神の御名に。出雲なる熊野てふ地名を負坐し。活津日子根命の。近江國なる日子根てふ地名を。負坐るに就て思ふに。此二柱神共に。天降坐けむとおほしき事實もなく。また御裔もなく。

天上に生坐て。永へに天上に神留坐る神等と聞えたるに。御名に。此土なる地名を負坐る事は姑疑なき事能はず。活津日子根の。天津日子根と聞き。忍路の。忍穂耳と聞き。故考るに。此時五柱男御子を生坐りと云傳は誤にて。實は三柱生坐し。活津日子根命は。即天津日子根命に坐まし。 武野云。此は近江國一由ある神なる事。上引り。なほ式部通記に引る樹下山門系圖に。活津彦根命者。近江國彦根神也とあり。熊野久須毘命は。即天之穗日命にはあらざるか。其は忍路の富美即て神日命の穂日。此神の出雲國造か祖にて。彼國に由ある事は。下に次々見えたる如く。はた其御子天夷鳥命を。武三熊命。武三熊大人なども申す。三熊は即て熊野によれる名なるをも。深く考へし。武野云。三熊は熊野よれる御名と。各に生坐る御子の。三柱つゝ坐まざることは。深き所由あるへき事とそ思はるゝ。互に誓ひて。生給へる御子の。一方は五柱。一方は三柱と。異なるへき事也。よく考へし。と云れたるは。まことにさる論なれとも。此時生坐る男御子は。五柱なるよし。何の書にもしかりて。たやすくは定めかたし。なほよく考へし。

○凡五男。五柱の男神の生坐る序次。第二一書。また記日は此と同じ。第一一書は。天穂日命第四にあり。第二一書は。天穂日命第一に有て。忍穂耳命は第二にあり。何れを正しとも決めかたけれとも。こゝと第三一書。又記と同じき傳の多きによるへし。

是時天照大神勅曰。原其物根。則八坂瓊之五百箇御統者。是吾物也。故彼五男神。悉是吾兒。乃取而子養焉。

物根。記には物實と作り。此記なるも。私記また鎌倉。記傳云。佐泥と多泥とは。其物も名も通へり。和名抄に核。桃李之類。皆有核。和名佐泥。核者子中之骨也。此核より芽生る物なれば。眞根と云義なり。又李樹。和名加無之乃佐。柑子人名也。又桃奴。桃人一名桃奴。和名毛々乃佐。此を以て記傳に。たねとは其物も名も通へり。と云れたる事の。微あるを曉るへし。後世にも。人の母を云には某腹。父をいふには某種と云。本草の種子も同じ。此も其意なり。谷川氏か。物實日神の物なれば。日神は父の如く。須佐之男命は母の如し。と云るは。さる事なり。とあり。さて此物根の事。此と記とは同じきを。第一第三一書。又天石窟段一書は。異なる傳なり。此事次に云へし。○原とは。三女神は天照大神の生坐る御子。五男神は素戔嗚尊の生坐る御子とは。元より分れたるを。今は其生給し主には拘はらず。物根を原て。眞の御子と定め給へるとの傳なり。されど此には論あり。次に委く云。○吾兒。次には爾兒とあり。此は日足奉玉ふに就て。詔ふ御言なり。此事も次に云。○取而子養。通證に。所生在素戔嗚尊。故曰。取而子養。非後世養子之謂也。と云るか如し。比多須は。記中卷に日足とあり。記傳云。此字の意にて。多志は令足なり。今世言にも。令。足を多須と云り。釋私記に云。比多須。其義如何。答。師說凡人子初生之時。日數最少。而漸々長養。日數最稍足。故謂之養。長其子。爲日足耳。と云る多く。兒は日數の積るに隨ひて。成長ものなる故に。日數を足らしむる意を以て。養育る事を然云なり。紀中。養また子養。長養。持養。膝養など。皆然訓り。上宮記釋紀に。無親族部之國。唯我獨難養育比陀斯。續紀四に。人祖乃意能賀弱兒乎養。治事乃如久。治賜比。萬葉十三に。何時可聞日足坐而 此萬葉なるは。成長玉ふ自のうへより申せは非ず。など見ゆ。紀一書に。亦云。彦火々出見尊。取婦人。爲乳母湯母及飯嚼湯坐。凡諸部備行。以

奉養焉。于時權用^ニ他^ノ姫婦^ヲ以^ヒ乳^ニ養^フ皇子^ヲ焉。此世取^ニ乳^母一^養兒^之縁也とあるは。此御子を日足奉り
しさまを。委く云るなり。とあり。
或説に。ヒタスは令^レ秀^ニにて。幼稚子を養^ヒて漸々に。令^レ秀^を云
と云り。此も捨かたし。苗などに生長行を秀ると云も同意なり。

又勅^シ曰^ク。其^ノ十握^ノ劍者。是素戔嗚尊物也。故此三女神。悉是爾兒。便
授^ケ之^ニ素戔嗚尊。此則筑紫胸肩君等所祭神是也。

素戔嗚尊物也。山蔭云。次の文に爾兒とあれば。素戔嗚尊に對ひて詔ふ御言なるに。素戔嗚尊とはい
か。是爾物也とこそ云へけれ。と云れたれど。かゝる處に。差向へる人名を指云る例多し。神代下
に^ニ是時^ニ爾^ノ神問曰^ク。天鈿女。汝爲^レ之何故耶。記上卷に爾詔。佐久夜毗賣一宿哉。姓。是非^ニ我子^ニ云々。
中卷に降^リ此刀^ノ狀者。穿^テ高倉下之倉^ノ頂^ニ自^レ其墮入^リ。故阿佐米余玖。汝取持^テ獻^ス天神御子^ニ云々。また
神賀詞に親神魯岐神魯美命宣久。汝天穗日命波云々。此他にも猶多し。山蔭の説は從ひかたし。○
授之は。右の三神を給ひて。日足奉らしめ給へるなり。下一書。素戔嗚尊の日神に白給ふ御言に。所
生兒等亦奉^ニ於^テ姊^ニと有に對へて心得へき所なるなり。偕此三女神は。右の如く授玉ふと雖。其天降坐
るは。此より遙に後の事なり。○此五男三女神は。本より大神と素戔嗚尊との御中に生坐して。此は
大神の御子。此は素戔嗚尊の御子と云ふ分はあらず。記傳にも
既^ニ云^リ。然るを。本書に素戔嗚尊の御言に。如

吾所^レ生^シ是女^ヲ者云云。若是男者云々とも。又一書に。日神所^レ生^シ三女神云々とも。又一書に。素戔嗚尊
所^レ生^シ之兒。皆已男矣。とあるは其時生給ひし主に就て。分ち云へるまてなり。さて又本書又記に。物
根を原^テて。五男神を大神の御子。三女神を素戔嗚尊の御子と。定玉ふも。かしこけれと。是又物實に
就て。詔別玉へる迄なり。記に如此詔別也。とある是なり。此は世俗に。物根を原^テて。
父を知る事の。起本なりかし。されは。此時
の五男三女神。まことは生給ひし主にも拘はらず。又御物根にも拘はらず。たゞ大神と。素戔嗚尊の
御子と。見てあるへきなり。故一書とも。物根を大神のとも。素戔嗚尊のとも
も。云傳へて。一樣ならず。此拘はる可らざる證也然らば。今かく五男神を。大神
の御子。三女神を素戔嗚尊の御子と。詔別定給へるは。いかにと云に。一書に。大神の御言に。若生
男者。予以爲^レ子而。令^レ治^ス天原云々便取^ニ其六男^ヲ以爲^ニ日神之子^ニ使^レ治^ス天原云々とも。吾以^ニ清心^ニ。
所^レ生兒等。亦奉^ニ於^テ姊^ニともあるか如く。始より大神の詔ひしまに。素戔嗚尊の方に生し玉ひし御
子を。大神の御許にて。子養玉はむとの大詔なり。本より素戔嗚尊の御子なるを。後世の如く。大神
の取らし給ひしにあらず。故かく定玉ひても。なほ後に。素戔嗚尊の皇御孫
尊を吾兒と詔玉ひし事。一書に見えたり思合へし○胸肩君。和名抄筑前國宗像牟奈
郡とある。其地に因れる氏なり。又地名に。遺賀郡宗像とあるは。國郡なれば。宗像の地
を割て。屬たる故に。地名と成て。遺れるものなるへし名義。下の一書に風土記
を引て云へり。君は其處々を治る職名にて。國造直縣主稻置など云に同じ。續紀に。天平寶字三年十月。天下
諸姓若^シ君字^一者。換以^ニ公^ノ字^一と
ある此よりして。君姓氏録河内神別に。宗形君。大國主命六世孫。吾田片隅命之後也。と見ゆ。この六世孫と
姓みな公字をかけり大田々根古命の下に委云り。さて重胤云。大田々根古命は。崇神御世の人にて。阿田賀田須命は大田々根古命の伯父
此事は崇神紀。大田々根古命の御世頃の人なるへし。宗像縁起に。孝靈天皇四年に。出雲國飯河上より。筑前國宗像に御遷行と記せるは。
なれば。孝靈天皇。孝元天皇の御世頃の人なるへし。宗像縁起に。孝靈天皇四年に。出雲國飯河上より。筑前國宗像に御遷行と記せるは。

婦二柱共に相並はして。天下を主領ウシヘき。所知食間の御事也。然るに其三宮に。表物を置て。祝鎮玉ヒメふ御事の有りなんや。此は天孫降臨章。大己貴神の。天神の御使に。令レ白奉玉ヒメへる御言に。今我當於ニ三百不足之八十限ハヤク。將隱去矣カクレテ。言訖遂隱カクレ。とある其時の事也。此事を第二一書なる。天神詔命に。又汝應住ニ天日隅宮ニ云々。即躬披カサ瑞之八坂瓊ニ。而長隱者矣カクレ。と有と同意の文なるなり。右の天日隅宮は。其國土を避奉り隠れ潜玉ヒメふ宮と云事也。天日隅宮は身を潜む由。身形は。隱身の形代を。遣せる謂にて。其趣一に合るを思ふへし。然れば此三女神の。現御身坐し當時は。右の風土記に據に。御住處には。唯奥宮中宮邊宮と申し。御名には。奥津島姫命。中津島姫命。邊津島姫命と申し。他より其三島を號けては。海北道中とのみ云けるにて。宗像と申すは。幽顯初て分れたる程よりこそ。申習ひけらし。と云れたるはいと委し。さて三代實錄貞觀十二年。宗像大神告文に。我皇天神波。掛毛畏岐。大帶日姫乃。彼新羅人乎。降伏賜時爾。相共加ニ力倍賜天。我朝乎救賜比。崇賜奈利。と見えたる。此事紀記共には。所見さる事なれども。宗像縁起を始として。諸書に所見たる事なれば。古くより云傳へたる事著明し。さて承和七年四月。勳八等宗像神に従五位下を授奉しより。貞觀元年二月正二位と國史に所見たり。此餘に大和國城上郡宗像神社三坐。並大月次○類聚三代格に。宗像神社城上郡登美山とある此なりまた太政大臣東京一條第に。此三神社ありて。筑前國なると共に。正二位を授玉ふ事も上に引り。なほ此神を祭れる社。式に見えたり。

一書曰。日神本知素戔嗚尊有武健陵物之意。及其上至便謂弟所以來者非是善意。必當奪我天原乃設大夫武備躬帶十握劍九握劍八握劍。又背上負鞞。又臂著稜威高鞞。手握弓箭。親迎防禦。

陵物。物とは廣く何にも云語なり。陵物は。物を陵す事を云なり。纂疏に陵犯也。侮也。物猶言人。物也。とあり。○及は。本書に至り聞來詣之狀。と有に當れり。此を及と訓は。漢籍めきて。如何なる事なから。然訓むより外なければ。然有なり。下章第二一書に。及至日神當新嘗之時。と有など。共にオヨフと訓へき所なる也。神武紀及三年四十五歳とあるを。綏靖紀至三十八歳。云々と見えたる此を合せて。至と及と。其義異ならざるを。曉るへきなり。○設大夫武備。大夫。重胤云。江家本に丈夫に作り。纂疏にも丈夫と有て。丈夫猶言大丈夫。孟子所謂威武不能屈者也。と云説あり。但此に大夫とあるを。強に誤とは云難かり。萬葉に大夫と多く見えたる中に。丈夫と有けんか。大夫と成れるも。有へけれども。皆から然とも云難かたければ。此を以て大夫と作りしことを曉りてよ。此の大夫は。大丈夫の丈を畧きて。書るものなるへし。と云るはよき説なり。さて大夫は武健き行の人に

勝たる男と云事也。轉りては。女に對て。男の通稱の如くも。後世には成り 設は。重胤云。麻耶と訓事也。然るに萬葉十麻字氣。名義抄にもマウケ。マウク。と有は。音便の如くなれと。熱思ふに。右の萬葉なるは。歌詞なるに依て。字數の限し有ければ。自然に約れる者にして。麻字久は本語にて。麻久は略語なるへし。と云り。○十握劍九握劍八握劍。握は既に云。八九十は身の長短につき。稱るものなり。記傳云。九握劍八握劍は。のを添てよむへし。十握は大方の劍の常度と見えて。何となく只劍とてありぬへき所に。みな十握劍と云へれば。の云へからず。されどかく。九握八握十握と並へ云と云り。○朝上。應永本永享本千箭二字あり。然るへし。○又。纂疏本秘閣本等に又字なし。

是時素戔嗚尊告曰。吾元無惡心。唯欲與姉相見。故爲暫來耳。於是日神共素戔嗚尊相對而立。誓曰。若汝心明淨。不有陵奪之意。者汝所生兒必當男矣。言訖先食所帶十握劍。生兒號瀛津島姬。又食九握劍。生兒號湍津姬。又食八握劍。生兒號田心姬。凡三女神矣。

故爲暫來耳。本に故字只と作り。今永享本應永本に依て改む。本書に將退根國。故欲暫向高天原云々。永退矣。とあり。○誓曰此。にては。日神のみ誓を立させ玉へる如く見ゆれども。本書に請與姉

共誓とあり。第二一書にも 此傳には素戔嗚尊より係させ玉へりし御言脱て。大神の答させ玉へりし御言のみ遺れるなり。なほ本書に。素戔嗚尊の御言のみ有て。大神の御答なきと。同じ事なるものなり。○意者。永享本に者字無し。○食所帶十握劍。大神御自の。十握劍九握劍八握劍を食て。女御子生坐し。素戔嗚尊は。又御自の瓊を食て。男御子を生坐ると見る時は。各々の御身の物實なれば。皇統は素戔嗚尊の方にありて。天照大神の御末には。あらぬか如くなれと。物事に明るき古昔に。然る時。此時の五男三女神は。生給ひし主にも拘らず。又御物根にも拘はらず。唯大神と。素戔嗚尊の御中に。生給ふ御兒にしあれば。かゝる傳もある也けり。此事は上に。食を衰須と云は。物を食ことに云へれと。此は本書に咀嚼とある。即其意なり。喉内に吞入玉ふにはあらず。一書に嚼斷劍末。記序にも。吹出給へるなり。この事を喫劍とあり。唯咬咀きて。吹出給へるなり。 ○瀛津島姬。此は田心姫の。胸形の瀛津島に坐ます御名なる事。上に云るか如し。○田心姫。此神は瀛津島姫と一神なるを。二神と爲るは誤なり。

已而素戔嗚尊以其頸所嬰五百箇御統之瓊。灌于天渟名井。亦名去來眞名井。而食之。乃生兒。號正哉吾勝勝速日天忍骨尊。次天津彥根命。次活津彥根命。次天穗日命。次熊野忍踏命。凡五男神矣。

其頸所嬰。所謂御頸珠なり。此事も既に上に云るか如し。頸は記傳云。和名抄頸久比頸莖也。とあり。後世に頸より斬たる首を。久久毘は久煩美なり續世繼にうなしのくぼと云ことあり。所嬰は。頸に懸玉ふを云。即毘といふは。すこしたかへり俗にほんのくぼと云とあり。頸懸の義なり。○去來眞名井。本に去來下。之字あり。永享本舊事紀に。なきに從て削る。履中紀に去來此云伊井とあり。伊井と云詞に。去來字を用いたるは。萬葉にも多くありて。漢土に古くさる意に用たり。人を召に。去來と誘ふ意より。起れる俗語なるへし。此訓注此にあるへきなり。名義未詳。試云は。深眞名井。清き意なるへし。○忍骨尊は。忍穗耳と云るに同じき事既に云り。式豊前國田川郡忍骨命神社。又山城國宇治郡許波多神社を。釋に引る風土記には。名天忍穗根尊と見えたり○忍踏命。此は熊野磯樟日命に坐。名義忍穗耳に同じ。記傳に。式出雲國意字郡志保美神社。此忍の意を略奉る神號なるへし。と云れたり。踏を古くは保美とも保牟とも云り。景行紀に踏石をホミシ。仲哀紀穴門直踐立と云人をもムタチ訓り。布と保とは通音なり。例あり○此傳。天穗日命。五男の第四に在は。異なる傳也。

故素戔嗚尊既得勝驗。於是日神方知素戔嗚尊固無惡意。乃以日神所生三女神。令降於筑紫洲。

勝驗とは。御誓に勝せ玉へる證據を云なり。第二一書に。天照大神復問曰。汝言虛實。將何以爲驗。對曰。請吾與姉共立誓約。云々生男爲赤心。云々とありて。素戔嗚尊の。男を成し出玉へるか故に。得勝驗とはあるなり。此を大神に勝奉ると見るは委しからず。其先に誓約を立玉へりし任に。其效

驗有つるを以。勝とは云なり。能く爲ずは混ひぬへき事共也。口訣に得勝驗者。勝誓也。纂疏に。得勝驗者。謂生三男子。故取以名之。とあるなどは。當れる説言なり。○方知云々無惡意。平田翁云。大神はかにかくに素戔嗚尊の高天原を奪はむとの惡き御心有て。參上り玉へるならむと。疑ひ所思しを。其認定たまへるまに。男御子を生坐りしかは。此に方て素戔嗚尊の本より惡心は坐まさず。たゞ御暇請し給はむの赤心にて。昇坐るなる事を。知看せる由なり。此大神と申せとも。直に他の心を。察通し玉ふ事は。え知給はず。字氣比の御事に依てこそ方て赤心とは知得たまへる。然るを佛聖人など云もの。とあり。さて第二一書に依に。此に男御子を治め玉へる。自に他の心を察通すなどいふ言の。空言なるをしるへし。○乃以日神所生三女神云々。重胤云。こゝは。大神の其女御子などの語なくては。事足はさるなり。○乃以日神所生三女神云々。重胤云。こゝは。大神の其女御子の所置を。定掟させ給へる御計ひの。御事共なれば。此より遙に後に在ける事なれとも。事の因に。如此記し續けずては。事の隔り行て。紛らはしく成か故に。此に在なり。此三女神の。此國土に天降坐るを。此一書には。今大神の御教に因て。降坐るか如く記たれと。此は此女神等の。後に此筑紫洲に。坐々る間の事を以。此時の事とせし傳なるへし。かゝる例。古書に多し。第三一書に。六男神を。使治天原と。ある處に云る事等。合せ見よ決て此時の事にはあるへからず。筑紫洲に降居る。なほ此事。次に云。

因教之曰。汝三神。宜降居道中奉助天孫。而爲天孫所祭也。

教之曰。神の御命以て。仰玉へる事を。神命とも御教とも云事也。○道中。第二一書に。今在北海道上。中一號曰二道主貴とあり。纂疏に。道中者。西海道中也。海北道中。謂九州之北瀕海之地と見ゆ。記傳に。筑紫の北面の海路にて。即胸形宮其處なり。と云れたるか如し。道中は。此任にては事足はず。上なる筑紫洲より。續けて心得へし。倍此道と云事はしも。已に鈴屋翁も云つる如く。國と云事なり。道と國との差別は。始より其本生の地に在て。其地の主宰なるに。道主とは云はず。其類には。大國主神。又國主事勝國勝長狹とある是にて。國主と云事也。道主とは。君王の御許より。差遣はされて。畿内より。數多の道路を經行て。其國に大人と成を。道主と云事。丹波道主命の例を以。若て道中と云例は。越中。備中。共に道中なるは。道口道後に對並たる稱なり。倍上にも云るか如く。此は筑紫洲道中と云義なるか。又海北道中とも有を以て考るに。筑紫洲の海北とは。豊前筑前肥前の三國にて。東より西に聯れは。彼畿内より。道口とは豊前なり。其行止る道後なる所は。肥前なりければ。其道中と云なん。筑前には當りける。筑前は。筑後に對ひてこそ。道口には有けれども。此洲の海北にて。東西に長き全體に取ては。道中なる者なり。○天孫は。本の訓アミマとあれとアミマは天御眞子の義なり。なほ天神之子孫と云義に。書る漢文なれば。アマツカミノミコと訓へし。平田翁云。文武天皇元年詔に。天津神御子とあるに從て訓へし。天神とは。總て高天原なる神を白す中に。此はもはら天照大御神を。指奉るなり。さて師説の如く。天忍穗耳命は。其御子に坐せは。本よりの事にて。此次々には。御孫なる運々藝命をも。又鶉草葺不合命をも。神武天皇をもみな申せり。武郷云。釋紀問云。此天孫指何哉。先師申云。古指天津彦火瓊杵尊云々。此條不可然歟。于時瓊杵尊未生給。然者此天孫者。不可限一人。未來繼體玉尊也。とさてかく申すは。大凡の國神と。同等からざる由に。事を分て尊み奉る御稱なり。天忍穗耳命。運々藝命は。あり

天にて生坐れば。唯に天神とこそ申すへきを。御子と申せるは。御々出見命より以來。此國にて生坐るを。申ならはしたる御名を。上へも回らして。語傳たるなり。夫も天照大神の御子と申す意になるめれば。違ふことなし。然れと天神の御子と申す。本の意は。此國にて生坐るか。天神の御末にて坐由なり。さて御代々々の天皇命をも。然申奉る事は。其高御座は。天照大御神の依給へる御座なる故に。其に位を。御末なからに。御代々々天神御子とは申奉るなり。然れば。此御稱は。天地の際に。我天皇命一柱に限りて。申す御稱になむ有ける。と云り。○奉助天孫云云。重胤云。助は手次の義にて。我手にて。行届かざる事を。傍より次て成すを云なり。此を多須久と云ふ。多は右の如く。手の義なる故に。唯に須久とも云り。多須久と云證例は。記の神八井耳命の御言に。僕者扶汝命。爲忌人。而仕奉。と有は。此に奉助天孫。而爲天孫所祭。と有に同狀にて。神祇を所祭るを以て。君を扶くる事なり。と云り。○所祭。本にイツカレヨと訓れと。平田翁のイツキマツレとよみて。皇孫命の御手に代り助けて。宜所祭と。教給へるなり。と説れたるは。然事なり。なほ重胤説に。三代格寛平五年十月格に。太政官符云々。舊記云。是天照大神之子也。大神勅曰。汝三神降居道中。奉助天孫。爲天孫所崇祭者。今國家毎有禱請。奉幣件神。是其本縁也。と所見たる舊記は。此紀の文なるが。其末に。今國家云々と云を以見れば。所祭を今本イツカレヨと訓來れる義に合るか如しと雖。猶舊義には非るへし。其は上に教之曰とあるは。唯奉助天孫にて。其天孫の御爲に。齋かれよと云意のみにては。合はざるなり。教之と云は。外に學ひ行ふ處有を以て。云語にこそ有けれ。但此大神の。國家を護奉重く崇へられ玉ふ御事は。今云迄も非るなり。但し其を以て。イツカレヨの證には立かたかりと云れたるか如し。さて此御言の意は。上にも引る。記の神八井

耳命の御言を。此紀には。宜汝之光臨天位。以承皇祖之業。吾當爲汝輔之。奉典神祇。と見えたる。爲汝輔之。記に共は。此に奉助天孫とあるに當り。又奉典神祇一人而仕奉と云は。爲天孫所祭。とあるに同趣にて。上世に君王の輔相として。仕奉れるには。先神祇を奉典る事を職として。仕奉れる事。最第一の任なるを。明らむる時は。此の所祭も知らるるなり。さて此所祭神を。豐受大神なりと云る説あり。引る。大同本記に。皇大神の御託宣に。吾一所耳坐禮波。御饌安不聞食。吾高天原留時。素戔嗚尊。帶十握劍索取。三段折爲。所生三女神乎。葦原中國宇佐島降。居道中。奉助天孫。而爲天孫所祭止詔之神。今丹波國與佐乃比治乃眞名井坐豆。道主王子。八乎止女乃齊奉。御饌都神。止由居乃神乎。吾坐國欲止。讒。覺。給支。と見えたる文なるか。此は吾高天原留以下。所祭止詔之神まで。五十三字は。全く後人の挿入なるなり。其本は。倭姬命世記。御饌坐傳記。同本記に。同事を右の文はなくて。丹波國與佐之。小見比治之魚井原坐。道主王子。八乎止女乃齊奉。御饌都神止由氣皇大神乎。我坐國欲度。讒覺給支。とのみあるか。如くなるへきを。道主王を。此なる道主貴と。一に爲て。豐受大神を。殊更に貴くせんとの好意より。神代紀の文を採入れて。かゝる文をば作りし也けり。右の文を。御饌坐次第記には。道主貴とさへ改たる。既にさる下心は。ありしものなりけり。道主王は。丹波道主命なるものをや。なほ延層儀式帳をも見合せて。其妄を覺るへし。また右引る文中に。葦原中國宇佐島降。居道中。と云々。とは何事ぞ。宇佐島と。道中とを。一に混して云る。甚しき杜撰なり。又平田翁の引れたる一本には。爲天孫所祭止詔之下に。須勢理姬之齋奉禮留。の九字さへあり。彌後人の加筆なること知られたり。

一書曰。素戔嗚尊將昇天時。有一神。號羽明玉。此神奉迎而進。以瑞八坂瓊之曲玉。故素戔嗚尊持其瓊玉。而到之於天上也。

羽明玉。名義映明玉なり。映は玉の照曜くを云なり。上の一書に速玉之男。式に熊野早玉神社。又陸奥國志太郡敷玉早御玉神社あり。此等も皆映玉の意なり。と記傳に云り。玉を造りて奉進りしより。

負る名なるへし。拾遺に。櫛明玉命出雲國玉作祖也。と有て。末に櫛明玉命之孫。造御新玉。其裔今在出雲國。毎年與事は云。さて此神の御名。様々に傳はれる中に。まづ寶鏡開始章第二一書に。玉作部遠祖。豐玉者造玉。また第二一書に。玉作遠祖伊弉諾尊兒天明玉所八坂瓊之曲玉云々。天孫降臨章に。玉作上祖玉屋命記にも科玉祖命。合作八尺勾。姓氏錄に右京神別。玉作連。高魂命孫天明玉命之後也。云々造玉。壁。以爲神幣。故號玉祖連。亦號玉作連。古語拾遺に。櫛明玉命。出雲國玉作祖也云云。素戔嗚尊欲奉辭日神。昇天之時。櫛明玉命奉迎。以瑞之八坂瓊之曲玉云々。舊事紀に玉作祖櫛明玉神云々。伊弉諾尊之兒也。云々とある。是等皆同神なり。さるは此に羽明玉の。曲玉を素戔嗚尊に進るとあるを。拾遺には櫛明玉命と爲し。さて其櫛明玉命を。同書にも舊事紀にも。玉作祖と見え。又一書に。豐玉。天明玉。下卷に玉屋命とあるも。玉作遠祖。玉作連祖。姓氏錄にも。天明玉。と爲るにて。かたぐみな。同神なる事を知るべきなり。但し伊弉諾尊兒とあると。高皇產靈尊孫とあるとは。傳の異なるか如くなれど。此は伊弉諾尊には御兒。高皇產靈尊には御孫也。と見てありぬへし。又神名秘書と云ものに。異本古語拾遺の文なりとて。櫛明玉命高皇產靈神女。栲幡千千姫命之妹也。と云る説あり。記傳に。此神を女と爲る事いか。と云れたるか如く。誤なるへし。其は寶鏡開始章一書の瑞玉。平田翁の説を引て云へし。○瑞八坂瓊之曲玉。瑞は稱美辭なり。曲玉は既にも云る如く。其形狀の曲れるか甚麗妙なる故に云る名なり。

是時天照大神疑弟有惡心起兵詰問素戔嗚尊對曰吾所以來者實欲與姉相見亦欲獻珍寶瑞八坂瓊之曲玉耳不敢別有他意也時天照大神復問曰汝言虛實將何以爲驗對曰請吾與姉共立誓約誓約之間生女爲黑心生男爲赤心乃掘天真名井三處相與對立

起兵。起兵は。記紀に起兵與軍興師などあり。借兵は常には。都波母能と訓て。武器を云稱なれども。此は伊久佐と訓處なる事。右に引る例共を推て知へきなり。名義抄にも。兵字に右の二訓あるなり。さて本書第一一書は。御自の御装のみを云。此は兵のみを云るにて。其時のさま。なほ同事なり。○詰。本に詰に作る誤なり。今は類史本によりて。改め訂せり。○虛實。字の任に訓ては。漢文の格なり。日月と書てツキヒと訓む如く。此も倒反して。マコトイツハリと。訓へき字なり。○將何以爲驗は。謂ゆる證據を云なり。纂疏に。進雄尊獻珠。表其赤心。然其言虛實。猶未可分別。故以生男子。欲見證驗。如是則赤黑不可矯飾。故也。とあり。重胤云。驗と云は。次に誓約之間。生女爲黑心。生男爲赤心と見えたる。是を云なり。然るに其誓約の御中に。赤心の見はれさせ在し坐て。男御子

を成出奉らせ玉へる。此即第一一書に。素戔嗚尊既得勝驗と見えたる是なり。然るを天照大神はしも。女御子を成出させ玉へるを。右の生女爲黑心と云に當て。天照大神に勝奉る驗を。得玉へるか如く。説成し奉るは。此の文意を。能も相照し考合さるる僻事也。と云り。○立誓約。立は上一書に。建絶要之誓の建に同じ。立は誓を成て。事を定むる謂なるなり。○天真名井三處。上にも云る如く。此井は即ち安河瀬の中にて。井と云へき處を。指て云るにて。別に尋常云井ありしにはあらしを。こゝに掘とあるいかゞなるやうなり。三處は。玉の端中尾と。二度三處にもものし給はむ料なるへけれど。猶少しいかゞなる心ちす。按に堀とはあれど。新に掘鑿らせ玉ふにはあらて。三處の淵を。定めさせ玉ふを。云るにもあるへし。

是時天照大神謂素戔嗚尊曰以吾所帶之劍今當奉汝汝以所持八坂瓊之曲玉可以授予矣如此約束共相換取已而天照大神則以八坂瓊之曲玉浮寄於天真名井嚙斷瓊端而吹出氣噴之中化生神號市杵島姬命是居于遠瀛者也

謂素戔嗚尊曰。重胤云。此は右の素戔嗚尊の御言に就て。大神の判わらせ玉ふ所なり。借此に物根を相換させ玉ふ事の御約束。御誓に前立て宣はせたるは。異なる傳の如しと雖。然には非すなん有ける。

其は正書に。於是天照大神乃索取素戔嗚尊十握劍云々既而素戔嗚尊乞取天照大神云々五百箇御統同もとあるは。不意き狀の如く成に。此の傳の如く。其先に其御約束御在坐すと見奉る時は。殊更に義理に於て。明らかなる所あるものなり。○所持。本に所字の上にも。汝字あり。今は纂疏本及類史に無に依る○授。私記に左豆介與と訓り。永正本鎌倉本にも然訓り。本にクレヨと訓れ。重胤云。授は凡賜と同語なるか。賜は上より下へ。物を與ふる事に云るを。授は然に非るにや。天孫降臨章。大已貴神の廣矛を授三二神と見え。記に綿津見大神の。火遠理命に授三鹽盈珠鹽涸珠兩箇とあり。○浮寄は。口訣に濯之言とあり。振滌とは。衣などを水に洗ふ狀に。流れんとすれば引寄せ。沈まむとすれば取浮へて。振滌く事なり。故瓊響瑤々とは云るなり。下章第三一書。濯浮とあるを。合せ見て。其狀を思やり奉るへし。○瓊端。次に瓊中。瓊尾あり。此は一顆の玉の初中後を云なり。瓊端は。本にニノハシと訓るよく叶へり。私記に爾乃波とよめるもよろし。下章第三一書に。瓊端とあるも同じ。借此瓊はしも。右の八坂瓊曲玉にて。即御頸珠の事にて。其一顆の玉の狀はしも。何れを始。何れを終と云へからざるに似たりと雖。左に出せる圖に據て心得なは疑ひなかるへし。



○嚙斷は。嚙切と云に同じ。大祓詞に。本打切末打斷兵。又本打斷末打切兵。など通はせ云り。借此は瓊綸を嚙斷せ玉へるにはあらず。緒に貫る瓊玉を嚙み碎かせ玉へるを申すなり。○氣噴之中は。氣噴之狹霧之中と云義なり。○遠瀛。記に奥津宮とあり。奥津島の事なり。地神本紀に。瀛津島姫命。坐三宗

像奥津宮。是所居于遠瀛島者也。とあり。筑前續風土記に。俗に此島を奥島と云ひ。神をも奥御神と申すとあり。奥津島又瀛津島姫命と申奉る唱を失はざる者なり。文安元年宗像縁起に。此奥津宮の祭神を。田心姫命と云るは上に云るに合へり。續風土記に。奥津宮の社人は。此島の神を田心姫とし。第一の宮とす。故に田心姫を中とし。左を市村島姫命とし。右を瀛津姫命とす。此島は大島より戌亥方に在り。其間四十八里と云り。島の周廻一里あり。社は西南に向ひて。山の麓。平地の高處に立り。海邊より社まで。其間百五十間。道嶮岨しからず。島山高し。其峰三あり。甚高きを一嶽と云ふ。其次二嶽。其三白嶽。皆岩山なりとあり。さて宮所は。一嶽の麓。大なる巖の物の足の如。三聲立ちたる間に。おはしますと。荷柳種信か紀行に云り

又嚙斷瓊中。而吹出氣噴之中化生神號。田心姫命。是居于中瀛者也。又嚙斷瓊尾。而吹出氣噴之中化生神號。瀛津姫命。是居于海濱者也。凡三女神也。

中瀛は。記に中津宮とあり。即中津島姫命。坐三宗像中津宮とあり。此御名記紀には漏たれど。山城松尾神社に。祭所の中都大神と申御名は。本朝月令に載たる。秦氏本系帳に見えて。古き稱なり。續風土記に神湊の海濱を去る事。三里。北の海中に在。島の回三里餘。此邊の島に比ふれば頗大なり。

故に大島を號するをへし。民家も多くして町あり。又此島に宗像神社おはします。社は巽の方に向へり。田島の方なり。湍津姫命を主とす。中湍津姫命。左田心姫命。右市杵島姫命とあり。此も本書の傳と合へり。瓊尾。本にニノヲと訓れど。さては瓊綸ユヅリに混ふべければ。尾はスエと訓へきか。定めかたむ。○海濱。楓山本及類史等に近瀛とあり。記に邊津宮とあり。即神湊の陸方田島是なり。神祇本紀に。邊津島姫命者。是所居于海濱者。此湍津島姫命也。島字とあり。街也。邊津島姫命と申御名。記紀に洩されたり。續風土記に。田島社古は神湊の東六町海の南一町許に在し故に。邊津宮と云。邊とは海邊を云。神湊なりし其跡を。今神の幸屋敷と云。其邊に今も社の跡ありて著明し。昔神祭に用たりし。土器の破たる多し。此所神湊と。江口との間に在り。神湊の境内なり。田島村を去こと半里許なり。宗像大宮司清氏より。四十八世長氏の時。後深艸天皇建長年中。夢に神託の告有て。田島に移奉ると云傳ふ。田島の御社は。戌亥に向ひ。敵國降伏を顯はせり。今田島の所祭神社。中第一田心姫命。左第二湍津姫命。右第三市杵島姫命。凡三所の大神の社に。各三神を祭奉ると雖。其主とする所の神を以。中坐とす。田島の社人は。此社を以第一とし。田心姫とする故に。中社に祭りて。此を主とし。餘の二神を客とすと云り。祭神は瀧津島と同じきは。非事なるへし。市杵島姫命とあるへき事なり。

於是素戔嗚尊。以所持劍。浮寄於天真名井。嚙斷劍末。而吹出氣噴

之中化生神號天穗日命。次正哉吾勝々速日天忍骨尊。次天津彦根命。次活津彦根命。次熊野櫛樟日命。凡五男神云爾。

嚙斷劍末。上章一書に劍鋒とあり。末は銛なり。劍鐔を。記に御刀本とあるにて知へし。此一書生坐る五男神。劍鋒を嚙斷玉ひし時。一聯續に生坐るとあると。忍穗耳尊穗日命の生坐る。御序次の反様なるか。異傳なり。重胤云。天穗日命の成出玉へりしこと。最初に在は。奇らしくはあれども。其にて。○此一書の趣に。は第三一書に。變化生男一矣。則稱之曰。正哉吾勝。と見えたる正旨を失ふもの也。○此一書の趣にては。大神は素戔嗚尊の玉を齧て。女御子を生坐し。素戔嗚尊は大神の劍を嚙て。男御子を生坐るよしなれば。物質の異あり。さて拾遺に。素戔嗚神昇天之時。櫛明玉命奉迎獻以瑞八坂瓊之曲玉。素戔嗚尊受之。轉奉日神。仍共約誓。即感其玉。生天祖吾勝尊とある。此傳にては。玉に感けて。吾勝尊を生玉ひしは大神に坐り。此一書と亦異なり。されども此は物質に拘り玉はさる一證なり。さて大神の男御子を生玉ふとあるは。本來異傳なれども。記にも既く。素戔嗚尊の御言に。我心清明故我所生之子。得手弱女と云る傳もあれば。かくとりく。語傳へ來しにこそ。これも何れを何れと云。差別あらされはなり。思ふへし。

一書曰。日神與素戔嗚尊。隔天安河。而相對。乃立誓約曰。汝若不有

奸賊之心者。汝所生子必男矣。如生男者。予以爲子。而令治天原也。於是日神先食其十握劍。化生兒瀛津島姬命。亦名市杵島姬命。又食九握劍。化生兒湍津姬命。又食八握劍。化生兒田霧姬命。

隔天安河云々。記には中置天安河とあり。平田翁云。中間に隔つるなり。萬葉に。紅の欄引。道の中置て云々。さて此川を中に置て。誓玉ふ事は。須佐之男命の御心の。眞偽の知られ給はぬ故に。親ひ給はず。御心を置て。川の向へ。遠放玉へるならむか。又此川は。大御神の大宮處の前に流るゝ川なるを。其邊に出坐て。待向ひまし。須佐之男命は國土より。參上り玉ふなれば。自かく川を隔て。對立玉ふにてもあるへし。と云り。○奸賊。重胤云。阿多は敵にて。那布は辭なり。其は神武紀に懼不敢敵と訓るを以て。敵は當にて。此方を目指し來る者を云り。奸はカタミ。カタマシ。カタム。と訓る。カタムは。敵をカタキと訓と同義なり。と云り。○予以爲子。大神の御許にて。子養玉はむと詔へるなり。此事既。此に對て。吾如生女者。汝以爲子。而令降於葦原中國とある御言有つらむを。略けるものなるへし。○令治天原。重胤云。高天原はしも。大神の知看させ御在御國なり。然るに此にて。天忍穗耳尊に事依奉らせ給御事は。如何と云疑もあり。又天孫降臨章一書に。豐葦原中國。是吾兒可王之地。と見えたる大神の大御言にも。合さるか如く思ゆる事なれとも

然らず。まづ大神の御事は。二神の何不_レ生_レ天下之主者歟。と詔玉ひて。生奉らせ玉へりし驗に因て。生出させ玉へりし大神に渡らせ玉へは。高天原を所知看御在坐_ナ也。猶此天下は。大神の御國なるへきよしある事。已に注せるか如し。故令_レ治_レ天原とは。皇大神の相保たせ御在坐葦原中國をも。所知令_レ坐奉玉はむと云事なるへし。然るは記御天降段に。太子正勝吾勝々速日天忍穗耳命と見えたる太子は。日繼乃御子と申奉る御事。又其平國段なる。大國主神の御言に。唯僕住所者。如_レ天神御子之天津日繼所知之登陀琉。天之御巢_ニ而。云々治賜者とあるも。當昔已に高天原にして。天忍穗耳尊の。天つ日繼所知看。皇大宮の御在しけるに就て。其天上の儀の如く。新宮造し玉へらむ事を。請奉らせ玉へるをも思ふへし。右の如く令_レ治_レ天原とは在れとも。事は天下の大御政なるを思合すへき者なり。又第一一書に。三女神の御事を。汝三神宜降云々爲_レ天孫所_レ祭とある。天孫は此忍穗耳尊の御事なるか。已く天降して。此天下を令_レ知_レ食_レしめ玉はむ。御下心のおはしますに依る事をも。考へき者なりか。されは令_レ治_レ天原とは。大神の御國と。成し奉らせ玉はむと云事にて。事は此にては。天下を所知食。御ことなるものなり。と云り。○田霧姬命。田霧は田心と通ふ。さて此序次。瀛津島姬命と申すは。田霧姬命の。奥津宮に坐御名なるを。別神として。田霧姬命最後に生坐と爲し。又市杵島姬命と申すは。記の狹依毘賣の亦名なるを。瀛津島姬命の亦名とし。湍津姬命を。中に生ますと爲るなど。皆異なる傳なり。

已而素戔嗚尊。含其左髻。所纏五百箇御統之瓊。而著於左手掌中。便化生男矣。則稱之曰。正哉吾勝。故因名之曰。正哉吾勝。速日天忍穗耳尊。復含右髻之瓊。著於右手掌中。化生天穗日命。復含嬰頸之瓊。著於左臂中。化生天津彥根命。又自右臂中。化生天津彥根命。又自左足中。化生熯速日命。又自右足中。化生熊野忍踏命。亦名熊野忍隅命。

已而云々。此と下章第三一書とは。五男神を六男と傳へたる異説なり。借本書に。珠を纏持せるに。髻。鬘。腕。とあるを。記に左右の御美豆良。次に御鬘。次に左右の御手とありて。合せて五所にて。五男神の數に合せて同じきを。此には左右の御髻之珠と。御頸珠との三のみにして。次には自右臂中。又自左足中。又自右足中とある。此二は。瓊を著て御子を化玉へりとも見えす。唯手唯足より。成坐る趣にして。其左手の方には。復含嬰頸之瓊。著於左臂中とある。右臂中の方に。同じ左右の御臂にして。事の異なるも如何なり。此は本書に。結然咀嚼。又一書に食。又一書に嚙斷とあり。其とは異なる者にして。右の御頸珠を。左右の御臂。左右の御足に。著置せ玉ひて。御子を成玉へりとみゆ。

然れども。六男とあるも。異傳也。此にては傳々にある天安河も。天眞名井なども。用無き事の如し。○五百箇御統の。御字本に無し。今活字本熱田本又元々集等に。あるに據て補。○髻。本にモト、リと訓るは本取の義なれと。本書と同じくミ、ツラと訓へし。○合は。本書に結然咀嚼。第一一書に食。第二一書に嚙斷と云るに同じ。○著。本にオキテと訓る。此は下章第一一書に。置之左掌。又置之右掌ともあるか如く。其咀嚼きて。含ませ玉へる瓊を。手心に載せ玉へるなれば。著字は置と同じく。訓へき所なりけり。名義抄に。著字の訓くさくある中に。中怒反にてオクとも訓り。○手掌。顯宗紀に陀那則舉と訓り。今は明應本に引江本。又熱田本の訓に據れり。多那字良は手裏の義なり。名義抄に。掌をタナコ、ロ。タナウラ。タナソコと訓り。和名抄に。太奈古々呂。一云太奈會古。手心也。と云るは。多那字良と云訓を落せり。○正哉吾勝。此は御言なれば。マサシカモアレカチヌと訓へし。マサシヤアレ云々とも訓へし。古今集まさしや親なかりけり。又本の訓さるもの如く。マ重胤云。正とは先に誓ひ宣つるか如く。正しき哉。其驗の有けるよと。申させ玉へるにて。一書に得勝驗と見えたる是なり。此誓に限らず。卜事などにも。信に驗あるを。正と云り。萬葉二に。大船之津守之占爾將告登波益爲爾知而云々。益爲は正の義なり。十一に事靈八十衛。夕占問占正謂とある占正は。占を偽らず言へとなり。十四に。宇良敵可多也伎麻左氏爾毛とある。麻左氏は加茂翁説に正定也。と云れたるか如し。さて素戔嗚尊の。正哉吾勝と詔へるに就て。さらば大神は誓に負させ玉へるにや。と云に然らず。抑此御誓は。素戔嗚尊に元より。黒心などは且ても御

在坐さるか故に。起れる事なる事。云も更なるか。素戔嗚尊には。然る清御心なるから。日神にも其に誓し玉はらむ事を。請奉らせ玉ふには在けれとも。日神は本より然る御疑も。何も御在坐さりしかども。其天上に參上らせ玉ふ。御態の餘りに。兢オドロ凌ロしかりつれば。異御心コトや御在坐らむと。思成らせ玉ふのみこそ有けれ。然りとて。此も亦誓ひ負させ玉ふへき謂なき御事なり。と云り。記云因レ此言者。自我レ勝スト云而。云々。○正哉吾勝々速日天忍穗耳尊。此御名諸本。正哉吾勝四字なし。今永享本また元々集に引るに依て補へつ。丹鶴本には吾勝二字あり。さて記にては。正勝とあれは必マサカと訓へし。此記は正哉と作れは。古く訓來れるまことに。マサヤと訓ても。非事にもあらし。二方に申奉しならん

○嬰頸之瓊は。御頸珠なり。第一一書なると同じ。但第一一書は。此一連の玉以て。五男神を皆から令レ生玉へる由なるを。此にも天津彦根命以下。四神の此一玉に由て。成生るさまは。同じけれと。上なる二神の物根は。各一宛別々に在しなり。此は聊疑はしき傳になん有ける。○自右臂中云々。是より以下の三柱にも。瓊を含みて。臂又足に著給ふ事あるへきを。上の三神に准へさせて省る傳か。又下章第三一書にも。天津彦根命以下には。物根を書ざるなどを思ふに。此も右臂中以下は。物根なくして。直に臂又足より。生出玉ふと見むか。いとく疑はし。○煖速日命。本煖下に之字あり。平田翁校本に。一古本に無とあるに従ふ。下文にされと此神は。四神出生章一書に出たる。瓊速日神の子と同名にて。此は混亂たる傳なるへし。下章第三一書にも出たり。ある説に。疑五男内。有異名同神。而誤認爲一神と云り。此はさも有な

○熊野忍隅命。忍は大なり。隅の須は都に通ひて之なり。美は毘と通ひて。尊むか。さてためては云かたし。

稱なりと。記傳の説なり。

其素戔嗚尊所生之兒。皆已男矣。故日神方知。素戔嗚尊元有赤心。便取其六男。以爲日神之子。使治天原。

已は悉字の義なり。本書に。五男神悉是吾兒。三女神悉是爾兒。などある是なり。○使治天原。重胤云。此は高天原にして。天津日嗣に定奉らせ玉へる御事を申奉れるなり。記御天降段。大國主神御言に。如二天神御子之天津日繼所一知之登陀流天之御巢二而一。云々とある。此御言を以ても。天忍穗耳尊は。高天原にて。天津日繼所知看しおはしまし御事を知へく。又其天津日繼所知看宮所はしも。天照大神の日宮の外に在て。右に謂ゆる天之御巢也ける者なり。さて其天津日繼は。天下を知看す。大御政の始になん御在坐しけると云り。此事已に上にも云さて此に取二其六男一。云々使レ治二天原一とては。六男神悉く天原を治り玉へるか如し。されと天穗日命以下の神等。皆然るにはあらず。忍穗耳尊に被レ引て。一括りに然詔へる物と。見てあるへし。さるを口説に。令治天原也者。明忍穗耳尊爲第二代也。さるはいかにそや。かくては大津神等の御上を。料り奉るからに。御神の御代をば。忍穗耳尊に譲り奉りて。退き玉へる知く通ゆ。さるは現世の意を以て。天

即以日神所生三女神者。使降居于葦原中國之宇佐島矣。

葦原中國。此は此國土を。天神の御世に。高天原より云る號なり。葦原の事は既に云り。中國とは。萬國總て葦原の中なから。其中に最正中なる國と云義にて。即皇國の域なるなり。○宇佐島。豐前宇佐郡宇佐郷ある其地なり。宇佐島と云事は。松下見林説に。宇佐島非海島。二川周流神山。故有三島名と云るか如し。又八幡本記。宇佐宮條に。凡て此三所の御宮所は山なり。即小倉山是なり。巡に川流れて島の如し。此故に日本紀にも。宇佐島と稱せり。西より北に寄藻川流れ。南より東に御物川流る。即其下にて。一と成る。小倉山は兩川の中に在り。譬へは伊豆國狩野川の内なる所を。蛭子島と稱し。信濃國千曲川犀川の間なる地を。川中島と云も。伊勢國の津島など。皆川中に在る故に。島と云か如し。必海中に在る地をのみ。島と爲るに非ず。と云り右の寄藻川の川下を。月瀬川とも。淺瀬川とも云ひ。水上を失橋川と云ふ。凡てを藤原川と云ふ。菟狹川是なり。其一柱藤原宮の跡は。其國郡川の水際に。宇佐と云名義詳ならず。神名式に。豐前國宇佐郡八幡大菩薩宇佐宮。大神比賣神社。大神大帶姫廟神社。大神と有る。是は世に所謂。宇佐宮三所の御事なるか。此比賣神社を三女神なりと。平田翁は云れたれと。甚しき誤なり。比賣神社は。愚童訓に。詔王女と云る妄説あれと取るに足らず。藤原天皇の紀仲姫命なりと云も信証し。なほ豐前志に辯られたる説見るべし。末社に三女神社あり。豐前志云。下市村にあり。甚神々しき宮地なり。此宮の前なる河。即宇佐川なり。川の彼方なる田居中に。眞名井あり。扱社の傍に。男葦の形爲たる物數本建たりと云り。これ三女神の御社なるへき。偕此に使降居と云事は。同志に。御許山權現と云るあり。馬城峰とも云。山上に八幡大神三所を祭れり。各石體なり。一は高三間許。二は低し。又嶺なる磐石の内に水あり。廣五寸深一寸

五分。大雨にも増らず。大旱にも減せず。大寒にも凍らず。及ても盡すと云。天台の僧坊三區あり。往昔は六區なりしとそ。宇佐大神緣起に。應神天皇御靈行之昔。御示現之一處也。とあるは信難し。今は宇佐宮の本宮の如く云て。大宮司の御拜と云を爲なる時は。必此山に詣る事と成れるを思ふに。彼三女神の天上より。降り著たまひし所なるへしと。おもはるゝ由あり。と云れたるは。さることにて。通證に引る正木正英説も。三女神始降臨之處。曰御許山。距神宮東五十町。絶頂有磐石。常湛清水。早魃莫涸。雨雪不汚。稱之石清水。後遷祭於今社地。と有は社傳の舊説を記したるものと聞えたり。但し此御許山を。かの風土記なる。崎門山の事なりと云れしは。甚くたかへり。此事も豐前志に辯られたり

今在北海道中。號曰道主貴。此筑紫水沼君等。祭神是也。燠干也此云備。

今在北海道中。海北は。即北海の義なり。神功紀海西諸韓の字は。西海の義なるに同し。上に葦原中國宇佐島と見えたる。其北海の意を以て。此は廣く云稱也。偕此は纂疏に。九州之北。瀕海之地。と云へる如く。所謂遠瀛中瀛海濱是なり。海北を。宇佐島と爲る説は非なりさて此は三女神始宇佐島に天降て。其後北海道中に遷り坐よまなり。今在とは。此紀撰述の時を云。下章にも。此釵昔在三云々。今在は於尾張國。また斷蛇之釵。今在吉備神部許。など例あり。○道主貴。重胤云。道主貴と申奉れるは。此三女神を合せ

て。一柱に稱へ申す御名にて。皇太神宮儀式帳に。粟御子神社一處。稱須佐乃乎命御玉道主命形石坐。倭姫内親王定祝。とあり。道とは此にても。國と云事にてはあれども。始より其本生の地に在て。其地の主なるに。道主とは云はず。道主とは。君王の御許より。差遣されて。其國に大人と成を云。武部云此然れば第一書にあるか如く。筑紫洲の北海道中に。天降し玉ひて。皇大神の御命を負持しめ玉ふ故に。奉助天孫爲天孫所祭らせ玉ふ。尊職の御在坐て。道主貴とは稱奉れる御名なる者也。さるは大國主大神の御政も。半は此大神の相預はらせ玉へれば。其大國主に相對ひて。道主貴とは。實に有らまほしき御名になん。御在坐ける。とあり。○筑紫水沼君。出自詳ならず。水沼は。和名抄筑後國三瀨郡美無三瀨。とある地に依れる氏姓なり。水沼君は。天孫本紀に。饒速日命十四世孫。物部阿遲古連公。水間君等祖とあり。此人は。安閑宣化欽明頃の物部膽昨宿禰七世孫なるよし。同紀に見えて。人なること。同紀に見ゆ。此人水沼君となり。筑後國三井神社は。其祖膽昨宿禰を齋奉れるに。相殿に武内宿禰。三女神を合せ祭りて。神主となれり。と云る説あれど。たしかなる物に見えねは信かたし。されと本國神名帳に。正六位上宗形神。宗像若草神。宗形御井天社。三井郡從五位下宗形金己呂神。宗形神。三瀨郡借從五位下宗形神。山門郡正六位上宗形本神。上妻郡正六位上宗形神。などあまた宗像神を祭れる社あれば。此國に此大神の由縁あることは。著明なり。殊に三瀨郡に坐な。大によしあり。さて其國にて。水沼君の宗像社に奉仕れるか。後に故ありて。筑前宗像神社にも。仕奉りしものなるへし。通證に。胸肩氏爲左坐。水沼氏爲右坐。と

云るは。筑紫宗像神社にての事にて。口訣にも。已に筑紫水沼君者。在筑紫水沼氏也。と云れたるにて明けし。但し此に重胤説あり云く。紀の例。阿曇連の志加海神を所祭り。胸肩君氏の其大神を祭れるなど。各其地に在て持齋く所に。某等祭神是也。と記さるる例なれば。某水沼君等か。本居の地にして。素より所祭る宗像大神おはし事著明きを。式にも此を載られさりしは。國郡司の奏上せさりしからに。官帳に漏たまへれども。已に本國神名帳に。載る所許多有か中に。三瀨郡從五位下宗形神。正六位上玉垂媛命。三女神御名也とあるなどや。水沼君等か其國に勸請りて。持齋き仕奉り來れる御社なるにて。此御由縁を以て。筑前の本宮にも行て。仕奉れるなるへきを。口訣を始として。筑前の水沼氏を初て。本國の水沼氏を探索さるか故に。此筑紫水沼君等祭神是也とある。其祭神を。同じ筑前の宗像神社と。心得たりし者なめりと。云れたる。一わたりはさることなれども。又よく按へは。まか一偏にも定めかたし。右の阿曇連胸肩君などは。みな其奉仕る神の子孫なるによりて。祭れるなれば。水沼君も宗像の神孫にあらは。其例に引きかたきを。まして此水沼君出自詳ならぬ限りは。右の例にはおして云かたし。なほ口訣等の説の如く。筑前の水沼氏としてあるへし。但し其本は。筑後の宗形神を齋き祀りしより。出たるものならんとおもはるる事は。上に云るか如し。さて又景行紀四年に。次妃襲武媛生三國乳別皇子。與三國背別皇子。一云宮道。別皇子。豊戸別皇子。其兄國乳別皇子。是水沼別之始祖也。とありて。又其國背別命をも。天皇本紀には。水間君祖とあり。また紀に。阿倍氏木事之女高

田媛生^ニ武國^ニ疑別命^トありて。此武國疑別命をも。天皇本紀に。筑紫水間君祖とあり。また右の豊戸別命をも。同書に三島水間君とありて。筑後國神名帳に三潯郡借從五位下三島神。と見えられたは。其も此の水沼君の。一列なるものなり。かく許多の皇別の。水沼別又君となれる事。すへていかなる由とも考ふるたつきなし。また景行紀十八年に。到^ニ八女縣^ニ云々水沼縣主^ト猿大海奏言云々。とあるは。水間君とは別にて。其より以前。已に此地の縣主として。在しなりけり。また雄略紀十年に。天皇の畜給ふ鵝爲^ニ水間君^ト犬^ト所^レ嚙死。由^レ是水間君恐怖云々とあるも。何れのすちとも知かたし。これらなほよく考ふべき事なり。○煖干也。玉偏に煖。火盛乾也。と注せる意なり。易說卦に。燥^ニ萬物^ニ者。莫^レ煖^ニ乎火。とあり。ざるを上章一書に。煖火也と注したるは。ひとよむに付て。非心得して。書入たるもの。○此云備。山蔭云。なるへし。前後注の重なるのみならず。意さへ互に背けるは。一は撰入なること灼然し。此訓注上にはなくして。此にあるがいかなるのみならず。濁音の備字をも用たるは。此また後人のしわざと見ゆとあり。但し濁音のみの假字には非ず。清音にも多くつかひしこと既に上に之り

日本書紀通釋卷之八

飯田武郷謹撰

寶鏡開始章

是後素戔嗚尊之所爲也甚無狀。何則。天照大神以天狹田長田爲御田。時素戔嗚尊春則重播種子。且毀其畔。秋則放天斑駒。使伏田中。

此章。素戔嗚尊の御荒備の事に起りて。大神は。天石窟に入坐し。世間常闇となりしかは。八百萬神愁迷ひて。大神を招禱奉らむと。思慮りける中より。諸の工事の原を此に開き。中にも最も尊き。八咫鏡の成出坐けるも。即其一にて。其即大神の御靈實として。天壤と共に窮りなき天日嗣の御靈と成玉ひしも。其開始即此章に在り。其らを本にて。大嘗の起原。善惡祓除の根本など。止事なき事は。皆此時に始れるなど。神典中にとりても。最心をひそめずは。あるへからず。なほ此時の事につきて。重胤の云れけるは。上章四神出生章一書に。以其稻種。始殖于天狹田及長田とあるは。此に天照大神以天狹田長田爲御田と云に應き。又其自此始有養蠶之道の文より續きて。神祇本紀に。乃起^ニ紉織之業^ト